

## 平成24年第9回西会津町議会定例会会議録

### 第1. 招 集

1. 日 時 平成24年12月7日
2. 場 所 西会津町役場

### 第2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 平成24年12月 7日
2. 閉 会 平成24年12月12日
3. 会 期 6日間

### 第3. 議員の応招・不応招

#### 1. 応招議員

- |            |             |             |
|------------|-------------|-------------|
| 1番 三 留 正 義 | 6番 鈴 木 満 子  | 11番 五十嵐 忠比古 |
| 2番 長谷川 義 雄 | 7番 多 賀 剛    | 12番 武 藤 道 廣 |
| 3番 渡 部 憲   | 8番 青 木 照 夫  | 13番 長谷沼 清 吉 |
| 4番 伊 藤 一 男 | 9番 荒 海 清 隆  |             |
| 5番 猪 俣 常 三 | 10番 清 野 佐 一 |             |

#### 2. 不応招議員

な し

平成24年第9回西会津町議会定例会会議録

議事日程一覧

平成24年12月7日(金)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長諸報告  
    請願の受理、委員会付託
- 日程第4 管外行政調査実施報告
- 日程第5 議会基本条例制定特別委員会の中間報告
- 日程第6 例月出納検査報告
- 日程第7 付議事件名報告
- 日程第8 提案理由の説明

平成24年12月10日(月)

- 日程第1 一般質問(猪俣常三 三留正義 伊藤一男 長谷川義雄 多賀剛 鈴木満子)

平成24年12月11日(火)

- 日程第1 一般質問(青木照夫 荒海清隆 五十嵐忠比古 清野佐一 長谷沼清吉)

平成24年12月12日(水)

- 日程第1 議案第1号 平成24年度西会津町一般会計補正予算(第5次)の専決処分の承認について
- 日程第2 議案第2号 西会津町暴力団排除条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第3号 西会津町立学校教職員宿舎に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第4号 平成24年度西会津町一般会計補正予算(第6次)
- 日程第5 議案第5号 平成24年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算(第1次)
- 日程第6 議案第6号 平成24年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算(第1次)
- 日程第7 議案第7号 平成24年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算(第1次)
- 日程第8 議案第8号 平成24年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1次)
- 日程第9 議案第9号 平成24年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第3次)
- 日程第10 議案第10号 平成24年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第2次)

- 日程第11 議案第11号 平成24年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第1次）
- 日程第12 議案第12号 平成24年度西会津町水道事業会計補正予算（第1次）
- 日程第13 議案第13号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第14 議案第14号 財産の取得について（スクールバス）
- 日程第15 提案理由の説明
- 日程第16 議案第15号 町道上野尻村中線消雪施設設置（さく井）工事請負契約の変更契約について
- 日程第17 議会案第1号 西会津町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議会案第2号 西会津町議会会議規則の一部を改正する規則
- 日程第19 請願第3号 「2013年度の教育予算の拡充と教職員定数の改善を求める意見書提出」方の請願
- 日程第20 意見書案第1号 2013年度の教育予算の拡充と教職員定数の改善を求める意見書
- 日程第21 意見書案第2号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書
- 日程第22 議会運営委員会の継続審査申出について
- 日程第23 議会広報特別委員会の継続審査申出について
- 日程第24 議会基本条例制定特別委員会の継続審査申出について



平成24年第9回西会津町議会定例会会議録

平成24年12月7日(金)

開 会 10時00分

出席議員

1番	三 留 正 義	6番	鈴 木 満 子	11番	五十嵐 忠比古
2番	長谷川 義 雄	7番	多 賀 剛	12番	武 藤 道 廣
3番	渡 部 憲	8番	青 木 照 夫	13番	長谷沼 清 吉
4番	伊 藤 一 男	9番	荒 海 清 隆		
5番	猪 俣 常 三	10番	清 野 佐 一		

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊 藤 勝	建設水道課長	酒 井 誠 明
副 町 長	藤 城 良 教	会計管理者兼出納室長	田 崎 宗 作
総 務 課 長	伊 藤 要一郎	教育委員長	井 上 祐 悦
企画情報課長	杉 原 徳 夫	教 育 長	佐 藤 晃
町民税務課長	新 田 新 也	教 育 課 長	成 田 信 幸
健康福祉課長	高 橋 謙 一	代表監査委員	新井田 大
商工観光課長	大 竹 享		
農林振興課長	佐 藤 美恵子		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐 藤 健 一	議会事務局主査	薄 清 久
--------	---------	---------	-------

第9回議会定例会議事日程（第1号）

平成24年12月7日 午前10時開議

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議長諸報告  
請願の受理、委員会付託

日程第4 管外行政調査実施報告

日程第5 議会基本条例制定特別委員会の中間報告

日程第6 例月出納検査報告

日程第7 付議事件名報告

日程第8 提案理由の説明

散 会

（全員協議会）

（議会基本条例制定特別委員会）

（議会広報特別委員会）

○議長 おはようございます。ただいまから、平成 24 年第 9 回西会津町議会定例会を開会します。

(10時00分)

開会にあたり一言ごあいさつ申し上げます。

議員各位には、師走に入り公私まことにご多忙のところご出席賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後刻、町長から詳細にわたって説明されることと存じますが、円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられますよう切望しますとともに、諸般の議事運営にご協力を賜りますようお願い申し上げまして開会のごあいさつといたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長。

○議会事務局長 報告いたします。

本定例会に、町長より別紙配付のとおり 14 件の議案が提出され、受理しました。

次に、本定例会までに受理した請願は 1 件であり、請願の要旨等はお手元に配付の請願文書表のとおりであります。

次に、本定例会の一般質問の通告は、11 議員からであり、質問者及び質問の要旨は、お手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

次に、例月出納検査結果については、監査委員から報告がありましたので、その写しを配付してございます。

最後に、本定例会に議案説明のため、町長、教育委員長、監査委員に出席を求めました。

なお、本定例会に、地方自治法第 121 条の規定に係る説明委任者として、町長から副町長、各課長及び会計管理者兼出納室長を、教育委員長からは教育長、教育課長をそれぞれ出席させる旨の通知があり受理いたしました。以上であります。

○議長 以上で諸報告を終ります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、3 番、渡部憲君、8 番、青木照夫君を指名します。

日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 12 月 12 日までの 6 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 12 月 12 日までの 6 日間に決定しました。

日程第 3、議長諸報告を行います。

9 月定例会以降、現在までの議会活動は、お手元に配付の議長諸報告のとおりでありま

す。

次に、請願の受理、委員会付託について申し上げます。

本日までに受理しました請願は1件であります。会議規則第90条の規定により、お手元に配付しました請願文書表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

日程第4、管外行政調査実施報告を行います。各常任委員長の報告を求めます。

報告は総務常任委員会、経済常任委員会の順で行ってください。なお、報告は簡潔にお願いいたします。

総務常任委員会委員長、青木照夫君。

○総務常任委員会委員長 (別紙報告書により報告)

○議長 経済常任委員会委員長、五十嵐忠比古君。

○経済常任委員会委員長 (別紙報告書により報告)

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これをもって、管外行政調査実施報告を終わります。

日程第5に入る前に、皆さんに申し上げます。

議会基本条例制定特別委員会から調査中の事件について、中間報告をしたい旨の申出があります。

お諮りします。

議会基本条例制定特別委員会の継続審査事件の中間報告について、申出のとおり報告を受けることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会基本条例制定特別委員会からの申出のとおり、中間報告を受けることに決定しました。

日程第5、議会基本条例制定特別委員会の中間報告を行います。

議会基本条例制定特別委員会の報告を求めます。

議会基本条例制定特別委員会委員長、清野佐一君。

○議会基本条例制定特別委員会委員長 (別紙報告書により報告)

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終ります。

これをもって、議会基本条例制定特別委員会の中間報告を終ります。

日程第6、例月出納検査報告を行います。

監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、新井田大君。

○監査委員 (例月出納検査結果報告)

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)



○議長　これで質疑を終わります。

これをもって、例月出納検査報告を終ります。

日程第7、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元にお配りの議会定例会議案付議事件の記載のとおりであります。

日程第8、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長　（町長提案理由の説明）

○議長　以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。（11時35分）



平成24年第9回西会津町議会定例会会議録

平成24年12月10日(月)

開 議 10時00分

出席議員

1番	三 留 正 義	6番	鈴 木 満 子	11番	五十嵐 忠比古
2番	長谷川 義 雄	7番	多 賀 剛	12番	武 藤 道 廣
3番	渡 部 憲	8番	青 木 照 夫	13番	長谷沼 清 吉
4番	伊 藤 一 男	9番	荒 海 清 隆		
5番	猪 俣 常 三	10番	清 野 佐 一		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊 藤 勝	建設水道課長	酒 井 誠 明
副 町 長	藤 城 良 教	会計管理者兼出納室長	田 崎 宗 作
総 務 課 長	伊 藤 要一郎	教育委員長	井 上 祐 悦
企画情報課長	杉 原 徳 夫	教 育 長	佐 藤 晃
町民税務課長	新 田 新 也	教 育 課 長	成 田 信 幸
健康福祉課長	高 橋 謙 一	代表監査委員	新井田 大
商工観光課長	大 竹 享		
農林振興課長	佐 藤 美恵子		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐 藤 健 一	議会事務局主査	薄 清 久
--------	---------	---------	-------

第9回議会定例会議事日程（第4号）

平成24年12月10日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（総務常任委員会）

（一般質問順序）

- |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 1. 猪俣 常三  | 2. 三留 正義  | 3. 伊藤 一男  |
| 4. 長谷川義雄  | 5. 多賀 剛   | 6. 鈴木 満子  |
| 7. 青木 照夫  | 8. 荒海 清隆  | 9. 五十嵐忠比古 |
| 10. 清野 佐一 | 11. 長谷沼清吉 |           |

○議長 おはようございます。平成 24 年第 9 回西会津町議会定例会を再開します。

(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、一般質問を行います。

通告により、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着席し、発言を求めてください。

5 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 皆さん、おはようございます。5 番、猪俣常三です。このたび、町政と町民の生活にかかわる重要な課題につきまして、12 月定例議会において一般質問をさせていただきます。

さて、西会津町総合計画に基づき、平成 23 年度から平成 25 年度の 3 カ年計画ごとのローリングごと、平成 25 年度の主なる基本方針並びに主なる事業計画について多岐にわたって実施されております。計画の中にはございませんけれども、本町においては、課題とされる人口の減少は、いまだ歯止めがかからず、各町村の悩みでもあります。特にわが町において高齢化の進行は深刻そのものと言わざるを得ません。同時に若い世代の定着率が低いと将来に大きな影響を及ぼすことが予想いたします。そして、これらの問題解決には若い人の定着率を高める施策、既存企業への支援はもちろんのこと、可能な限りの取り組みをすべきではないか、人口減少対策について伺うものであります。

会津地方を担う、会津地域 17 市町村で構成しております会津総合開発協議会に期待するのは、平成 25 年度に国が新設する津波・原子力災害地域雇用創出企業立地補助金について、会津地域は、これらの災害が影響がなかったことから、除外されておりますが、会津地域も含めて、県内全域とする協議会は、国に対して緊急要望を行うこととし、会津地域は多くの原発被災者を受け入れており、地元住民だけでなく、被災者の雇用確保も課題であり、実現に向けて取り組んでいただき、決定の際の暁には、対応について町の姿勢をお尋ねをいたします。

それでは、町政の課題について伺います。

1 点目は、今日においても人口の減少に歯止めがかからない。この現状を克服するには、どのような施策や計画を考えているのか、所見をお伺いいたします。

2 点目は、若い世代のかたがたの結婚や子育てや地元への就職による人口増になる施策など、今、取り組んでいる支援以上に施策を講じる考えはないかお尋ねをいたします。

3 点目は、過般の会津総合開発協議会の臨時総会を踏まえて、平成 25 年度に国の補助対象拡大にかかる動きを見定め、決定いたしました際には、積極的に本町に、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金を活用し、町政に活力と雇用確保を生み出すよう強力に企案立地の考えはないかお尋ねをいたします。

次に、交通体系についてお伺いをいたします。

本町は、公共交通の整備に、安心安全な運行管理の維持を図るとし、利用しやすい公共交通としての利便性の向上を検討するその他の公共交通機関への要望として、J R 徳沢駅、J R 野沢駅の利便性の向上について、要望活動を引き続き継続をするとの重点施策をもつ

て、執行しているわけであります。その上で、住民からの改善の声が届いております。切実な不安の声もあります。よりよい運行体系にしていくために何点かお尋ねをいたします。

1点目は、予約バス、いわゆるデマンドバスが今年度4月からスタートし、9カ月が経過しようとしております。スクールバス運行については順調に推移していると考えております。ただ、一般の町民が利用する中で、現在運行している野沢駅発の各集落行き午後12時30分を、30分程度繰り下げて運行できないかお伺いをいたします。

2点目は、まちなかコースの中で、ロータスインから野沢駅の磐越西線の橋梁付近に停留所を設けてはどうか、また西林地区の交差点から野沢駅方面の通りに、バスの運行がなされてはいないと同時に、停留所が西林集落の中心部に設けられていない、この運行によって利用者の利便性を高めるとともに、西林地区の中心部に停留所を設けてはどうか、町の見解をお尋ねをいたします。

3点目は、まちなかのコースの中で、指定停留所以外に乗降者、いわゆる町民、または観光客含みますが、そういったときは、乗り降りできるよう改善はできないのかお伺いをいたします。

4点目は、デマンドバスの予約受付の中で、住民の不便を解消するため、当日受付を採用する考えはないのかお伺いをいたします。

5点目は、予約制になれない町民のかたがた、特に後期高齢者のかたにおいては、旧町民バスが通っていたところにワゴン型で午前1便、午後1便の運転を強く望んでおられる。その町民の要望に応える考えはないのかお伺いをいたします。

6点目は、まちなかの買い物等の用件を終えて、集落に戻る際の不安が払拭できない町民がいることから、これらを除く方法として、秩序を定めた高齢者等にタクシー利用券を与えて、その費用を個人と町とで負担することにより不安の解消が期待できると考えるが見解をお伺いをいたします。

7点目は、町の観光行事である大山祇神社まつりにおいては、観光客や町民が利用しやすい運行と西会津ふるさとまつりに多くの町民が参加できるようシャトルバス等の運行を考えてほしいと町民からの要望に応える考えをお尋ねいたします。

8点目は、関連して、都会からふるさとの親の面倒をみるために西会津町に来る際、デマンドバスの予約が大変なことから、カーシェアという、車を貸していただける制度を設けていただきたいと、その声か町民の高齢者からありました。提案型でもありますが、この制度はレンタカーと違い、比較的料金も安く短時間で借りて、利用者にとって利便性が高く、高齢者を乗せて買い物等の用件を済ませることができる。新制度の導入について所見をお伺いをいたします。

次に環境問題についてお伺いをいたします。

未曾有の大地震を受けた3.11の大震災により、東京電力福島第1原発の水素爆発の事故に伴い、放射性物質の飛散による被害があとを絶たない現状であります。中には県内の原発事故の収束作業の積算線量計の不装着及び線量計に鉛板を覆った不正行為や、放射性測定機器設置段階のミスなど、県民、町民の健康や命にかかわる問題が起きていることは不安であり、非常に残念でなりません。

11月の9日付けの新聞報道によると、国が鳴り物入りで県内の公共施設に設置されてい

る可搬型モニタリングポストの検出器を、バッテリーが放射線を遮蔽する機器設置構造ミスにより、放射線線量の測定値が10%ほど低い値を示したとされている問題で、このことを踏まえて、町民の命、そして健康を守ることからお伺いをいたします。

まず、本町において可搬型モニタリングポストの測定器はあるのかなのか。今お話を申しあげましたような、前述のような問題はあったのかどうか。定期的に点検をしていたのかどうか。そういった詳細をお伺いいたします。

以上をもって一般質問といたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 おはようございます。それでは、5番、猪俣常三議員のご質問のうち、私からは町政の課題についてのご質問にお答えをいたします。

私は本町の最重要な課題に、少子高齢化対策であるというふうに認識しているところであります。中でも、人口減少対策としては、政策的目標に、若者が出て行く町から住む町へを掲げ、積極的に取り組んでいるところであります。平成25年度にあっては、特に定住促進と交流人口の拡大をテーマとした各種施策を総合的かつ強力に推進する考えであり、そのための計画づくりを現在進めているところであります。

現在、若い世代に対する支援策については、出産祝金や保育料の2人目以降無料化、子育て医療費サポート事業をはじめとした子育て支援、結婚祝金などの生活支援、さらには、新規就農者斡旋サポート事業や園芸ハウスリース事業など営農支援、無料職業紹介所の開設や企業支援事業など、他の自治体に比較しても手厚い支援策を講じており、好評を得ているところであります。

これら本町の優位性を広くPRし、さらなる推進を図るほか、若者のニーズに的確に据えた、新たな支援策についても検討して参る考えであります。行政としては、できることはこうした人口減少対策の基礎をしっかりとつくることだと考えているところであります。

また、これら作業の一環として、町の定住促進住宅や町営住宅が現在満室状況にあります。こうしたことから、西林地内の教員宿舎2棟のうち1棟を改修し、新たな定住促進住宅12戸を本年度中に整備することといたしました。なお、本議会に、関連する条例の改正案と改修費用を盛り込んだ補正予算を提出いたしておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

次に、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金についてであります。議員ご承知のとおり、本補助金は経済産業省が平成25年度新規事業として検討されている事業であり、津波と原子力災害の被災地における雇用拡大や産業復興を目的に、国から直接事業者立地経費を補助する事業であります。国では本補助金については、沿岸部の直接被害地域に限定することを想定していますが、県は原発事故による被害は全県に及んでいるとして、対象地域を県内全域とするよう国に求めております。過般、会津総合開発協議会においても、会津地域にも本制度の活用ができるよう、去る11月14日に国に対し、緊急の要望活動を行ったところであります。なお、ご質問の本補助金の活用については、この制度の動向を見ての判断となりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

その他の質問については、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 5番、猪俣常三議員のご質問のうち、まずはじめに交通体系についてのご質問にお答えいたします。

デマンドバス運行につきましては、運行を開始してから8カ月が経過したところでありますが、町民の皆さんからは、週に1回しか利用できなかった集落が毎日利用できるようになった。バスが小型化したため集落の中までバスが入れるようになり、停留所が近くなった。などの利便性の向上が図られたとの声も寄せられているところであります。

一方、昨年までの運行形態である定時定路線バスでは必要のなかった電話予約が面倒である。西会津診療所通院の際の便数が少ない。などの要望についても出されております。

町といたしましては、これらの課題を解決するため予約方法や運行形態などの改善について、現在、見直し作業を進めているところであります。このことから、ご質問のうち1番目のデマンドバスの野沢駅発午後12時30分の30分繰り下げ、2番目の磐越西線高架橋付近の停留所の増設及び西林集落内の運行ルートの変更、5番目の午前、午後それぞれ1便の定時定路線バスの運行、7番目のイベントや大山まつりにおけるシャトルバスの運行については、この見直しの中で検討してまいる考えであります。

次に、3番目のご質問のまちなかコースのフリー乗降について、お答えいたします。

まちなかコースのフリー乗降につきましては、運行を委託しております、会津バスとの協議の結果、乗降客の安全面に問題があるとともに、時刻表どおりの運行に影響を及ぼすなどから、行わないことといたしましたので、ご理解願います。

次に、4番目のご質問の当日受付についてであります。デマンドバスは、本年4月の運行開始から、2時間前であれば当日受付を行っております。なお、先ほどお答えしました全体的な見直し作業におきましても、当日予約の時間短縮を検討しているところであります。

次に、6番目のご質問の高齢者等に対するタクシー利用券の交付についてであります。町では現在、タクシー利用券の交付の考えはございません。なお、議員おただしのデマンドバスの予約や乗降に関する利用者の不安につきましては、町としてその不安を払拭するよう努めてまいる考えであります。

次に、8番目のご質問のカーシェアリングの導入についてであります。カーシェアリングを導入している自治体は全国的にも少なく、導入のメリットやデメリットについては、まだ明確になっておりません。また、導入している自治体は、公用車の稼働率が低いことから、公用車の稼働率の高い本町としては、今後それらの事例を検証するとともに、町民等の需要についても把握しながら、検討してまいる考えでありますので、ご理解願います。

次に、環境問題についてのご質問にお答えします。

町内に設置されている可搬型モニタリングポストは、町役場及び町役場奥川支所に1台ずつ計2台設置されております。2台の可搬型モニタリングポストは、文部科学省が県内の市町村に設置した機器でありまして、定期的な保守点検につきましても文部科学省が実施しております。

ご質問にありました、可搬型モニタリングポストの放射線量の測定値が10%ほど低い値を示したとされる問題につきましては、文部科学省が去る11月7日にプレス発表を行っており、来年1月末を目途に全台の機器調整工事を行うとのこととあります。



なお、本町では独自の空間放射線量調査を4月から毎月実施しており、可搬型モニタリングポストが設置されております町役場及び奥川支所につきましても、調査地点となっておりますが、本町はもともと空間放射線量が低いことから、可搬型モニタリングポストとの差異はごく僅かでありました。また、空間放射線量の調査結果につきましては、町ホームページや全戸配布のチラシ等で公表しているところでありますので、ご理解を願います。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 るるご説明をいただきました。まず町政の問題につきまして、町長のほうからるる説明をいただきました。なお確認をさせていただきたいと思います。

確かに総合計画の中には、先ほど町長がお話申されましたように、子どもの施策の問題、あるいは結婚等の施策の問題、いろいろと施策を網羅し、それを実現、実行されていこうとして努力されておられますことに対しましては、本当に敬意を表するところであります。しかしながら、この人口の問題が年々、月々といったほうがよろしいかと思いますが、まず10月の西会津町の人口そのものが、7,510人というのが目にされていると思います。私もどこかで7,500という数字があったものだから、確認を今日させていただきましたところ、7,510人というのは10月の時点でございます、今回12月においてはどのくらいの人口になっているのかと申しますと、聞くよりか私のほうからお話したほうがよろしいのかなと、こんなふうに思います。7,477名、いわゆる33名が減ってきているんだというのがよく分かります。そういった中で、どうしても先ほど申し上げましたように、いろんな企業の誘致の問題につきましても、町当局も頭を痛めながら努力をされているということも承知はしておりますが、何分お金のかかることであるということは承知の上、しかしながら、この町の幸せを考えるとすれば、どうしても企業誘致は避けて通れないということと、安心する町の中に若い夫婦、またこれから背負って立ってくれる若い人たちが西会津に帰ってきてよかったということの姿をつくってあげることが一番望まれるのではないのか、こういうことでありますので、3番目に申し上げました会津総合協議会で、いろいろとるる問題をなされたと思います。その点をもう一度確認をいたしますけれども、固まった際についてはある程度、町長のほうからこの財源を利用していただけのような道筋づくりをお願いしたいというふうに思いますが、その見解をお聞かせいただきたいと思いません。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 非常に人口問題というのは、私は難しい課題の一つだなというふうに思います。ご指摘のとおり、これは年間で自然減少で150人前後が減っているという、大変厳しい西会津町の状況だなというふうに認識しているところであります。その大きな要因というのは、まさにこの少子化ということでありまして、特にこの子どもの出生率ということにも大いに関係してくるのかなと、こんなふうに思います。

一方では、やはり高齢化率が40%を超えてしまっているということで、特にこうした少子高齢化という大変な状況を背負っているということの中で、やっぱり自然、人口が減少しているということ、これはある意味ではやむを得ない話なのかなというふうに思います。

しかし、これが最重要課題としてとらえるには、やっぱりこの現状だけでは、これはどうしようもないということで、この基礎をしっかりとつくるということが、私は行政の一番

大きな役割だというふうに担っているところでもあります。そのために、繰り返しはいたしませんけれども、先ほど言いましたように、るる若者の支援、あるいは子育て支援等々によって他の自治体にも負けないほどの手厚い対応をしているというふうに認識しているところでもあります。

このため町としては、特に若い人に焦点を当てたときに、ここに残って働いていただく、そして生活をしていただくというところに、出ていく町から住む町へという、一つの大きな目標を掲げているわけでもあります。そのためには、仕事の内容で無料職業紹介所の開設とか、あるいはいろんな交流の場を設定しようじゃないかということで、婚活の事業を行うとか、さらには交流人口の促進を図ろうということで、できるだけ都市部から多くの皆さんが西会津に来ていただいて、そして西会津というこのふるさとをもう一度見直していただくというような、そんな取り組みをしているところでもあります。

今、企業立地補助金の話が出ましたけれども、この3月11日以降、大変な福島県の状況ということで、県はこれまでこの復興復旧に関する企業立地補助金について、国といろいろ交渉してまいりました。今、議員が質問になった、つい最近、国がこの被災地における企業立地補助金という新しい制度を取り入れてきたわけですがけれども、これはあくまでも先回の補助金と違って、被災地を限定したいという話であったわけですね。しかし、県あるいは総合開発協議会では、この災害を受けたのは、何も被災地だけではないんじゃないか、被災地の皆さんを避難をされているところも、あるいはそれを抱えているところもあるし、言ってみれば、全県一円、やっぱり被災を被っているという意味から、特定することなく、福島県に対する企業立地補助金として対応していただきたいということで、11月の24日でしたか、これで中央の14日に要望を提出しているところでありまして、ただ、国では明確にそのところは、はっきりとしておりません。ただ、そういう課題があるということは十分認識しているというようなことでありますけれども、何せこの具体的な内容については、まだ明確に分かっておりませんので、こういう制度があるということについては認識をしていると。じゃあこれは具体的にどういう対応なのかといえば、やっぱりこの福島県から出て行った企業をもう一度呼び戻したいという、一つの大きな目的があるわけですね。そして、やっぱり新しい企業と、さらには現在既存にある企業が、これからもっと増設をしていこうとか、雇用拡大のために新しい工場をもっと建てていこうとか、こういういろいろな対応にこの補助金が充てられるというふうには思っているわけでもあります。

しかし、なにせまだ明確になっておりませんので、もし西会津がこういう立地補助金で対応できるということであれば、既存企業の皆さんにもご理解をいただく、あるいは西会津に企業として入ってくるような、そんな情報網もしっかり、われわれとしてもこれから調査をしながら対応していきたいというふうに思っているところでもありますので、今後いろいろ勉強させていただきたいというふうに思います。

○議長　　5番、猪俣常三君。

○猪俣常三　　今、町長お話をさせていただきましたように、確かに被害が被ったことは、会津全域、そんなに関係はないんだというようなことで外されてしまうより、この大きな協議会の力をもって要望していただくということでもありますから、できるだけ首長さんがたのお力で、国を動かしていただきたいと、こんなふうにひとつお願いをしておきたいと

思います。

次に、交通体系の問題のほうに移りたいと思います。大変、先ほど町民課長のほうから、非常に前進的なご答弁をいただきました。私ばかりではなくて、実際は利用されている町民のかた、それ以上に高齢をなさっているかたが、なかなか馴染めないのか、それともできないのか、そういう部分というのは、非常に複雑な部分があるような気がいたします。しかし、町民一人ひとりの考えは違ったとしても、この交通体系に何と云っても善処するところは善処してもらわなければならないと、そして安心して暮らせる場所というのは、後期高齢の皆さまがたというのは、どなたについても同じ、やはり住めば都であって、どうしても足がない人は、無理にしてもお金を出してお願いしますというような切実なお話までされます。けども、この車を利用したいんだけど、なかなか利用できないと、そういったところはこういう場で分かっていたらいいように説明をしていただいたほうがいいのではないのかということ判断し、今回、何点か分かりやすくお話をつないだわけでありまして。

その中で、一つ質問をさせていただきたいのは、1点目の12時30分の30分繰り下げの件については、検討して下さる。2番目の磐越西線の橋架付近辺りに停留所の増設、それからまた西林集落の運行ルート、こういったところも検討して下さる。5番目のところの午前、午後、それぞれ1便の定期、昔で言えば旧町民バスの路線というふうに解釈すればよろしいのかなど、こんなふうに思いますが、たぶん、ここのところについても検討して下さると。それから7番目の、イベントや大山まつりのシャトルバス運行については、そういったところも見直して下さるということで、できるだけ町民の不安であるところの部分をお答えしていただけるよう、ご努力をいただきたいと思います。

3番目の質問の中の、まちなかコースのフリー乗降について質問させていただきますけれども、この点については、実際は乗せてもらいたいということなんだそうであります。ですから、中には、まちなかの中に、人が乗っていないという場合もあるので、そういったところも踏まえて、いろんなルールもあろうかと思いますが、もう一度そこら辺のところのご検討はされてはいただけないのかどうか、質問をさせていただきたいと思っておりますので、ご見解を聞かせていただきたいと思います。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 まちなかコースのフリー乗降のご質問につきましてお答えをいたします。

まず基本的には、先ほど答弁でお答えしましたとおり、まず乗降客の皆さんの安全性、それがまず一番最優先だと思います。それと、時刻表通りの運行、先ほどお答えしましたとおり、時刻表通りの運行に支障があるということで、フリー乗降につきましては、会津バスと協議の上、できないという話になりました。ただ、バス停の見直しにつきましては、随時やってございまして、もしそのフリー乗降のかたがいつも乗られるような場所でバス停を新たに設置できるかどうかという検討はできると思います。デマンドバス運行、4月から切り替わりまして、昨年までの停留所の数が91でございまして、それがデマンドバス切り替ってからは、184カ所ということで、倍以上、93カ所増えてございまして、それらにつきましては、随時必要性があったりした場合につきましては、自治区との協議をした上で、現在も増やしているところでございまして、そこら辺で検討できる部分につき

ましては検討させていただきたいと考えております。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 よく分かりました。

次、4番目の質問の中の、当日受付についての確認をさせていただきますが、これは時間の短縮を検討しているところであるということは、この当日の予約の時間の短縮というところの中身、これらについてもう少し詳しくご説明を賜りたいと思います。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 当日予約についてお答えいたします。

先ほども答弁でお答えしましたとおり、本年4月にデマンドバスが運行開始されまして、基本的には前日予約ということがございますけれども、当日、急に用事ができたということで、デマンドに乗りたいと、そういったかたにつきましては、2時間前、乗る2時間前であれば当日予約もできることとなってございます、現在は。それで、先ほど時間の短縮について検討しているという答弁をいたしましたけれども、2時間前ではちょっと時間がありませんということで、1時間程度前でも当日予約を受け付けられるようにならないかということで、今、会津バスと協議をしているところであります。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 なぜこれを申し上げるのかということ、まず実際、行っているやり方がデマンドバスか、それともタクシーバスなのか、そこら辺はちょっと分かりませんが、実際、群馬県あたりの前橋あたりで実際は、当日の受付をし、それなりに非常に利便性の高い、市民へのサービスが行われているということも耳にするわけでありまして、だとすれば、当日の受付というのは、特にこういう中山間部におけるところのかたがたというのは、今日が天気がいいといったときには、もう今日はまちなかに行かなければならないという用件が急に発生する可能性があるということを想定してお聞きいただきたいと思うんですが、そういう際に、そういう用件というのがあるというのが町民の皆さんの声でありました。だから、せめて当日受付という状況を、できるだけ反映させていただけないのかということ強く申されておられたものであったので、そこら辺のところを確認してくれないかと、ただ当日は、その2時間前であれば当日受付になるというふうにはされていたとしても、問題は当日なんですよね。当日に変更が出てくると、だけと今日乗りたいんだと、今日乗りたいんだと、だからその当日が変更できていいのではないのかということ聞いてもらいたい。

○議長 ちょっとまとめて、もう少し整理して。

○猪俣常三 あくまでも当日、当日乗りたいんだけれども、受付してくれないかと。

○議長 している、2時間前に。2時間前まではやっている。

○猪俣常三 町民の言っていることは、今日は天気のいい悪いで話をしたときに、本来は出ていこうか出ていくまいかというふうに悩んでおったと、だけど今日はもう雨でどうにもならないといったときに、今日はどうしても乗せてもらいたいから、その当日の受付ができないかということなんです。そこのところを伺ってもらいたい。町に伺ってほしいと、こういうことなんです。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 当日受付についてお答えいたします。

今ほど猪俣議員がおっしゃられたとおり、今日、急に野沢に用足しができたと、そういった場合は、その日にバスの予約をして、現在ですとその日の乗る2時間前でしたら電話をして、予約をして、その日に乗れるということがまず第1点でございます。ですから、前日に必ずしも予約をしなくても、当日、急な用ができて乗りたい、予約をする、乗るということで現在、大丈夫です。乗れます。

それと、先ほど前橋のデマンド、前橋につきましては、前日予約は一切なくて、当日だけの予約の運行となっています。まず前橋市のデマンドバスの運行体系と本町のデマンドバスの運行体系の一番の違いにつきましては、本町は時間を決めています。野沢駅着何時、逆に野沢駅発何時ということで、どちらかといえば昨年度までの定時定路線バスに近いデマンドの運行体系でございます。前橋市の場合は、例えばAという停留所からCという停留所に行きたいよと電話で予約をします。そうしますと、予約をすると、それではAの停留所に30分後に待ってくださいよという確認の電話をして、予約されたかたは30分後にその停留所に行けば、デマンドが来てCの停留所まで行くと。ただ、Cの停留所に何時までに行きたいというのはできません。そのバスがAの停留所を出発して、その動いている間に別のかたが予約をした場合に、遠回りをしてその別のかたを乗せて、またCに向かうような形になりますので、そうしますと、例えば野沢駅の汽車に間に合うように乗りたいというような、そういったことは前橋の方式ですとできません。どちらかというと、前橋はタクシーに近い形の運行になっています。ただ、本町の場合はある程度通勤であったり、野沢駅から列車で若松方面に行ったりというお客様もおられますので、やっぱり時間は守らなければいけないということで現在の運行体系を取っていますので、前橋とはちょっと違うということでございます。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 当日受付というのは、とにかく当日2時間以内という解釈の中でよろしいわけですね。2時間前であれば、乗りたいということであれば、それで受け付けてくれますよというような解釈でよろしいんですね。

それから、6番目の質問の中に、タクシー券の件で再度ご質問させていただきますが、これはいずれにしても、まちなかに出てきました、帰りがとても不安で、とてもいたたまれないという部分もあるということでございます。そうしたときに、特にタクシー券で、例えば帰ったといたします。そうすると安心して遠い距離を、そのタクシーを利用しながらも帰っていくことができるといった場合には、本当に町としては大変かもしれません。それだけのお金を出さなければいけないという部分もありますでしょうし。非常にやりくりも大変だろうと、これは発生する部分の費用は大変だろうなとこんなふうには思います。ただし、不安を払拭するためについては、最後の手段といたしましても、このタクシー券の利用は最後の切り札といえるカードではないのかと、こんなふうにご考慮をいたしたわけでありまして、再度その点についてお尋ねをさせていただきます。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。

先ほど答弁でも申し上げましたとおり、来るときは不安はないけれども、帰るときに不

安があるかたがおられるということでありませけれども、町としましては、まず予約方法の改善、分かりやすいチラシをつくりましたり、それでもなかなか分からないというかたにつきましては、ぜひ言っていただければ、こちらのほうからお宅にお伺いしまして、利用方法の再度説明をするとともに、よく使われる形態、例えばどこから乗ってどこに行つて、そこからまたどこから乗ってどこに帰るといふような、ある程度決まったような形態のかたが多いと思つていますので、そういうかたについては、何時にどこどこか、今のは循環線の場合ですけれども、循環線については、今コースがまちなかコースと違ふAとBに分かれていますけれども、そういった乗り方、乗る場所、乗る時間とかの詳しいモデル的なケースをつくつてお渡ししたり、今のデマンドにつきましても、より分かりやすいような形でご説明をしながら、議員がおっしゃられるような利用者の不安については払拭していきたいと、そういうふうを考えていますのでご理解をいただきたいと思つます。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 できるだけ前向きな考え方でお進みしていただきたいと、こんなふうと思つます。

それから、8番目のカーシェアリング、カーシェアという考え方なんですけれども、これらについてお話があつたことを申し上げますと、車一つ買うについては、確かに高額な、固定的な金額がかかります。維持管理費もかかります。ただし、これを利用した際に、どれほど利用されるかたにとっては利便性が高いのかといひますと、短時間で、そして料金が安くて、レンタカー的な高い、そういうようなものではないものがあるということでありまして、できるのであれば西会津町から先駆けて、こういう制度を採用し、そしてまた利活用していただいたほうが、こういう町の中でお年寄りをおいて、都会にお嫁にいたり、出ていって働いておられたりするかたがいらっしゃるわけですから。そうする際に、助成、あるいは町の立場でいへば、そういうものを軽乗用車を利用、備えて、利用してくださいといふようなことで、ある程度用件が終わつたらお返ししていただくんだよ。そういうことが一つはできればすばらしい町に、活性化もわいてくるであろうし、西会津はすごいことをやっているんだなと、そういうことが大きなうねりとなつて、全国に響き渡るような気がしてならないわけですね。町長がいつもおっしゃつておりますように、みんなの音が響くまちなかだということであるとすれば、こういう制度も捨てたものではないと、こんなふうを考えているわけであつて、そこら辺のところは考えていないとはお答えされてはおりますけれども、デメリット、メリットとかそういうものを再度検討していただいて、そういうかたが利用される、あるいは会員制のことも出てくるかもしれません。しかし、そういうことが西会津町で、本当に先駆けて始めたとなれば、おそらくすごいいい音が響き渡っていくような気がしてならないので、再度お尋ねをしていきたいと思つますが、答弁をお願いします。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 カーシェアリングのご質問にお答えいたします。

先ほど答弁でも申し上げましたが、本当に全国でも実施している自治体、少ないといふことで、ちょっと調べましたら大阪府の箕面市、それから秋田県の十和田市では始めたみたいであります。その形態でありますけれども、カーシェアリングをする車、公用車にな

るわけですが、基本的には公用車の所有は事業者、ですからほかの民間会社が所有の車ということで、市も、町も会員となり、それから利用される町民のかたも会員となり、使った分だけ利用料を払うような形で実施しているみたいであります。本町の場合、公用車はかなり台数ございますけれども、まず基本的に箕面市辺りの公用車の稼働率が25%ということで、かなり稼働率の低いところでありまして、本町の場合ですと、かなり、裏の駐車場ありますけれども、ほとんど車が入っていないということで、稼働率がもうかなり高いということで、そこら辺の部分も違いがございますし、そこら辺、メリット、デメリット、先ほど申し上げましたけれども、町として経費的にどうなのか、それから実際、今の稼働率でできるのかどうか、そこらも十分検討しながら、あともう一つはどのくらいの需要があるのか、そこらを総合的に検討して実施できる、できないの話を今後検討してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 5番、猪俣常三君。最後の質問になります。

○猪俣常三 時間も少なくなってきました。いろいろとる説明いただきましたので、できるだけのご努力をお願いしたいと思います。

最後の質問ということになりまして、可搬型のモニタリングのポストで、たぶん2カ所というように聞いておりますが、例えば奥川の旧小学校のところに設置されているようなものは、どのようなものなのかをお尋ねだけさせていただいて、それと似たようなものが何台あって、あとは今の2台につきましては、文部科学省がきちんと直しますよというようなご答弁でございましたから、そういった命を守っていただきたいということであります。

なぜそれを言うのかというと、前回、私が見たところで、奥川の旧小学校においては、日にちはちょっと忘れましたが、風の吹いたときに0.096というのが出てきて、それから、風が吹かないときに0.067という数字が変わっていたものだから、これはいったい何なのかなと、こういうところを具体的にお尋ねをし、私の最後の質問とさせていただきたいと思います。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 モニタリングポストについてのご質問にお答えします。

先ほど問題となっている可搬型モニタリングポストは、役場と役場の奥川支所、2カ所に設置してあるということでありまして、そのほかにリアルタイム線量計という、別のモニタリングポストが町内に15カ所設置されてございます。それにつきましても文部科学省が設置したということで、型式は違いますけれども15カ所設置されてございます。先ほど奥川小学校ということですが、その奥川小学校にもリアルタイム線量計が設置されてございます。主に各学校、保育所、そこいらに、よりっせもそうでありまして、設置してあるということです。

それから奥川小学校の測定値が日によって変わるということでありまして、町でも毎月各自治区、それから公共施設177カ所測定をしてございますけれども、例えば晴れた日、雨の日、風のある日、ない日で、やっぱり若干線量は変わってきます。雪降ってしまえば、もう遮断されますので、ぼんと落ちますけれども、やっぱり条件によって空間線量は変わっていくと、それほど大きな数値の違いはありませんけれども、やっぱり条件

によって変わるということでもあります。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 1番、三留正義君。

○三留正義 こんにちは。1番、三留正義です。収穫の秋も過ぎ、本格的に雪の季節が到来になりましたが、皆さまにおかれましてはご健勝のことと存じます。

さて、米の話なんですけれども、本町の米の買い入れ等級比率は、11月27日現在で、所轄JAで1等比率が約60%、そのほかの業者では46.2%ということで、1等米の買い入れが昨年を大きく下回っているようです。日照り、渇水の影響だと思われそうですが、大変残念なことだと思っております。

さて、一般質問を大きく二つ通告いたしましたので、質問に入ります。

一般質問の一つは、米の全袋検査と集荷についてであります。6月議会で検査実施について伺いましたが、今回は実施結果と米の集荷の実態について、次の3点、お伺いします。

1点目は、本県全体の検査進捗状況はどのようになっているか。また、本県並びに隣接する県で100ベクレルを超えるものがあったのか。

2点目は、本町では、検査機器で100ベクレル以下であっても、一定の値があったものはあったのか。原因は何だったのか。

3点目は、米の集荷についてなんですけれども、米の集荷が実際に2週間以上遅延したケースが多数みられたようです。課題としての認識があるのかないか、お伺いします。

一般質問の二つ目、これは先に行われました11月23日に、健康がいちばん2012inにしあいづについて、次の事柄についてお伺いいたします。

1点目は、町民参加型まつりであったようですが、開催趣旨を広く町民のかたが理解していたのか、理解をいただけたのかお伺いします。

2点目は、今般のそのまつりの成果はどうだったのか。

3点目は、健康がいちばん、今後の展開をどのように考えているのかお伺いしたいと思います。具体的にどういうものか、私が尋ねている内容については、例えば、健康がいちばんというそのものの中で、期間やジャンル別に実施テーマを設定し、ステップアップ、ステップ化を図るような方法だとか、いろいろ考え方ができると思うんですが、そういったものは、どういうふうにとらえられているかお伺いいたします。

以上、これらについてお伺いいたしますので、よろしくお願いたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 1番、三留正義議員のご質問のうち、私からは、町民参加型健康まつり・健康がいちばんについてお答えをいたします。

私が考える、健康がいちばんとは、町民全体が健康であること。そのためには、将来的にも町民の健康を守っていくことが、重要課題であると認識しているところであります。人間は健康で裕り豊かなで満足できる人生を全うすることが一番であり、それが究極の幸せであると考えております。そのためには、幼少期から、食生活の大切さ、運動の重要性、健康の管理など、食と運動と検診を相互に連携し、健康づくりを推進することによって、



心身ともに健康な体がつくられるものであると考えているところであります。

町民の皆さんには、まず、自らの健康は自らが守るという意識を持っていただいて、日常生活の中で自らの健康管理に関心を持ち続けていただくことが大切であると思います。

このたび、初めての試みとして町民参加型をコンセプトとした健康まつりを開催いたしました。食と運動と検診を相互に連携しながら健康づくりを推進するためのファーストステップ、つまりスタートとして位置付け、町民の皆さんの健康に対する意識の高揚と、日常生活に役立てる契機にさせていただくことを目的として開催したところであります。

町民自らの体験発表では、食の生産者、食の提供者、運動の実践者、検診受診者、そして元気な高齢者から健康長寿の秘訣について、自らの体験をそれぞれの立場から発表され、参加者の多くが感銘を受けておられましたことは、私自身も感慨深く感じたところであります。さらに運動体験・健康づくりコーナーでは、多くの町民の皆さまにさまざまな体験していただき、笑顔や笑い声のまじった町民参加型のまつりの雰囲気醸し出しておりました。これらにより、日常生活における自らの健康管理、食・運動・検診の重要性を、参加者のかたがたに直接伝えることができまして、大変意義深いものであったと認識しております。

このような施策をとおして、今後は医師や福祉関係者との連携を図ることによって、将来的には、医療費・国保税の減少、介護・認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸につながるものと確信しており、この健康がいちばんの取り組みを長期的視点に立って推進し、検証しながら継続していくことが大切であると思います。

現在まで、食生活改善や運動推進、検診とそれぞれ取り組まれて成果を上げてまいりましたが、今後は、健康がいちばんをキャッチフレーズとして、医療も含めて、相互の連携を持たせながら、それぞれの事業を推進することにより、町の健康福祉施策の充実を図ってまいりたいと思います。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 1番、三留正義議員のご質問のうち、米の全袋検査と集荷についてのご質問にお答えいたします。

今年度、福島県では県産米から放射性物質が基準値を超える米を流通させないことを目的に、米の全量全袋検査を実施し、その結果を消費者等に公表することにより、風評被害の払拭と安全性のPRを図ることとしました。

ご質問の全袋検査の進捗状況であります。福島県全体の予想収穫量約1,200万袋に対して、11月末日現在、約944万袋の検査を終えており、おおよそ8割の検査は終了している状況です。検査の結果、県内全体で食品の基準値100ベクレルを超えたものは、16地区の米から71袋検出され、市町村により隔離・保管され一切流通はしていないとのことでもあります。なお、福島県の近隣で国の農林産物緊急モニタリング検査の対象となっている宮城、新潟、栃木県など16の県の米からは、100ベクレルを超えるものは検出されていないとの公表がなされております。

次に本町の検査状況であります。11月末日現在、当初計画の9割である約10万袋の検査を終え、町内の検査はほぼ終了したと考えています。検査結果については、ほとんど

の米から放射性セシウムが検出されませんでしたでしたが、ベルトコンベア式検査機器での検査で、下限値 25 ベクレルを超えたものが数点あったことから、精度の高いゲルマニウム半導体検出器による再検査を行なった結果、放射性セシウムは検出されませんでしたので、西会津産米の安全が確認されたところであります。

次に米の集荷の遅れについてであります。検査事業者、生産者それぞれ効率的に集荷・検査を実施していただきましたが、検査日の調整や、農家が長期間保管することにより農作業へ支障が出るなどさまざまな課題もあったと認識しております。また、今後は出荷の遅れにより米の価格に影響が懸念されることから、町と J A、生産者が一体となった米の販売促進活動を予定しており、年明けには町長と J A 組合長のトップセールスによる風評被害の払拭と西会津産米の販売促進に取り組んでまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 1 番、三留正義君。

○三留正義 ありがとうございます。それでは、お米の全量全袋検査のほうから質問させていただきます。

その 100 ベクレルを超える 16 地区という、今お話があったかと思うんですけれども、それは作付制限地区から出たものがほとんどだったのか、それともその他の地区からもあったのか、その辺もちょっとお伺いしたいんですけれども、お願いいたします。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 三留議員の再質問にお答えいたします。

県内で 100 ベクレルを超えたものの 16 点の内容につきましては、事前出荷制限区域から検出されたものが 8 地区、それからそれ以外の地区からは 8 地区ということで、全体の半分は出荷制限区域のものであります。

○議長 1 番、三留正義君。

○三留正義 わかりました。その部分については、出荷制限地区が 8、その他が 8 ということで了解しました。

次に、今般の全量検査をとおして、今まで土壌と作物、上の稲、米も含めてなんです。移行計数というものが、当初考えられた 0.1 程度というものから、改めてその計数的なものをとらえられているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 再質問にお答えいたします。

土壌からの移行計数、昨年までは一般的に 0.1 ということで、米については 0.1 ということで進められてきたわけなんですけれども、実際、今年の検査結果によっては、その田んぼの自然状況、それからまわりの環境等によってばらつきのある数値が出ております。また畑等についても、同じソバであっても、もともとの地力の差で検出されたところ、検出されないところ等もありますので、県で今年検査した結果をまとめて、次年度以降の作付の基準等を示していただくことになっていきますので、町についてもそれらの結果を踏まえて、25 年産米、それから 25 年の作付の参考、それから皆さんのほうに情報を提供していきたいと考えております。

○議長 1 番、三留正義君。

○三留正義　わかりました。移行計数は、やはり実態としては一様ではないと、インターネット等でもこう見ても、ちょっとつかみにくかったので、今のお話で了解しました。

それと、今回の検査の中で、早場米と、一番最初に各機器、メーカーというんですが、に当初、不具合がいくらか見られたようなんですが、その改善は、各会津方部の機器、いろいろメーカーが入っていたようなんですが、その不具合というのはすぐに善処されたんでしょうか。その辺、お願いいたします。

○議長　農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長　ご質問にお答えいたします。

早場米の検査から始まりまして、全量全袋検査の中で、皆さま新聞等でご承知のとおり、今回の全袋検査については、スクリーニングレベルということで、食品の基準値 100 ベクレルの半分、50 を超えるか超えないかを迅速に判断できるのがベルトコンベア式の検査機器でありまして、そのため、多少測定誤差が大きいというのが結果として出てきました。それぞれのメーカーで機器のソフトの開発、見直し等を行いまして、そういう誤差が生じないように、最新の迅速な対応をして、今年度の全量全袋にあたっておりますので、早場米の検査をやった当時とは機種ソフト的にはレベルアップ、改善がなされておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

○議長　1 番、三留正義君。

○三留正義　機器は、当初の不具合はすぐに改善されたということで理解いたしました。

3 点目の部分で、集荷の遅延については、町当局のほうでも認識があったというご答弁をいただいておりますが、今後、この事業そのもの、県の事業というか、今度の県の取り組みというのは、今般で終わりではないと考えられますので、その集荷の遅れが、2 週間、14 日、一番最長のものはどのくらいかわからないんですが、結構 2 週間を超えていたものが、お待たせした農家が多かったというのが、私の実感したところだったんですけども、集荷業者間の問題等も大きく絡んでくる部分があるので、一概には言えませんが、これから恵み協議会のほうで検討課題等、吸い上げられると思うんですが、平成 25 年、また同じような取り組みをされるという考え方だと思うので、その席が設けられた折には、強く改善を求めていただくようお願いしたいと思っております。

次に、健康がいちばん、町民参加型のまつりについて、町長からご答弁いただきました。私もまったくそのとおりだと感じて質問していたんですけども、国民健康保険にかかるもの、当局から資料をちょっと一部いただいた中で、医療費というものを私も拝見したんですが、平成 18 年から医療費そのものが、1 人当たりの医療費、町で 22 万 4,684 円。県で 21 万 6,825 円。国で 21 万 6,324 円。西会津町が一番、1 人当たりの換算で多い現状になっているようです。平成 22 年までずっとおっついていきますと、それが町が医療費が下がるとか、そういった傾向が見られないのが実態だと、そして先ほどの答弁にもありました国保そのものの、国保税そのものも確かにこれは下がることなく推移していると。個人の医療費負担と町の財政負担と、そればかりで健康は当然言えるものではないんですが、今、過疎が進行して、町の中も住宅を取り壊して、だいぶこう非常に寂しい、町の中、町の人たち心も寂しい、しんみりしたような空気が流れています。やはり心と体、両方とも健康、本当に心身ともに健康であることを目指して、この取り組みにあっては積極的に取り組ん

でほしいなと私も思っているところであります。

住民参加型まつりで、盛大に終わることができたと、提案理由の中でもお話がありましたけれども、今後、やはり取り組んでいく中で、町のかたがたは、やはり健康がいちばんなんだと、これは町のかたみんなそう思っています。ただ取り組みにあたって、目指すところがもう少し身近なほうにあってほしい、というのは、サブテーマ的なもの、健康がいちばんで、例えば仮に2年間は口腔をやると、口腔と食べ物、ミックス、とらえることが非常に分かりやすい、誰もがとらえやすい目標みたいなもの、もしくは取り組む部分というものをお示ししていただいたほうが、町のかたがたは分かりやすいというような意見を多数いただきましたので、先ほど言ったように、この問題について、この取り組みについて、もっと積極的に取り組んでいただくために、今一度、町長の強い心をお聞きしたいと思うので、よろしく願いいたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 今、議員がおっしゃられたように、健康というのは誰しもが共通して思うことであります。その場合、行政でこの健康というキーワードに対して、どういう取り組みというのがあるのかということ、私は二通りあると、一つは、直接的な対応の仕方、これは医療であり、あるいは今回、西会津町のようにお医者さんを確保するとか、あるいは診療所の充実、こういうことはやっぱり直接的、今日、風邪をひいた。あるいはどこか具合が悪くなった。こういった場合にすぐ即座に対応できるものが私は医療の中でも、健康の中でも直接的だというふうに思います。こうした取り組みは当然しなければなりません。ですから医療費の動向や、あるいは国保税ということにも、これは間接的にぶってくるかもしれませんが、そうした取り組みが一つ。

もう一つは、そうならないために間接的に、これはソフト事業で対応していくというのが、まさに私は今行っている健康がいちばんという一つの大きなキーワード、コンセプトであるというふうに思っているところであります。ですから、今後、やはり究極的にこれからの目標というのはどういうところに設定をするのかということ、あまりお金うんぬんの問題ではありませんけれども、やはり健康であるからこそ医療費が減額をされ、あるいはそれが跳ね返り国保税が減額されるというところになってくれば、私はやっぱり行政としての効果性というものは高まっていくというふうに思います。

そういうことを具体的にどういう取り組みをするかというのは、まさに食、そして運動、検診、これの相互の連携が必要だということで、今回、いろいろな形で行わせていただきました。これをやるために町としてどういう準備作業をしてきたかといいますと、まず、地域でいろいろと健康管理に携わっていただいた保健師さん、このかたと、そして担当課である職員の皆さん、健康福祉課の皆さん、合同会議をここで行いまして、そして町長の話の聞こえないかと、そして、じゃあこの健康がいちばんという取り組みの中で、具体的にどういうふうな取り組みをやったらどうかということで、いろいろその手作りの中から今回出てきたのが、あのメニューであったわけでありまして。

私はこれまで、西会津の健康、医療、福祉、こういった一連の流れというのは、私は一番自分なりに、一番把握していると思っっているんです。そういう上に立って、今回の健康がいちばんというところには、やっぱり健康というのはそのままいけば、みんな思っ

いるけれども、なかなかそこに一步前に踏み出せないところが多分にあるというふうに判断したわけです。それをやはり改革、少しでも改革をし、改善をしていこうというところに、今回、古いけれども新しいテーマの一つとして、こういった連携を行っていこうと。そして参加型は何なのかといえば、やっぱり体験を発表できるような場であり、そして自分たちがグループであれ個人であれ、実践をもとにして、こういうことをやっていると、こういうことのやはり実践をやっていただく。そして大事なのは、体力測定です。こういうことができるのは今までなかった。今回、いみじくも自分の年齢的にはどのくらいの体力があるかというようなことも保健師さんなどが中心となって、それぞれ参加された皆さんで体験していただく、こういうことで自分の年齢に合わせた健康というのはどういう状態にあるかと、それ知っていただくためにもやっぱり今回は非常にいい、私は取り組みではなかったのかなと、こんなふうに思います。

今、議員から言われたサブテーマなり、あるいはもう少し対応が分かりやすくというようなことについては、これから検証して、検証するというのは、やって、そういう意見も十分取り入れながら、終わったらすぐに保健師さんとまた職員の皆さんで、今回のいろいろな意見交換をいたしましたけれども、そういういいところをやっぱり継続していくということで行っていききたいと。そして健康というのは、1年で結果は出ないと、やっぱりこれは5年、10年経ったときに、はじめて目標に掲げる医療費なり、国保税なり、あるいは一人ひとりの体が健康寿命がどういうふうになってきたか、こう表れてくるんじゃないのかなというふうに思いますので、やっぱり若干長い目でこれはみていく必要があるのではないかなというふうに思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

○議長 1番、三留正義君。

○三留正義 ご説明ありがとうございました。まったく今のお話のとおり、総合的にみると健康がいちばんである、そして国保税絡みでお財布も健康と、心も健康、すべてこう揃えば、現役の世代もやはり負担を少しでも軽くしてあげられるんだと、その負担が軽くなったんだなと実感できるような町になっていければ本当にいいのかなと思います。そして、私自身も将来的には終末期を迎えるんでしょうけれども、自分の足で自立した生活を終末期までおくりたい、健康でありたい、私自身もまったくそのとおり、そう思っております。ですから、この取り組みについては、さらに力強くまい進していただきますように、よろしく願いして私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長 暫時休議します。(11時36分)

○議長 再開します。(13時00分)

4番、伊藤一男君。

○伊藤一男 4番、伊藤一男です。私は今議会定例会において、2項目にわたって一般質問の通告をしておりますので、これから順次質問をいたします。

まず最初に、商業団地施設整備について質問をいたします。現在、町内の商店街は少子高齢化や若者の都会への流出による人口減少や、消費者の町外大型店などへの消費志向により売上が減少し、大変厳しい経営を迫られております。そのような中、町では、道の駅よりっせを商業活性化の拠点とした商業団地の整備により、もう一度来たくなるような、また魅力ある商業施設づくりと、街中への誘客が図られるような施設を整備するために、

今年度、商業団地A区画に実施計画等策定委託料として500万円の予算を計上しております。施設の早期整備を考えていると思うが、その内容と今後の計画等についてお伺いをいたします。

続いて、デマンドバス運行見直しについて質問をいたします。本町におけるデマンドバスは、今年4月の小学校統合により、スクールバスが児童生徒の通学専用車両として単独運行されることに伴い、町のすべての集落において等しくサービスが受けられる公共交通機関として、4月から運行が開始されました。そのデマンドバス運行も8カ月が経過したところでもあります。そのような中、利用者からは、今までのバス運行と異なり、毎日利用できるようになったなどと評価される一方で、地区によっては以前からの定時定路線バスに慣れ親しんできたことから、電話による予約方法や運行時間を不満とする声が寄せられております。このような中、今後、町では利用者の視点に立った見直しを考えているのかどうかをお伺いをいたします。

以上で質問の説明を終わります。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 4番、伊藤一男議員のご質問のうち、商業団地施設整備についてのご質問にお答えいたします。

商業団地の施設整備につきましては、現在、商業団地A区画整備検討委員会を組織し、テナント方式による整備方針と道の駅よりっせとの連携を図りながら、もう一度来たくなるような店舗づくりと野沢の街中への誘客を図られるような施設とする活用方針の基本的な考えのもと、鋭意検討を進めているところであります。

委員会では、こうした趣旨のもとに商業施設の整備に向けた勉強会を開催するなど、さまざまな視点から検討を重ね、街中への誘客を図るための観光案内所をはじめ、農産物直売施設の拡充や飲食店、体験施設等の整備など魅力ある施設づくりに向けての意見が出されております。委員会では、こうした意見等を踏まえ、さらに具体化を図るため、現在、建物の外観、屋内のレイアウト、概算事業費など基本計画策定に係るコンサルタントの決定作業を行っているところであり、今月中には委託業者を決定し、年度内に商業団地A区画整備に関する基本計画を策定する予定であります。

今後のスケジュールとしましては、来年度に基本計画をもとにした実施設計の策定や運営形態等の検討、入居業種や補助事業等の選定作業を進め、平成26年度には施設整備に取り組みたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 4番、伊藤一男議員のご質問のうち、デマンドバス運行の見直しについてのご質問にお答えいたします。

デマンドバスの運行につきましては、小学校の統合に伴い、住民混乗方式として町民バスの一翼を担っておりましたスクールバスが単独運行となりましたことから、高齢者などの交通弱者にやさしい運行システムの確立。効率的な運行による環境面や財政面に配慮した運行システムの確立。持続可能で安全・安心な運行体制の維持などについて検討を重ね、本年4月より運行を開始したところであります。このデマンドバスにつきましては、運行を開始してから8カ月が経過したところではありますが、町民の皆さんからは、週に1回し

か利用できなかった集落が毎日利用できるようになった。バスが小型化したため集落の中までバスが入れるようになり、停留所が近くなった。1日の利用本数が増えた。などの利便性の向上が図られたとの声も寄せられているところであります。

一方、議員おただしのおり、昨年度までの運行体系である定時定路線バスでは必要のなかった電話予約が面倒である。西会津診療所通院の際の便数が少ない。などの要望についても出されております。

町といたしましては、これらの課題を解決するため、予約方法については、高齢者等がわかりやすいチラシの作成や個別訪問指導、耳が不自由な方に対する代理予約者の確保、さらには、現在2時間前までとなっております当日予約の時間短縮などについて、現在、検討しているところであります。また、運行体系についても、西会津診療所の通院などに配慮した運行本数の増便、大山まつり期間中の列車時刻に対応した臨時バスの運行などについて、会津バス等の関係団体との連携を図りながら検討作業を進めているところであります。

本町におきましてデマンドバス運行は、過疎化や高齢化が進行する中において、町民の生活を支える重要な役割を担うものであると認識しております。このことから、今後、アンケート等により多くの町民の声をお聞きするとともに、町バス交通体系整備検討会議などを通して利用者の利便性向上のためのさまざまな改善を図り、よりよい運行体系を構築してまいる考えでありますので、ご理解願います。

○議長 4番、伊藤一男君。

○伊藤一男 それでは、これから再質問をいたします。

まず最初に、商業団地の施設整備について再質問をいたします。検討委員会ですか、があるわけですが、その検討委員会の構成メンバー、そして今年になって何回ぐらい会議を開催したか、それについてまずお伺いをしたいと思います。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 お答えいたします。

検討委員会の構成メンバーと開催回数ですけれども、構成メンバーは、現在15人ですけれども、いわゆる町商工会、それから道の駅関係の、道の駅を指定管理しております振興公社、さらに商店街のかたがたということで15人のかたで構成しております。今年度は4回開催しているところでございます。

以上です。

○議長 4番、伊藤一男君。

○伊藤一男 委託業者に関してはもう決まっているというか、決定しているのか、その辺はどうでしょうか。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 委託業者についてのおただしですけれども、この業者につきましては、現在、いわゆる基本計画を策定していただくコンサルタントというようなことで、これにつきましては、今年度いろいろ検討委員会の中で、どういった業者がいいとか、そういったことを話し合いながら、その意見を集約しながら、いろいろまちづくりをやってきた業者とか、建築に関する専門の業者とか、そういった業者をあげまして、それらの業者か

ら、いわゆる提案というようなことで、プレゼンをしていただきまして、その検討委員会で、その中で業者を決定しようというようなことで、その業者については今月、来週ですか、そういった会議を開いてその提案業者というか、委託業者を決定しようというような、そういった運びになっております。

○議長 4番、伊藤一男君。

○伊藤一男 商業施設の検討委員会での、その会議の中で、その概ね予算とか、面積、あと建物の構造、そういったものの検討はなされたのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 先ほども答弁の中で申し上げましたけれども、今回の検討委員会の中では、いわゆるどういった施設をつくるにあたって、外観をどうしたらいいとか、施設のレイアウトをどうしたらいいとか、また、そういったものをつくるとなると事業費はどのようになるのかとか、そういった話も出たわけですが、結局そういったことについて専門の業者に意見を聞いたほうがいいだろうというようなことで、今回、そういった基本計画策定にあたるコンサルタントを決定しようかなというようなところでございます。

それで、そういったコンサルタントが決定された暁に、さらにそういった内容について具体化を図り、基本計画を策定するというような、そういった運びでございます。

○議長 4番、伊藤一男君。

○伊藤一男 今回の町での、この商業施設の整備にあたっての施設そのものの基本コンセプト、そういったものについてはどういうふうに考えているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 施設整備にあたるコンセプトということでございますけれども、今、整備する商業団地は、道の駅地内というようなことであるわけですし、道の駅には年間30数万人の利用客が訪れるというようなことでございます。ですから、これだけ多くの利用客が訪れるわけでありますので、そこに施設をつくることによって、地域の経済の活性化につなげていただくというような、それがなんといっても一番大きな目的なのかなと思います。

その中で現在、活用方針としてテナント方式というようなことをやっているわけですが、結局このテナント方式にすることによりまして、出店されるかたにとっては、個別分譲方式から比べると、投資的な部分、いわゆる負担になる部分が少なくなるわけでありまして、できるだけ多くの町内の商店のかたがたに出店していただけるような、そういった店舗づくりにしたいというようなこと。

それから、結局それだけ多くの利用客が道の駅に寄るわけですから、そういったかたがたを町内、野沢の街中へ誘導できるような施設、さらに町内の観光地にも誘客できるような、そういった施設づくりをしていきたいと、そういう考えでございます。

○議長 4番、伊藤一男君。

○伊藤一男 今、課長から答弁いただいたわけですが、私は今回の商業施設については、よりっせとバッティングしないような、やっぱりよりっせみたいな同じような感じの商業



施設であっては、私は困るのではないのかと。そこにはやっぱり、町の地場産業の振興につながるような、やはり今、全国で名前が売れている民芸品とか、また桐材の製品だとか、下駄とか、そういったもののやっぱり体験コーナーなり、そういうことができるような施設であったり、やはり西会津町で観光案内、案内所、職員がいて観光案内所とか、そういうところがないのですから、そういうのも観光の振興も含めて、やはりそこで情報を発信するような、そういう施設でなければならぬんじゃないかと、そういうふうに思っています。

あとまた、若い人たちが、その店を出したい、そういうふうになるような、出してみたいと言われるような、そういうような施設づくりも考えていかなければならないと、そういうふうを考えておりますが、もう一回、町の考え方についてお伺いをしたいと思います。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 お答えいたします。

今、伊藤議員がおっしゃったようなご意見等、これにつきましては、今、検討委員会の中でも同じような意見が出されておまして、やはり30数万人もの利用客がおいでになるわけですから、そういったかたがたにとって、もう一度来たくなるような店づくりとか、西会津の魅力を情報発信できるような施設とか、そういった施設づくりにすべきだろうというふうな、そういった意見が大勢を占めております。

ですから今後、基本計画を策定する中において、そういった設計業者ともワークショップなどをしながら、よりよい店舗づくりを進めていきたいというふうを考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 4番、伊藤一男君。

○伊藤一男 この施設なんですけど、この施設を建設するにあたって、そういう予算的に補助事業、そういったものが国県のあれば、そういうものがあるのかないのかをお聞きしたいと思っております。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 お答えいたします。

補助事業については、現在どういった補助事業がいいのか、特に有利な補助事業がないのかどうか、そういったものを現在検討しながら、どういう事業をあてはめたら町の持ち出しが少なくなるか、その辺を十分検討しながら決定していきたいというふうを考えております。

○議長 4番、伊藤一男君。

○伊藤一男 それでは、この質問の最後に、この商業施設に関しては、商業団地のこの商業施設に関しては、以前より話があったわけですね、こういう構想があったわけですが、実現できないでこう今まで来たわけなので、今年こういう話があって、ぜひこの辺で町の活性化のために実現していただきたいと思っておりますが、その辺の心意気、そういったものをお聞きしたいと思います。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 お答えいたします。

確かにこの商業団地の整備については、平成もう初期のころから、この団地を整備しよ

うなんていうことで話は出てきたわけですが、当初、分譲方式でいろいろと募集をしながらも、なかなか商店のかたがたから応募がなかったというような経緯もございます。ただ、この平成16年に道の駅ができて、そしてこれだけ多くの利用客が道の駅を利用していただいているという、そういう状況もあります。これらをいかに町の経済に還元させるかというのがうちの経済の活性化には必要だというふうに認識しております。ぜひこの商業団地の施設整備によって、町の経済の活性化、さらには野沢の街中への還元、さらには西会津の観光地への誘客、そういったもろもろにつながるような施設整備にしていきたいというふうに考えておりますので、ひとつご理解いただきたいと思います。

○議長 4番、伊藤一男君。

○伊藤一男 それでは、次の質問に移りたいと思います。

デマンドバスの運行見直しについてこれから質問します。先ほど課長からいろいろ答弁いただきました。以前の定時定路線に比べて、利用者数についてはどうなっているのか、まずお伺いしたいと思います。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 利用者についてのご質問にお答えいたします。

24年度からデマンドバスに切り替わった路線、それから定時定路線として残っている循環線の、野沢尾野本循環線と野沢坂下線、それをそれぞれ別に分けまして集計をしております。まずデマンドに切り替わった路線の利用者数であります。23年度と比較しまして、24年度は、約10%の減であります。それ以前、22年度から23年度、このときは路線バスでございましたけれども、22から23にかけては11.7%の減と、ほぼ、若干緩やかになりましたが、減少率はともに10%を超える減少率でございます。さらに野沢尾野本循環線、野沢坂下線の定時定路線バスでございますけれども、それにつきましては、まず22年度から23年度の比較で、11.3%の減。23年度から24年度、今年にかけて、これは11月までの実績でございますけれども、8.3%の減と、若干減少率は下がったということでございます。町のバス全体でいきますと、4月から11月までの実績でありますけれども、22年度から23年度にかけまして10.8%の減。23年度から24年度にかけましては9.4%の減となっております。

○議長 4番、伊藤一男君。

○伊藤一男 今、課長からいろいろ説明を受けて、利用者数の減少については、町ではどのように分析しているというか、考えているか、その辺をまず聞きたいと思います。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 減少の分析というご質問でございますけれども、まず一番一つの理由とすれば、人口も減っている。それから、バスに乗れなくなっているかたも増えている、それがまず第1番であると考えてございます。今年度デマンドバスに切り替わりまして、減少はしているわけでございますけれども、今言ったように、ご質問でなかなか予約が難しいんぬんの話もございますが、総じて人口減少、それから利用者が減っていると、そういうふうに分析してございます。

○議長 4番、伊藤一男君。

○伊藤一男 やっぱ人口減少もありますが、デマンドバスの場合は、とにかく予約とい

うものが面倒くさいというか、そういうものがあって、まず予約の問題で、予約の場合、電話をしたらすぐその場で確認ができる。明日9時に行って、12時に帰ると、そういうときは、やっぱりこれ8カ月経過しておりますので、あと7ブロックに分けてやっているんで、だいたいみんな傾向というのは分かると思うんですよね。だいたい1日の、月曜日から日曜日まで、だいたい1日にどのくらい乗るかというのはだいたい把握されていると思うんですよね。そういう中で、やはり前の日に、前日に、もう予約の電話を入れたら、だいたいこうもうすぐ帰りの時間も予約できるようなあれではないのかなというように気がするんですが、ただシステム上これはできないのか、今まで8カ月の経過の中で、私はできるような気がするんですが、その辺についてのお考えはどうか。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。

まず基本的に、先ほど5番、猪俣議員にもお答えしましたがけれども、本町のデマンドバスの運行体系は、基本的に定時定路線型に近い運行体系でございます。ある程度時間、野沢駅着、野沢駅発の時間を守った中での運行ということでして、今ほどの前日予約、当日も先ほどできるという話はいたしましたけれども、まず基本的に朝一番のバスにつきましては、やっぱり通勤、通学等がございまして、野沢駅から汽車に乗られるかたもおりますので、やっぱり7時40分野沢駅着は、当然厳守をしなければならないと。朝一番については当然時間厳守ということでありまして、朝一番については前日の予約、当日では、例えば当日予約が入って、答えて、また別のかたから予約が入ってしまうと、運行経路も変わってしまうので、ですから基本的に朝一番は前日予約でないと定時定路線は守れないと。それ以外の日中につきましては、先ほど猪俣議員にもお答えしましたがけれども、1時間前程度でしたら、予約を受けまして、その予約を受けたら、じゃあ何十分後にどこどこの停留所で待ってくださいというような返答は可能だと思います。

ということで、今、会津バスとも協議をしているところでございまして、本当に利用者のかたの利便性が向上できるような、今、予約の方法についても検討しているところであります。

○議長 4番、伊藤一男君。

○伊藤一男 あと運行時間だと思うんですが、まず行くときはいいと思うんですが、帰りのバスですね。先ほど診療所のバスを増やしてもらいたいとか、そういうのがありましたけれども、やっぱり12時ですか、あれ野沢駅発12時ですよ、帰り、ありますよね。12時30分、その次が15時30分ということですよ。その間に1本入れていただければ、全然違ってくるのではないのかなと、やっぱり診療所で12時半に乗れない人というのがいると思うんですよ。そうすると、やっぱりそのあとが3時半までだと、午後の3時半だと、なかなかこう待つのも大変だということで、その間に1時とか、13時、そういうのを入れてもらえば、やっぱり運行はしやすくなるのではないのかなと、そういうこと、どうですか。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 ただいまの便数の関係でございましてけれども、まさしくそのとおりでございまして、野沢駅発1日5本運行してございます。朝8時、次が12時30分、次が

15時30分、で帰りの汽車と学生の帰りの17時40分、最終便が19時半と、同じく通勤通学の帰りのかたの利用ということでありまして、例えば西会津診療所に通院されているかたが、早く終わったといった場合でも、一番早く帰れるのが12時半ということとして、例えば11時頃に1便あれば、早く終われば早く家に帰れると、今ほど議員が申されたとおり、12時半のバスに乗り遅れたかたは、次3時半まで3時間も待たなくてはならないと、その間、例えば2時頃に1便あれば、そんなに3時間も待たなくても帰れると、そういった部分で、今、できるかどうか検討をしているところであります。

○議長 4番、伊藤一男君。

○伊藤一男 デマンドバスの運行については、なかなかみんながみんな思うようにというわけにはなかなかいかないと思うんです。やはり周知させるというか、周知する、町のほうでチラシを配ってというのがありましたが、やはりJRの列車時刻表と同じで、やはりちゃんと運行時間と予約の電話番号と、ちゃんと大きく印刷したものを各世帯に配って、電話の前に貼ってもらうとか、そういうことをやってもらえば、またちょっと違うのかなと、そういうふうに思いますが、いかがですか。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 まさしくそのとおりでございまして、今、運行体系の見直し作業を進めているところでありますけれども、来年度もし改善できる点につきましては、改善するとともに、それと合わせて、今、議員が申されたとおり、分かりやすい、家に貼っていただけるようなチラシをつくりまして、各戸に配布する考えであります。

○議長 4番、伊藤一男君。

○伊藤一男 いずれにせよ、町民の、利用者の視点に立って運行見直しをしていただければいいのではないかとこのように思いますので、これで私の一般質問を終わります。

○議長 2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 2番、長谷川義雄です。まずはじめに、空き家の問題について述べたいと思います。全国的に人口減少となり、それに伴います空き家が目につくようになりました。全国の平均空き家率は13%台となり、福島県でも13%台です。実に7軒に1軒が空き家の現状です。空き家は、地域の環境及び美観を損ねるばかりでなく、火災や倒壊及び防犯上においても大きな問題を含んでいます。また、他の町においては、空き家を長く放置したことにより、ゴミの不法投棄場所になってしまい、ゴミの撤去に自治体の費用で行ったところもあります。

このような観点から、空き家対策として、西会津町において空き家解体費用の一部を補助するような制度を他の町村より早めに策定するような考えはないかお聞きします。

二つ目として、野沢町内道路の問題点についてですが、これからの冬の積雪により、野沢表通りと野沢南裏沿線住民のかたがたが、行ったり来たり通行ができない状況です。今年、去年と2年続きの大雪においては、特に南裏線の住民は、郵便局に行くにも、買い物に行くにも不便を強いられました。必要に応じて行ったり来たりするには、大久保街道か県道喜多方線まで迂回しなければなりません。特に高齢者には大きな負担です。そのことは、これからの冬にも十分予想されます。また別の面から見れば、大雪の場合に火災等が発生すれば、消火にも手間取り、大きな災害になることが予想されます。

このような観点から、野沢表通りの道路と野沢南裏線を結ぶ箇所として、新田衣料店と若林宅付近の間に道路をつくる考えはないか、町民の利便性、防災上においても必要と思うのでお聞きします。

以上二つを私の一般質問といたします。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 2番、長谷川義雄議員のご質問のうち、空き家対策についてのご質問にお答えいたします。

近年、全国的に空き家が増加しております。本町におきましても年々その数が増加しており、中には老朽化が著しく、倒壊の恐れのある空き家もあるところであります。空き家につきましては、利活用により交流人口の拡大を図る上で重要な役割を果たす一方、防災や防犯、景観などの観点や周辺の住民に倒壊の不安を与えるなど、その対策は本町における課題の一つであると認識しております。空き家の管理につきましては、原則として所有者等が行うべきものでありますが、近年、解体費用や相続などの問題により、管理をせずに放置するケースが増加傾向にあります。

これらの状況を踏まえまして、現在、町では空き家対策条例の制定に向けた検討を進めているところであり、議員おただしの家屋解体費用の一部助成についても、国や県の補助事業などの動向を見極めながら、検討してまいりたいと考えておりますのでご理解願います。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 4番、長谷川義雄議員の町道についての質問にお答えします。

おただしの、野沢中央線と野沢南裏線をつなぐ本町地内の町道は、本町南2号線ほか3路線ありますが、いずれも幅員が狭いことから、冬期の除雪計画路線には含まれておりません。そのため、周辺の住民のかたがたには迂回しての通行をお願いしている現状にあります。また、それぞれの道路は宅地と宅地の間にある旧来の道路であり、現道舗装で施工してありますが、拡幅することは困難な状況でありました。住民のかたの利便性を増すためにも、表通りと野沢南裏線をつなぐ道路の拡幅の必要性は理解しているところであります。

おただしの路線は、町道本町南4号線ですが、今後は地元自治区とその必要性について協議を行ってまいります。

○議長 2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 まず空き家対策について話してみます。西会津町において空き家が多いのは本当に困った問題ですが、逆に空き家対策を整備することによって、例えば緑を増やして、火災時の防火帯にするとか、あとはポケットパークを増やすなど、ゆったりとしたまちづくりができるような気がするんです。そういった意味で私は質問したわけです。嘆いてばかりいたりしてもしょうがないと思うんです。今まで空き家対策会議とか行ったことはありますか、それとも継続していますか、今後はどうでしょうか。それをちょっとお聞きしたいです。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。

今まで空き家対策の会議等は開いているのかというご質問でありますけれども、庁内の

には開催をしたことはございません。なお、先ほど答弁でも申し上げましたけれども、空き家対策条例、今後検討していくという答弁を申し上げましたけれども、それらについては、関係課集まりながら条例制定に向けた会議等は開く予定でございます。

○議長 2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それでは、観光の面からも申しますけれども、さっきも町内に誘客をしたいと観光課長も話していますが、ふるさと自慢館などをつくり、大変努力は認めます。でも、その空き家情報とか空き家バンクとかいろいろありますけれども、それだけではなく、例えば西会津町に空き家がありますとか、移住ミニツアーなどを計画するような、そういったようなのも空き家対策の、人口を増やすとか、空き家対策の一因になると思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 それでは、観光面からというようなことでおただしがありましたので、お答えさせていただきますけれども、空き家情報につきましては、いわゆる2地域居住とか、交流人口の増大からというようなことで、そういった情報については県のホームページをとおして、今、流しております。今年については、3件ほどそういった情報から、空き家を使いたいというような町外のかたからのお話がありました。実際に2件ほど、そのうち成立したというような状況でございます。

それから、おただしのありましたような、そういった空き家を使った移住に対するツアーというか、そういったものは実際に今やっていないことでございますけれども、それについては、議員のご提案というようなことで、今後のそういった都市との交流事業の中で、ひとつ考えさせていただきたいなと思います。

○議長 2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 空き家対策の補助事業なんですけれども、昨年行った住宅支援事業は、それなりに成果もあったと思います、今年も継続していますけれども。それで私が提案したのは、住宅改修事業も一段落したら、検討して空き家対策の解体も必要かもしれないけれども、改修しても住めるとか、そういった幅広く弾力的に考えてほしいんですけれども、どうでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 空き家と言えば空き家なんですけれども、例えば奥川地域で古民家を活用して、都市部とのいろんな体験交流を行っている団体がございます。そこは空き家であり、また所有者もちゃんとしているわけですがけれども、そうした古民家をうまく活用したグリーンツーリズム、こういう活用方法というのは、私は非常に西会津町でもこれから探せばたくさんあるのではないかなと。ですから一つは、やっぱりグリーンツーリズムとか、そういった中で交流人口の拡大を含めながら体験交流などを行っていく、そういう取り組みも一方ではしていきたいなというふうに思っています。

それから、空き家では二つの使い方があるということでありまして、一つは、もうまったく所有者が管理ができない、あるいは景観が悪い、倒壊の恐れがある、こういったところは、これは何も田舎だけではなくて、この前テレビでもやっておりましたけれども、都市部でもやっぱり同じ傾向があるとこう言われておりました。ですから、やっぱりこれの

解体なり、あるいは条例で定めた場合の、町でしっかり管理をして景観をよくするという一つの面もあります。

それから、今言いましたように、これをもっと交流人口の拡大によって、何かこう集会的なそういう施設にも使われることができないかというようなこともあります。座談会、集落の座談会においても、空き家を利用してサロンづくりをしたらどうかという提案もございます。ですから、そういうことはこれから、すべて町が行っていくというのではなくて、社会福祉協議会とか、あるいは福社会とか、こういうところと連携をしながら、その地域のお年寄りの皆さんや、あるいは今町が進めている健康づくり、こういったところでいろいろ対応していくということも考えられるわけであります。これは集会所とはまた違った意味においてそうした利活用もあるのではないかと。

総合的に、今しっかりとした計画が町にあるかということ、ございません。そういうことも含めながら、この空き家対策というものについては、多面性がありますので、しっかりそういったことも十分認識しながら、これから取り組んでいきたい。

やっぱり空き家対策で一番西会津町で問題になるのは、この前も質問出ましたけれども、やっぱり冬期間、倒壊する恐れがあるようなところについては、これはしっかり町としても緊急な課題だというふうに思いますので、そういったところについては、これは早めに対処していかなければなど、こんなふうに思っております。

○議長 2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 空き家対策は、西会津町の特徴あるような対策をお願いします。

次に、先ほどの道路の問題についてですが、今、確かに下條線の道路も工事が始まり、住民のかたは今まで行き止まりに近かったと、今まで長い間、西会津町の町の真ん中に道路というのは、あまり工事がやっていたなかった。それは住民は大変喜んでいます。そういった意味も含めて、私は、今までは確かに尾野本でも、ざいのほうでもある程度の整備は進んだと思います。もう少し町の中を見つめてほしいと思ったから言ったわけです。それは確かにお金は大変です。でも大変かもしれないけれども、今後、平成27年の小学校の開校に向ければ、庁舎の問題、それに付随して道路整備やいろんな協議が必要だと思います。その辺も含めて考えをお聞きしたいんですけれども、どうでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 この問題についていろいろ検討いたしました。実際その場所も拝見させていただき、指摘されたところでは、確かに以前は家があって、両隣で幅の狭い指摘の箇所でありました。今、家屋を解体いたしまして、更地になっておりますから、今すぐここをすぐやるとかという返事はちょっと待っていただきたいんですけれども、地元の住民の区長さん含めて、再度検討していただいて、やっぱりその持ち主のかたがたとか、そういったこともありますので、十分そこについては検討させていただきたいなど、今はそれしか言うことできませんので、十分認識しながら取り組んでいきたいなというふうに思います。

○議長 2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それの関連性ですけれども、今までの大雪の場合に、建設水道課では流雪溝の水の確保とか、除雪に大変だったと思います。その間、担当課長はどんなふうに見られていますか、お聞きしたいです。

○議長　　ちょっと質問が道路から。

○長谷川義雄　　その質問ですけれども、たぶん課長も、あの辺は水の分ける場所でもありますから、ちょっと上のほうは、その表通りと裏通りの問題を認識していたかを聞きたかったんです。

○議長　　建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　　野沢中央線と南裏線を結ぶ道路の本町地内においては、先ほどお答えしましたが、4路線ございまして、どの路線も宅地と宅地の間にある道路でありまして、拡幅をするには家屋の移転といのが伴って来ました。ただこの、議員おただしの路線につきましては、数年前、家屋を解体いたしまして、更地になっておりまして、この本町地内では唯一拡幅の可能性のある路線というようなことで認識しております。

　　今後は、改良につきましては用地が絡むことですので、その辺につきまして住民のかたがたと協議して進めてまいりたいというふうに考えております。なお、その南裏線と表通りをつなぐ路線がないもので、その喜多方西会津線と旧県道の大久保野沢停車場線の前までないということで、大変皆さんに不便をかけているというようなことで、その必要性については十分認識しているということですのでございます。

○議長　　2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　　はい、わかりました。それはすぐにはできないと思いますので、大雪の場合、そこを通学路にもなっていますので、その辺のところをちょっと今年の冬も見てください。これは要望です。

　　最後になりますが、今の説明のように、その予定地というのは現在更地になっています。それは私も何回も見えています。今後、町当局が所有者に対して、住民が苦勞していることをよく説明して、協力をお願いすれば不可能ではないと思います。それで、その協力が得られれば、例えば土地の所要代をふるさと納税制度にお願いできませんかとか、やれば、ある程度の持ち出しは少なくでできると思います。それはあくまでも所有者の同意は必要でしょうけれども。ふるさと納税制度に協力してもらえれば、町の特産品を3年間送りますから、西会津町においでくださいとか、そういったような観点がほしいと思うんです。そうすれば、少しでも町がよくなると私は思います。その辺のところを町長にお聞きします。

○議長　　ふるさと納税制度ということになってしまったんですけども、その辺もうちょっと整理していただきたいんですが、質問。

　　2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　　私の提案したいのは、少しでもいいまちづくりをするには、職員のかたも苦勞をかけますが、いろんな制度を利用して、町の出身者に協力をしてもらってはどうかという考えです。そういった方向付けを進めてもらいたいと思うから、町の考えをお聞きしたいんです。ちなみに土地の所有者は埼玉県在住の西会津の出身ですので、進めやすいと思いますけれども、町の考えをお聞きします。

○議長　　町長、伊藤勝君。

○町長　　これは、あくまでも所有者とこれからいろんな話し合いをしなければなりません。ですから所有者にとってみれば、道路、2、3メートル拡幅分だけお願いしますかという



ふうには私はならないというふうには思います。やっぱりそれはそっくりという話にもなってくるであろうというふうには思いますので、そうした場合に、道路幅より以前にこれを買収した場合に、今後町として、じゃあその空き場所をどう活用するかといういろんな計画も必要になってくるわけです。例えば先ほど言いましたように、ポケットパーク、そういうようなことも十分これは、まだ先の話ですけれども、考えられるわけです。そういうことも含めてありますので、一概にその所有者に対して、ふるさと納税制度ありますから寄付してくださいなんていう話には、なかなかこれ町として言えるわけではありませので、ちゃんとした手続きを取って、しっかり、そのあと所有者がどういうお考えなのかということも、やっぱり十分考慮しなければなりません。そんな考えで進んでいきたいなど。これから十分、意を持って対応していきたいと。

○議長 2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 では、これで私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 皆さん、こんにちは。7番、多賀剛でございます。今次定例会に3項目の一般質問の通告をしておりますので、順次質問をさせていただきますが、今定例会初日での町長の町政主要事項説明の中で、またその後の全員協議会の中で説明のあった内容と重複いたしております。また、先ほどの同僚議員の質問のやり取りの中で、十分な説明をいただき、ある程度内容も理解いたしましたので、一般質問を取り下げようかとも思いましたが、多くの町民の皆さんの関心事でもあり、また別の角度からも質問したいと思しますので、通告どおり質問をさせていただきますので、ご了承いただきたいと思ひます。

それでは質問に入らせていただきます。

まず1点目の質問といたしまして、第5期介護保険事業計画についてお尋ねをいたします。本町の介護事業は、介護老人保健施設や特別養護老人ホームなど、施設整備はもとより、町単独でホームヘルパーの養成や、在宅介護支援センターの設置など、在宅福祉対策とも早くから取り組んでまいりました。また、保健、医療、福祉を連携したトータルケアのまちづくりに力を入れ、食生活改善推進員の育成、在宅健康管理システムの導入、健康診査の充実など、町民の健康づくりに努めてきたところであります。

本町の高齢化率が40%となり、今後ますます後期高齢者の割合が増えていく中で、要介護者の増加が見込まれているところであります。また、要介護者を支える家族や地域においても、高齢化、核家族化や過疎化が進み、介護力が低下していく中で、介護保険サービスをはじめとした高齢者を支えるシステムはますます必要性を増しており、地域包括ケアの視点に立ったサービス提供の体制づくりと地域での見守り、支援ネットワークづくりが求められております。

そのような背景の中で、この第5期介護保険事業計画は、本年度を初年度として3カ年の計画として策定されております。特にこの第5期計画で特徴的なものが、民間事業者の参入を想定した中での計画となっているというところであります。現在あるにしあいつ福祉会も、そもそも民間の事業者だという考え方も確かに理解できます。しかし、設立時から現在まで、一貫して町の政策の中で介護事業を行ってきたという事実を見れば、まったくの民間事業者の参入というのは初めてのケースとなります。民間事業者が参入し、施設

整備をし、施設介護を希望されている待機者の解消が図られ、町の介護サービスが今以上に充実したものになる、これだけをみれば大変いいことばかりであります。また、規制緩和が進む時代の流れの中では当然なのかもしれません。しかし、規制緩和がなされて、多くの民間事業者、または新規の事業者が参入しやすくなった他の業種では、規制緩和したのが故の歪、不具合、事故等の事例が数多く発生しております。

町がすべてやるという時代ではなくなった今、民間の事業者が参入するというのは当然必要であり、よいことだとは思いますが、プラスの面ばかりではなく、マイナスの要素も潜んでいるということも十分に留意されて、参入事業者の決定、また県へ申請する際の意見書交付や、同意書の交付などの手続きがあるようでありましたが、計画の推進に努めていただきたいという思いで、次の点についてお尋ねをいたします。

一つ目といたしまして、介護施設事業者の公募の結果はどうなったのかお伺いをいたします。

二つ目といたしまして、どういう事業者がどのような施設、どのような規模で参入されようとしているのか、概要についてお尋ねをいたします。

三つ目といたしまして、設立以来、町の政策の中で介護事業を行ってきたにしあいづ福祉会、これとの調整はできているのかをお伺いいたします。

四つ目といたしまして、参入する民間事業者には、町はどのような形で関与をしていくのか、今後の介護事業全般の展望を含めてお伺いをいたします。

2点目の質問といたしまして、健康がいちばんのまちづくりについてお尋ねをいたします。本町では、今ほど話をした保健、医療、福祉のトータルケアのまちづくりに加えて、健康がいちばんのスローガンのもと、全町民が元気に健やかに暮らせるまちづくりに取り組んでおります。先日行われました町民参加型健康まつり、健康がいちばん 2012in にしあいづでは、自己の健康管理、生活習慣、食生活の大切さ、日々の運動の重要性を再認識いたしました。この健康まつりの中では、西会津町健康がいちばん宣言では、食と運動と検診を柱に、全町民が健康増進、健康づくり運動に取り組むと宣言されました。先の介護保険計画の中でも、要介護者にならない、単なる長生きではなくて、元気に健康に長生きすることを目的としております。以上を踏まえまして次の点をお尋ねします。

まず一つ目は、健康がいちばん 2012 in にしあいづ、これの成果をどのようにとらえておりますでしょうか。また今後の課題は何かお伺いいたします。

二つ目といたしまして、健康運動推進では、お年寄り向けの運動の取り組みが主体のようであります。最近では、若い人ほど運動ができていないという状況もあります。若者も若いうちから体を動かす習慣を身に付けることが大切なことだと感じております。若者も気軽に運動できる取り組み、環境整備も必要ではないでしょうか。以前も申し上げましたが、ロータスインのトレーニングルーム、本来の用途として整備することはできないか、再度お伺いをするものであります。

3点目の質問といたしまして、西会津高校の存続の問題についてお尋ねをいたします。毎年この時期になると大変心配になるのが、西会津高校の問題であります。来年はどれくらい生徒が集まるのだろうか、また、このままギリ貧状態で分校となり、統合、廃校、そういう道を歩んでいってしまうのではないかと。ここ何年か同じような心配が繰り返されて

おります。2年連続で定員の半数以下の入学者となっている現在、来年度の入学者数が定員の半数以下となれば、分校化の対象となるとされております。県教委では、仮に入学者が半数以下となっても、地域の実情を踏まえ、改革計画に機械的にあてはめるわけではないと言っているようではありますが、何も保障されるものではありません。また平成26年度募集定員発表までには協議の場を設けるといことも報道されております。以上のことを踏まえまして、次の点についてお尋ねをいたします。

まず一つ目としまして、教育委員会も学校も、町当局もそれぞれ努力し、生徒確保に取り組んでいる中で、なぜ生徒が集まらないのか。抜本的な対策が必要ではないでしょうか、中長期的視点に立って魅力ある学校づくりを進めるべきではないかと思いますが、いかがでしょうかお尋ねをいたします。

二つ目といたしまして、前回の分校化危機のときは、坂下方面からの通学バスを運行して、生徒を確保した経緯があります。来年度、具体的、効果的な対策はあるのでしょうか、お尋ねをいたします。

以上の3点を私の一般質問といたします。明快なご答弁をお願いいたします。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 7番、多賀剛議員のご質問のうち、西会津高校の存続についてお答えいたします。

西会津高校は、本町の発展と活性化に大きく寄与しており、本町になくてはならない高校であります。しかしながら議員ご指摘のとおり、平成23年度から2年連続で募集定員の過半数割れとなったことから、独立校として存続の危機に立たされており、生徒の確保が急務となっております。

生徒確保に向けた本年度の活動につきましては、6月1日に開催いたしました第1回西会津高校活性化対策協議会での協議に基づき、PRビデオやチラシを作成したほか、教育委員会、高校、同窓会、PTAが一緒になり近隣の中学校を訪問し、西会津高校をPRしてまいりました。また、魅力ある高校づくりのため、協議会会長であります町長、そして校長の連名で、西会津中学校生徒とその保護者のみなさんに対しましてアンケートを実施したところであります。

11月6日に開催しました第2回西会津高校活性化対策協議会では、アンケートの集計及び分析結果が報告され、西会津高校は、魅力ある学校づくりのために、進学・就職実績の向上、部活動の充実、学校行事の充実、学校の雰囲気づくりに一層取り組むこととし、努力しております。

町といたしましても、西会津高校が存続され、特色ある学校づくりを後押しするためには、新たな支援が不可欠であると判断いたしまして、真に効果が上がる支援策について総合的に検討してまいりました。新たな支援策は、生徒の自己実現、進路実現の支援及び保護者の負担軽減の視点から、次の3点にしたいと考えております。

一つは、進学及び就職を希望する生徒の進路実現に向け、夏期講習等における外部講師の謝金などに必要な経費を支援することです。

二つ目は、進路実現のため、大学や専門学校に進学し奨学金を希望する生徒に、月額3万6千円を無利子で貸与する支援をすることです。そして、卒業後、町内に居住す

るかたには、まちづくりの観点から 50%奨学金の返還を免除したいと考えております。

三つ目は、通学費についてであります。町内の生徒には全額、町外からの生徒には半額を支援するというごことばでございます。

今後は、これらの支援策を大いにPRし、新入生の確保、特色ある西会津高校への後押しを積極的に推進してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 7番、多賀剛議員のご質問のうち、介護事業所の公募についてお答えいたします。

本年10月10日から11月8日までの30日間、町のホームページなどで、地域密着型サービスである認知症対応型共同生活介護・認知症高齢者グループホーム2ユニット及び小規模多機能型居宅介護1施設、また特定施設入居者生活介護・介護付き有料老人ホーム事業所の公募を行いました。

その結果、3事業所からの申請を受け付け、公募した施設の全てに応募がありました。なお、3事業所とも介護施設を有する実績のある事業所であります。今後、西会津町地域密着型サービス等事業者選定委員会を12月中旬に開催し、事業所が決定したのち、公表をいたします。

次に、にしあいづ福祉会との調整に関するご質問であります。今回の介護事業所は、公募により選定するものであり、公平・公正の観点から事前の調整はしておりません。これまで福祉施策の一翼を担ってきたにしあいづ福祉会とは、今後とも協力体制をとって、連携してまいります。

次に、民間参入による展望についてであります。第5期介護保険事業計画の中で、計画しております施設整備による、グループホームや有料老人ホーム、小規模多機能施設で、合わせて63名の介護サービス利用が確保されることとなり、施設入所や在宅介護サービスの量的・質的向上が図られるものと考えております。町は保険者として公平な立場で、利用者がより質の高いサービスが受けられるよう対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

次に、健康がいちばんのまちづくりについてお答えいたします。

事業の成果といたしましては、町長の主要事項報告、また、1番、三留正義議員へご答弁したとおりであります。福島県立医科大学の寺脇先生の講演会における、死の四重奏と題し、身近な病気の予防に、食・運動・検診が重要であること。また、町民のかたがたからの体験発表による参加者への共感、そして、体験コーナーへの町民参加など、参加者のかたがたへ直接伝えることができましたことは、大変意義深いものであったと認識しております。

今後は、町保健師、栄養士による保健指導はもとより、保健指導員、食生活改善推進員及び健康運動推進員のかたがたと連携を図りながら、各自治区での食生活教室や元気アップ教室などを実施することにより、さらなる充実、強化になるものと考えております。また、健康まつりは、次年度以降、開催時期やテーマも検討を重ねながら、継続的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、運動は、生活習慣病の予防のほか、社会生活機能の維持・向上、生活の質の向上

の観点から重要であります。子どもから高齢者まで、自分に合った運動から身近で手軽なウォーキング・散歩まで、町民一人一運動を、健康運動推進員、さらに社会教育団体や各種スポーツクラブなどとも連携を図りながら普及してまいりたいと考えております。

本町は、総合運動公園さゆり公園や屋内ゲートボール場、温水プールなど、年間を通して利用できる運動施設など、施設環境には恵まれていると考えております。ご質問のロータスインのトレーニングルーム整備につきましては、ロータスインの会議室や休憩室として利用しており、一つの運動施設として活用することは困難であります。また、増築も消防法の関係から厳しいものでありますことから、町の遊休施設など、地域性も考慮しながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 それでは、順番に再質問をさせていただきます。

まず最初に教育長からご答弁いただきましたので、西高の問題について、存続の問題についてお尋ねをいたします。教育長からこの対策についてご説明いただきまして、これは全員協議会の中でも詳細にわたってご説明いただきましたので、内容は十分理解しておりますし、随分いいものになったなという感じはしております。この西高の存続問題に対しましては、これは大きな2本の柱といいますか、方針を立ててやっていく必要があると思っております。それには今回の対策で述べられました二つ目、三つ目に言われている、いわゆる奨学金、就学支援、あるいは通学支援、これはもう即効性のある大変いい方策だと思います。私も以前、この奨学金に関しましては、福祉関係の学科ばかりでなくても、いわゆる経済学部とか、法学部だとか、商学部、そういう学部でも奨学金は出すべきではないのかというようなことをご提案した経緯がありますけれども、今回は、進学されるかたは学部にかかわらず、全部奨学金の対象になるということで、大変いいものになったなというふうに思います。

あともう一つ、この支援策に関しましては、教育長、先日全員協議会の中で、25年度の当初予算の中で踏み込んで対応していくと、私こう言われたときに、あら来年度どうするのかと、そのとき心配したわけです。おそらくもう今12月、年を明ければ、もう1期選抜の募集が始まるわけですね。それで出願先の参考にするには、もう今の時期、こういう対策をしますよ、こういうのを周知しなければ、その進路先、出願先の選定に反映できないと私は思うんですが、現在、どのような対応をなさっていますでしょうか、それをまずお尋ねいたします。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 多賀議員の再質問にお答え申し上げますが、まさに議員がおっしゃるとおり、実効力のあるタイミングを失わないで、このことを大いにアピールしていくことが大事だと思っております。募集定員が確定されまして、来年度の高校入試の日程も決まっているわけでございます。正月開けて17日辺りから第1期選抜の願書提出が始まります。受験生にとりましては、さて、どこの高校にしようかと、決める最終段階に入りつつございます。したがって、全員協議会でも申し上げましたけれども、議員の皆さま、議会の皆さまのご理解をいただいて、これで来年の当初予算に組みさせていただきます。それがまず一つでございました。その前提として、これから各中学校にまわって、西会津はこれだけの支

援策をしますよ、皆さんの自己実現を支援していきます。通学費についてもこういう支援をします。どうぞ西会津高校にいっぱい受験してください、おいでください。こういうPR活動をただちにと行っていいくらい始めたいところなんです。

そして、新聞等マスコミ、ケーブルも同じでございます。どんどんPRをしていきます。県に対してはこの支援策のみならず、もっと中長期的、さらには来年度万が一過半数に達しなかった場合のことも想定しながら、機械的にやっていただいても困りますよと、11年前の計画ではなくて、西会津高校のような中山間地の高校が、ちゃんと高校として存続できるように、そういう改革を検討していただきたいと思いますということ。その中には35人学級もございます。30人学級もあると思います。そのために西会津高校、町立西会津高校といってもいいくらい、これだけの支援をするんですよと、県として十分受け止めていただきたいというふうなことを強く要望活動を展開しよう、こういうことで当初に計上しますもので、お願いをいたします。

それで逆算してこうやっていくわけですので、これずっと踏んでいった方がいいんだけど、3月の議会でそれはならんと言われてしまうと、これはもう高校生、県に対してもすべての皆さんに対してもご迷惑をかけることになるので、ということで、お願いを申し上げた次第でございます。まさに今がタイミング的には、もうばっちりの状況でございます。大いに受験生、保護者の皆さんの心を揺り動かして、西会津高校に向いていただくように、がんばっていきたいなと思っております。ご理解を賜りたいと思います。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 教育長、確かにそのとおりなんですよね。私が心配したのは、教育長は本当に石橋を踏んで進むかただから、心配したのは、われわれ議会も通らないで、来年度当初予算もはっきりしたいけれども、はっきりわからない、そういうような段階で、中学生に向かってこういう支援策をしますよと、大々的にアピールができるのかなと、私それを心配していたんです。全員協議会の中でも、われわれ全員、これはいいことだからやりましょう。当初予算もそんな反対する人は誰もいないということでもありますから、私はもう明日にでも、これは進めなければ、もう間に合わないというくらいの時期だと思うんです。

それとあと、この支援策は、いわゆる経済的な支援、奨学金にしても通学支援にしても、これは生徒本人、学校よりも、保護者にインパクトのある政策だと思うんです、支援策だと思うんです。ですから報道、いろんな方法で周知していくんだという話をしましたけれども、私はさっきの当初予算の話ではないですけども、補正を組んででも、管内の中学3年生に全部チラシをつくってダイレクトメール、DMを出す。そのぐらいの意気込みじゃないと、保護者の目に届かなければ、この支援策は意味のないもの、意味のないという語弊がありますけれども、私は必要ではないかなと思うんですが、そのぐらいのおつもりはございませんでしょうか、お尋ねします。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 実際に予算を執行していただくのは25年度になります。その兼ね合いもございしますが、そのための、周知をするための予算ということも出てこないとも限らないわけですが、今のところ私が考えておりますのは、手作りで、全保護者、例えば若松一中、200人以上の生徒がいますから、その全員にはいらないと思いますけれども、とにかく可能性

のある生徒さん分は手作りで印刷をして、すべての親さんにも、子どもさんにも届くようにやるつもりでございます。A4の表裏だけでも結構でございます。そんなふうにして効果のあるPR、やりたいと思っております。一つの中学校に対しても1回に限らず、2回ぐらいでも、3回ぐらいでも足を運ぶつもりで考えております。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 大変心強いご答弁をいただきましたので、本当にこの1期選抜の出願からこの施策が反映できるような形で、進めていっていただきたいと思っております。

あともう一つ、この2本立てで高校支援はしていかなければならないというのは、やっぱり中長期的にみて魅力のある学校にしなければ、われわれが、先ほど言いましたけれども、西会津町立高等学校だというような意識でいても、高校自体が魅力あるものでなければ、やっぱり支えがなければ、支援がなければ、サポートがなければ自立できないというような学校は、やっぱりしょうがないと思っております。ですから、やっぱりそれは先ほどどなたか言いましたけれども、1年、2年で成果の出るような対策は打てないでしょうけれども、やっぱり長期的にみて、黙っていても生徒が集まる、そういう学校にしていかなければならないと思うんですが、そういうお考えは、教育長どうでしょうか。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 議員の質問の中に、町当局、学校、教育委員会がこれほどみんなで努力しているのに生徒が集まらないのは何だと、こういうくだりがございますが、まさに魅力ある高校になっていたのか、いなかったのか、それが問われることだと思うんですね。ご承知のように73名が入学された年は、坂下町方面に多大の予算を付けていただいて、町民バスをお通しした、その成果であります。それが、その次とその次の年は何とかクリアした。そして、23、24ときているわけです。23年のクリアできなかった要因、45名志願者がいたんですが、33名しか合格させなかった。そのことが私ども、町長さんはじめ、町当局としては、何だいこの結果はと言わざるを得ない状況だったわけですね。

そここのところを改善をして、人生はいつでも出発点なんだと、中学校時代に多少問題行動を持っていた子どもであっても、環境が変われば性根が変わって、立派に成長できると、それにかけてみようじゃないと、教育者なんだからそういう方向で考えましょうということで、強くお願いをしたわけです。

昨年は効果が出そうだったなと思っていたところ、例の私立の高校の動きがありまして、とんでもない結果に終わってしまいました。そんな苦い経験があるものですから、西会津高校に向けたお子さんについては、とりあえず全員いただこうと、そういうまず視点、これを持っていただくことが大事だなというふうに思っています。

それから、魅力ある高校という点で申し上げますと、今までは福祉ケアコースもあったんですね。それでは子どもの将来を考えたときに、より高い資格、レベルの資格を取らせることがより効果があるということで、進学教養コースとビジネス情報コースと、二つに分けたわけです。それでもう2年目になっていきますけれども、大いに成果が出ておりまして、この間も申し上げましたけれども、地元で9名、地元企業さんの本当に大きな支援をいただいて就職させていただきました。それから進学についても、国立の福島大学2名受験する。会津大学2名受験するというものであります。正式に校長先生からまだ報告は

もらっていませんが、聞くところによると、今日の朝あたり、実際は西会津高校に他の町村から来ている子どももいて、その子どもも含めて3人会津大学を受けたみたいだと、3人ともみんな合格したみたいだというふうな情報もありましたので、これは本当に喜ばしいことだなど、そういう成果を上げていますので、そこの部分に本当に長期的に町として支援をして、高校づくりを応援していこうと、後押ししていこうというのが二つの大きな理由でございます。

あとはもう保護者の皆さんの負担を軽減して、最大半分、通学定期代の補助をしますよ。これは県内でもやっている学校はそうはございませんので、町は。大いに誇れる内容だと思います。某私立高校の今年の動きなどについても、県教でしっかりと抑制をしていただいて、私どもの西会津高校が本当に過半数を維持できるように努力していきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 ぜひ、今、評価されている、伸びている部分は、これからもどんどん伸ばしていただいて、魅力ある高校にさせていただきたいと思います。

それともう一つ、先ほどもちょっと話しましたがけれども、県の高校改革の中では、将来的に生徒が少なくなって、学級数を少なくしなければいけないと、そういう時代はそう遠くない時期にくるかと思えます。その際、やっぱり一つの自治体には高等学校は一つ残すという方針を県に話していただいて、ぜひ押し進めていただきたい。例えば、西会津町には西会津高校を一つ残す。川口には川口高校を残す。喜多方には四つの高校ありますから、じゃあその中でクラスを減らす。学校を減らすというようなことを考えてくださいと、そういうような申し入れもこれからは必要になってくるんじゃないかと思えますので、これは町長にもお話しておかなければいけませんけれども、ぜひそんな方向で進めていただきたいなと思えますがいかがでしょうか。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 多賀議員のおっしゃるのと、まったく同じような内容で私も考えております。県が現在用いております改革計画というのは、先般、全員協議会でも申し上げましたが、平成11年度にできたものでありまして、その当時、過疎化、少子化についてはあまり目が行き届いていなかった計画でございます。ですから、あの計画のとおりいきますと、西会津高校はもとより川口高校、只見高校、南会津高校、もう周辺部からどんどんどんどん学校がなくなって、最後は大都市部にしか高校が残らなくなってしまいます。それでは福島県としても大きな損失でございますから、中山間地の高校もちゃんと存続できて、その地方の活性化が図られる、そういう高校の配置を考えていただくように強く要望してまいりたいと思います。

また、先ほどちょっと申し上げましたが、他県においてはもうすでに35人に限らず、30人もやっている高校もありますのでね、県もね。そういう事例なども述べながら、県教委として本当に中山間地の高校にも、しっかりと光を当てた高校改革をやっていただくように、町をあげて、町長さんを先頭にして要望活動を展開してまいりたいと思います。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 ぜひ教育長、先ほども申し上げましたがけれども、明日から、今日からでも明日



からでも、この対策、実るような形で進めていただきたいと思います。

それでは質問を変えまして、第5期介護保険計画について再質問をさせていただきます。これは冒頭にも申し上げましたように、全員協議会の中で、詳細にわたってご説明をいただきましたので、おおむね内容は理解いたしました。一つ、私、先走った質問をしてしまったのかなという思いでいるんですが、当初の計画では11月中に事業所ヒアリング、あるいは現地調査等をして、12月に決定するというような段取りではなかったのでしょうか。遅れてしまったのでしょうか、その辺をまずお尋ねいたします。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 公募の期間の関係でございますが、当初ご説明申し上げておりましたのは、12月には最終的に決定して、そこから逆算いたしまして予定を組んでおりました。それは25年度の予算計上をするにあたって、ある程度決定している必要があるからということでございまして、10月から11月に公募をして12月ということで計画していたものでございます。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 私の早合点だったのか、11月中にはある程度、応募要項なんかを見ればある程度概要は決まって、12月は最後の審査等の決定のみなのかなと思っておりましたけれども、そういうことでありますから、これからのこともありますので、はっきりしたことは申し上げられないと、それは十分理解いたします。

一つ、にしあいづ福祉会との関係について、一民間事業者であるから公平性を保つうんぬんのご答弁いただきましたけれども、先ほど申し上げましたように、このにしあいづ福祉会というのは民間であれども、やっぱり設立以来、一貫して町の政策を担ってきた団体というか場所であります。ですから、まるっきり単なる民間の企業だなという位置付けでいいのかなというような、私、思いはありますけれども、要はこの新規参入する民間事業者とこのにしあいづ福祉会、お互い業務サービスが補完し合えるような状況で進めれば一番いいんでしょうけれども、これいざ参入を認めたがゆえに、将来にわたって問題が生じないか、あるいはいろんなところで競合するようなケースが出てこないか。そんなことを心配していたんですが、そんなことは余計な心配でしょうか、お尋ねいたします。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 にしあいづ福祉会との関係でございまして、先ほども答弁申し上げましたとおり、これまで西会津町の福祉施策の一翼を担ってきたにしあいづ福祉会でございますので、今後とも協力体制を取って、連携をしてまいるといふ考えには変わりはありません。

また、今ほどお話のありました新たな民間の介護施設ということでございますが、今回の場合、グループホーム2ユニット、それから小規模多機能型居宅介護施設、これは今まで西会津町にはなかった施設でございます。また、介護付き有料老人ホーム、これも今まで西会津町にはなかったものでございます。それらから、補完し合いながら、ある意味ある程度の競合もあるかもしれませんが、競合によってより質の高いサービス提供ということも期待できるということで考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛　　そういう形で私は進むことを望んでおります。以前、全員協議会の中でお話をしましたけれども、この働く人の手当、働く人の問題について副町長でしたか、申し上げた経緯はありますけれども、本来であれば新しい事業所が町内にできて、新規の雇用が生まれる、町内の求職者がそこに入って仕事ができるというようなことでも大変いいことなんでしょうけれども、聞くところによるとこの業界というのは、なかなか人が集まらないというような話を聞いております。これから事業所ヒアリング等行うということなので、詳細は分からないでしょうけれども、この申し込みの段階、あるいは今分かっている範囲の中で、この人の手当、その採用なんかはどういうような形になっているか、分かればお話いただきたいと思います。

○議長　　健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長　　今後、12月中旬に事業所ヒアリングを行うわけですが、そこでの事業者からのプレゼンテーション、さらにはヒアリングということで、実際に事業者が人の手当についてどうお考えになっているのか、それらも踏まえながら、現在の西会津町の介護サービスの質の低下にならないような形での対応になろうかと思いますが、現在のところ明確な答弁はできかねますので、ご了承いただきたいと思います。

○議長　　7番、多賀剛君。

○多賀剛　　これからのことでありますので、詳細はやむを得ないでしょう。要は、私心配するのは、今ある職場から、言葉は悪く言えば、引き抜きとか、かっこよく言えば、ヘッドハンティングのようなことがされて、今やっとやっと人のやりくりをしながら事業をやっているのに、引き抜かれて大変なことになるというようなことがないように、私、心配しているのであって、ぜひヒアリングの際はその辺を十分留意していただきたいと思います。

今、施設入所を希望されて、待機されているかたというのは、正直、民間だろうが公設であろうが、施設は、運営母体はどこでもかまわないと、早くそういう施設ができて入りたいと、本当に一日千秋の思いで待っているのが実情であります。これ町長がよく言うスピード感を持って、これ対処していただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

あと、最後に質問を変えますけれども、健康がいちばんのまちづくりについて、これ私の率直な感想、最後まで全部いって、全部のところを見ていたわけではないので、誠に恐縮ではありますが、私の率直な感想としては、いまひとつ盛り上がりには欠けていたかなというふうに感じました。せっかくあれだけのことをやるんだから、当日はあいにく天候が悪かったという要因があったにしても、もう少し参加者が集まる工夫が必要だったのではないかと、先ほど1番、三留議員も申し上げましたけれども、そんなことを感じましたが、実際私もこの日に健康まつりをやるというようなお話を聞いてはおったわけなんです、いったいどんな内容でどういうことをやるんだろうかと、まったくわからなかった。それで、案内が来たのが1週間前、来年以降もこういうのを続けるということでもありますので、もう少し余裕を持って周知するべきではなかったかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長　　健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長　　町民参加型健康まつりに対するご意見でございますが、一つ目には、人

を集める工夫ということでございました。先ほど町長が答弁なされた中に、11月23日以後、評価検証の打ち合わせ会を課内でさせていただきました。その際にもいろんな反省点ということでお話がございました。まず開催時期、11月になってしまったということで、大変天候が不順なとき、多少寒さもあるということでございました。その時期にやらざるを得なかったということで、反省もしてございます。また曜日の設定でございますが、祝日ではありましたが、勤労感謝の日という祝日ではありましたが、町内の企業の中には、祝日でも出勤されるという会社が結構多いということもうかがいました。それらも反省点かなということでございます。今後、次年度以降、反省も踏まえまして、より多くのかたがたに参加をしていただけるような時期、曜日の設定も考えていきたいと思っております。

また、周知なり通知が遅れたということでございますが、今回、初めての取り組みということで、若干周知通知が遅れましたことにつきましてはお詫びを申し上げたいと思っております。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 これから検証する際は、ひとつその辺も留意していただきたいと思っております。

この健康がいちばんの二つ目に質問をいたしました健康運動の推進についてお尋ねしますが、先ほど話しましたように、今はお年寄りと言ったら失礼かもしれませんが、高齢者のほうが本当に運動をしている、体を動かしているような状況であります。私もたまに、最近寒くなりましたので歩きませんが、夜さゆり公園周辺を散歩、ウォーキングなんかをすると、会うのは高齢者、高齢者と言ったら失礼になりますけれども、おばちゃんたちばかりであります。今のお年寄りは本当にいろんな大会、集まりにご招待をいただいて私も出ますけれども、ゲートボールやら、グラウンドゴルフやら、さっきのノルディックウォーキング、あとはいろんな太極拳だとか、民謡だとか、踊りだとか、銭太鼓だとか、本当にスケジュール帳が真っ黒になるほどいろいろ予定が入っております。これは大変すばらしいことでもありますし、これからも続けていっていただきたいなと思っておりますが、反面、今のこの若い人は、意外と体を動かしていないと、運動ができていないというような感じがしてならないわけです。トップシーズンというか、シーズン中であれば野球だとかソフトボールだとかサッカーだとかは、やっている人は確かにいます。これからオフシーズンになって、アウトドアのスポーツがなかなかできなくなって、インドアでするバレーボールだとか卓球だとか、そういうのをやっているかたはいますけれども、比較的、今の若い人は体を動かしていないと私は常々感じているわけです。

この体を動かす、運動をするというのは、いわゆる生活習慣だと思うんです。今、生活習慣というとならずそのあとに生活習慣病、病が付くんですが、この汗を流す習慣、運動する習慣というのは、この若いうちから習慣付けをする必要が大変必要ではないのかなと私は常々思っておりますが、その辺、これからの話はちょっと政策的な問題になりますので、町長、いかがお考えでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 確かに言われるとおり、お年寄りの皆さんが、いろいろスポーツや、あるいは健康運動含めて、いろんな会やグループや種目がたくさんございまして、非常にいい傾向なのかなというふうには思っております。ゲートボールだと300人、あるいは400人ぐらい

集まって行っている、あの状況を見ると、非常に西会津町のお年寄りの皆さんの健康というものについて、非常に興味深く思っております。

一方では、やっぱり若い人、確かにそうなんです。シーズン中でありますと、それぞれ野球とかソフトとか、テニスとか登山とか、いろいろありますけれども、年々この野球、ソフトも人数が少なくなっているという現状にありますので、そういったことも踏まえながら、これからニュースポーツというものが出てくれば、そういった取り組みもこれから必要になってくるのかなというふうに思います。ゴルフなども盛んに行っている市町村もございまして、そういった若い人向きのそうしたサークルや取り組みというのも、これから積極的にそういう協会を通じて奨励をして、町からお願いをしていってみたいというふうに考えてございます。

そして、今回、これは直接健康づくりとは違いますけれども、西会津町の、やっぱり幼少時代からそういう対応を取っていくことが必要だということで、今回、駅伝競走については、本当に中学生の皆さんががんばっていただいて、最下位脱出を図っていただいて。今、非常にいい傾向なのかは、キッズクラブということで、もう小学生のころから今20数名くらいの皆さんが一生懸命がんばってしてくれますので、今後いろんな面で期待をしたいというふうに、それはやっぱり基礎づくりだと思っているんですね。そういう走るということは、やっぱり基礎づくりだということでもあります。これは何にでも通用できるわけです。陸上でも卓球でも野球でも、やっぱりその走る、あるいは健康づくりの一番もとになるわけでありまして、何も駅伝競走のための対応だけではなくて、そういうことも含めて小学校の時代から、学校のころからずっと続けていくことが必要かなというふうには思っています。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 確かに町長おっしゃるように、この基礎づくり、大切なことであります。だから若いうちから運動をする、汗を流す習慣、体を動かす習慣付けをするというのが大切だと思います。

そこで私が毎回言うのは、そのロータスインのトレーニングルームですね。町長も今ほど言いましたけれども、最近ゴルフを始められた。新しいスポーツに取り組むということは大変いいことでありますし、必要なことであります。ただ、始めると言っても、町長も1年ぐらい実際かかっているわけですね。それで副町長も、ぼくは泳ぐのが好きだからプールに行きたいんだよねとおっしゃいますけれども、なかなかプールに行って泳げないでしょう。私は、その動かすというのは、いろんな考え方があると思いますけれども、やっぱり気軽に体を動かせる、汗を流せる、それが一つのキーワードではないかなと思うんです。ですから、私このロータスインのトレーニングルームにこだわるのは、私はたまたまあそこに行って温泉に入ったりするのが好きですから、しょっちゅう行きます。30分でも40分でもあれば、あそこに、私いろんな人に、それこそサウナ入りながら聞くと、あそこにランニングマシンとか、エアロバイクとか、ウエイトトレーニングのマシン、そんなものがあれば、あそこで一汗かいてからお風呂に入ったり、サウナに入ったり、シャワーを浴びられると。何であそこにできないのかねとよく言われるんです。

私も前回の質問の中で支配人に聞いたらば、あの会議室、稼働率が30%、4割に満たな

いというような報告を聞いております。あの駅前の一等地に何でその4割に満たない稼働率を会議室を置く必要があるのか、ものすごく疑問に思っているんです。これは健康福祉課長がご答弁いただきましたけれども、商工観光課長でも、あの施設の有効性というのほうとあると思うんです。ですから、あまりお金かからないでできる。私言っていることは常々ありまお金かからないことばかりなんですけれども、町長その辺をもう一度再考できませんでしょうか、お尋ねします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 多賀議員の内容については、これは課もそうですけれども、実はこれ具体的にどうだということで、ロータスインの皆さんともいろいろ協議した経過も実はございます。本来ならば、トレーニングルームですから、それをきちっとやるというのが本来の使い方なのかなと思っていますが、いかんせん、やっぱり会議の場であったり、そしてまた、あそこはやっぱり常時、何かあったときにすぐに対応できる、こういう部屋もやっぱり必要だと、日本間でありますと、なかなかこれ靴を脱いだりうんぬんというのはなかなかできませんで、やっぱり腰掛けのような室も、そのことも空いているところのスペースも、即効性のあるような会議だとか、今日何々に使いたいとかということで、そういう会議の場が一つはほしいということで、なかなかこの実現にはいたっていないわけです。

そこで、じゃあ増設した場合はどうだろうかと言ったら、これ今、スプリンクラーとの関係で、これ増設すれば全館スプリンクラーを付けなければならないということになって、これ億の金がかかるみたいなんですよね。ですから、じゃあ切り離してやったらどうなのかということも実はございます。ですから、なるべく意に沿ったような形を具体的にどういうふうにしたらいのかなということで、もう少し時間をかけて、ちょっと検討してみたいなというふうに思っています。

私も非常にそういう考え方については理解をしているつもりでありますので、もう少し検討させていただきたい。ただ、空いている施設をどこでもいいからそういうことにできないかということになってくると、今度、遠く離れてはなかなかこれ、有効的な使い方ではないでしょうか、例えば空き教室があるからそこにトレーニングの機器を備えるので、どうぞそこへと言っても、なかなかこれ一般的に今のロータスインの接点がないと、じゃあ行く人もいないというようなこともあるでありますから、その辺のところは十分ちょっと検討して対応していきたいというふうに思います。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 再考というか、検討していただけるということでありますので、大変ありがたいことでもあります。私は会議室は必要ないというわけではありません。あその周辺でどうしても会議が必要であれば、さゆり公園の管理棟もあるし、コテージの管理棟だってある。あの駅前の一等地というのは、一番利用しやすいところにありますから、こう何べんもこの辺は申し上げていることでもありますので、ぜひご再考をお願いいたします。

以上で、時間になりましたので、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長 暫時休議します。(15時01分)

○議長 再開します。(15時20分)

6番、鈴木満子君。

○鈴木満子 6番、日本共産党の鈴木満子です。小中一貫教育とはというふうに大きなタイトルを付けましたけれども、小学校の今の現状について3点ほど質問させていただきま

す。  
小学校が今年統合されまして、スクールバスで子どもたちが来ております。元気に学校に行っているようですが、本当にスムーズに時間内で運行できているのかどうかお聞きいたします。

二つ目は、統合して1年目は、学校は大変忙しい時間をおくっていると思われませんが、教育現場の現状をきちんと把握しておられますか。

3番目には、西会津小学校では、高学年の一部が教科担任制を取っていると聞いています。小学校の先生は9教科を自分1人でこう教えているような現状ですので、とにかく忙しいということです。それを、ある教科を担任制にするという、いわゆる中学校みたいに担任制にするという、そういうことを聞いていますが、その内容を説明してください。これが小学校の現状でございます。

小中一貫教育について述べます。西会津は、西会津に今新しい校舎ができると、こういうことのせいか、小中一貫教育というのが先に言われております。そして教育長は、小中連携教育とこう言っています。これはいかななものか、どちらが採用されるものか。それから、小中連携教育が一貫教育に移っていくのか、この辺もはっきりいたしません、こういうのは、現場の学校にお任せするしかないのです。現場はどういうことを言っているかと聞いてみましたら、何もわからない。いわゆる3年前ですから、3年だから何もわからないと思いますね。これは仕方がありません。でも、小中一貫教育がどんどんどんどんこう言われていると、やらなければならないようになることが恐ろしいです。だから、学校の先生たちは、これ言われたって、できることしかできません。こういうような状態では、いい教育はできないと私は思います。ここで小中連携教育と、小中一貫教育の内容を、教育長に分かりやすく説明していただきたい、こう思います。

5番目は、小中学校にきちんと説明をする時期ではないかと思えます。私が見てきた一貫教育は、もう3年前からきちんと取り組んでおります。町民にも理解されております。地域ごとに、地域一丸となって盛り上げています。そういうことが感じられますね。そういうふうにしなれば、この小中一貫教育、あるいは連携教育は成功しないと私は思います。その辺をよく小中学校には説明していただきたいとこう思っておりますが、いかがでしょうか。

もう一つの質問は、タッチスーパーの使用状況について。私も実はタッチスーパーの機械をちゃんとわかりました。西会津町で何台設置されたのか把握しておりますか。これ町は分からないと、業者に任せておりますということになると思いますが、これはだいたい把握されている台数で結構でございます。

2番目は、現在の使用状況を教えてください。何台くらい使用されているのか。そこを教えてください。

三つ目は、使用状況がちょっと少ないと聞いております。町として指導等を行う考えがありますか。

以上がタッチスーパーの使用状況です。これは非常に難点、問題があると私は考えておりますので、よく説明していただきたいと思っております。

以上、私の質問です。明快なご答弁をお願いいたします。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 6番、鈴木満子議員のご質問のうち、小中一貫教育に関するご質問にお答えいたします。

はじめに、スクールバスについてのご質問であります。スクールバスの運行につきましては、児童生徒の安全を第一に考え、学校、家庭、地域の皆さん、関係団体との連携・協力のもと、基本的には当初の計画どおり、おおむね順調であると考えております。

次に、小学校の現状についてのご質問であります。統合によりまして、学年2学級の規模の学校に変わり、全校児童の6割近くがスクールバスでの通学となったことなど、取り巻く環境が大きく変化したことによりまして、統合当初はスムーズさを欠く面も見られました。しかし、保護者の皆さん、地域の皆さんなど多くの関係の皆さまがたのご支援、ご協力を賜りまして、現在は、学校運営はおおむね順調と考えております。

次に、教科担任制についてのご質問にお答えいたします。現在、西会津小学校では、5年生と6年生において、国語、算数の教科担任制を採っています。教科担任制とは、教科ごとに教える先生が変わる指導形態であり、学力向上や社会性の育成、特に中学校への円滑な移行に効果が見込めることから、採用をしているところであります。

これにつきまして、少し補足させていただきますと、小学校から中学校に進学して、学習、生活環境が大きく変わるわけではありますが、その一つの変わるものが教科担任制でございます。それを小学校5年、6年のうちに国語、算数についてのみ実施をしましょうと、先生がたに特段のご負担をおかけするつもりはございませんけれども、十分に吟味をいたしまして、算数、国語ともに1週間5時間の学習時間でございます。

したがって、1組の先生が国語、2組の先生が算数ということでやれば、特別な負担という形にはならない、むしろ教材研究の時間については、むしろ軽減化されるというふうな考え方で、お願いをしているところでございます。

次に、小中連携教育及び小中学校に対する説明に関するご質問にお答えいたします。申し上げるまでもなく、学校教育の目標は、児童生徒の学力向上と人間性・社会性の育成及び身体の育成を図ることです。しかしながら、子供たちが小学校から中学校へ進学する際には、教科担任制、部活動など学校生活が大きく変化することによりうまく適応できず、学習意欲の低下や問題行動、不登校などが生じる、いわゆる中1ギャップと呼ばれる現象が問題となっております。これを解消するため、小学校の6年間と中学校の3年間の9年間を連続した期間にとらえ、小学生及び中学生がともに順調に育つよう、小学校から中学校への円滑な接続を図る教育を小中連携教育といい、系統的、継続的に一段と強化した教育を小中一貫教育と呼んでおります。

小中連携教育につきましては、校長会や研修会など、機会あるごとに教育委員会から学校へは説明をしております。今年で申し上げますと、8月の小中学校の先生全員お集まりいただいた教育研究会のところでお時間をいただいて、私も小一時間お話をさせていただいたところであります。そんなことで、小中連携のことについては、ご理解をいただく

ように、これからも努めてまいりたいと考えております。

平成27年4月には、理想的な教育環境を整えていただきますので、一層効果のある小中連携教育を推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 6番、鈴木満子議員のタッチスーパーに関するご質問にお答えいたします。

本事業は、NPO法人西会津地域活動支援センターが、総務省の地域雇用創出事業、絆プロジェクトという事業に応募しまして、採択され実施された事業でありまして、現在の運営は株式会社テクニカルスタッフが行っております。

会社によりますと、本事業により導入された個人貸与用の端末は283台であり、その大部分が各家庭に設置済みとのことであります。現在の利用状況については、月20件程度に落ち込んでいるということですが、利用者に迷惑がかからぬよう事業は継続して実施しており、今後につきましては、稼働率が上昇する冬場に向けて、再度、事業PRを行うことや、全く利用のされていない家庭から真に必要な家庭への端末の移動を行い、事業の改善を図っていききたいとのことであります。

本事業は、高齢者の生活支援のための事業であり、町商店の活性化にもつながる事業でもあります。また、町が整備しました光ファイバー網を有効活用した先進的な取り組みでもありますことから、本事業が有効に実施できるよう、町も側面から支援していく考えでありますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 6番、鈴木満子君。

○鈴木満子 再質問をいたします。1番のスクールバスはスムーズに時間運行されていますかという質問でしたが、私、調べたところによりますと、朝、学習に間に合わないという生徒、それから帰りの掃除をしないでバスに乗り込む、こういうふうな余裕を持っていない行動が現在されております。こういうふうになると、必ず事故が起きますから、この辺を生徒に合わせて時間を設定するのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 スクールバスの運行時刻についての経緯をご説明申し上げます。昨年1年間かけまして、5校の代表の先生がたにお集まりをいただいて、本年度の開校初年度の準備をいたしました。日課表はこういうふうにしましょうかと、じゃあスクールバスは直通でやりますので、なるべく児童生徒に負担がかからないようにしましょうと、それまでは7時前に家を出ているお子さんが結構おられたんですが、今年は、ご承知のように7時15分が一番早いお子さんだと思います。

じゃあこれでよかろうということで、その運行の奥川から西会津小学校に到着する時間、経過等もすべて、雪降る前、それから雪降ってからもやりまして、冬時間で設定してあるから十分間に合うでしょうというふうなことでやったわけです。それから、帰宅をする時間についても、中学生の皆さんも一緒に乗ったりする日もあります。小学生だけで帰る日もあります。1、2年生、それから3年生以上と、小学生は二手に分かれて帰っています。これも遠いからといって、6時、7時に家に着くようでは、これは問題だよということで検討いたしまして、妥当な時間に家に着けるようにというふうなことで、用意周到計画を



立てたわけでありまして。掃除をしないという学年は、1、2年生かと思っております。

それで、日課表、子どもの負担をあまり重くしないように、負担軽減を図るという点からいうと、こういうことでいきたいと思います。ということでまとめていただいたわけでありまして。実際スタートしてみますと、特に4月当初であります。月曜日、8時5分まで学校には着くんですが、8時15分か20分から朝の会が始まるんですけれども、昇降口にカバンを置いたまま朝の会に行かなければならないというふうな実態も明らかになりました。それは今年、課題としてやってみて、来年、改善を図っていきましょうということで学校側にはお願いをしております。

それから、先生がたにも、統合初年度、鈴木議員もよくご理解をいただいていると思っておりますけれども、何かと新しいことだらけでありますので、先生がたにも負担はおかけをしておりました。朝、行ってまいりますと家を出てスクールバスに乗るまでは、家庭や地域の皆さんにご協力をいただいて、安全に、学校に着いたら、教育委員会の職員はもちろん、学校の先生がたでお迎えをして、送りはその逆でいくわけですね。それで、高学年、4時10分に下校でありますので、4時10分に子どもたちを指導して、スクールバスに方面誤りなく乗せて帰して、職員室に戻ってくると、もう勤務時間終わっちゃうんですと、こういうお声もお聞きしました。そんなことでありますから、それも課題にしまして、来年は改善を図っていきましょと、こんな流れで今お願いをしているところであります。

○議長 6番、鈴木満子君。

○鈴木満子 やはり10分間くらい早く、遅く出発すれば、子どもたちは間に合う、とにかく走ってくる。そういうふうなことがないように、やっぱり教育長さん、お願いしたいと思っております。

それから、12月1、2、3、このとおり雪が降りますよね。そうすると、みな停留所もないので、そこで雪にみんなばさばさって寒く立っているわけですね。この辺でぜひ、プレハブでもなんでもいいから、先生、建ててもらえないかなという要望がきています。それで、今、下に選挙のあれがありますよね。先生、プレハブ建ったから、すぐあそこに入れるんですかねって電話きて、あれは選挙のプレハブですから、まだまだそれは決定していませんよと、そういうふうになっている時間の居場所、これをやっぱり確保してもらいたいと思うが、いかがですか。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 ごもつともなご意見かと存じます。私ども、スクールバスの運行につきましては、家からあまり遠くないところから乗車をして、というふうに基本的に考えております。毎年、子どもが変わります。卒業して新たに入学する。そういうお子さんの状況がありますので、路線バスみたいなバスの待合所などということにはちょっとなじまない部分があるなど、今はご家庭にお願いをしたり、学校にお願いをしたりしているのは、20分も30分も早く家から出てお待ちするんじゃないかと、もうそれこそ2、3分前に立っていただければ、すぐバスが来るんだからというふうなことで、お願いをしているところであります。そんなことでありますから、毎年その家の近くから乗るよという方針でいきますので、そのところはそんなことでご理解をいただければと思っております。

○議長 6番、鈴木満子君。

○鈴木満子　私の言っているのは、ここの役場が乗っているところですので、雪が降ったら大変ですから、何かいい考えがありませんか、待っているのにとということです、下校。

○議長　教育長、佐藤晃君。

○教育長　それにふさわしい建物が、ちょっと今のところ考えられないんですが、なるべく子どもたち、長時間、外で待たなくてもいいように配慮をしていきたいなと思っています。今は校庭で集合して、順番にこうきておりますけれども、今度は体育館の中で待っていて、あるいは昇降口で待っていて、順序よく移動してもらおうというふうな手立ても考えていきたいと思っています。

○議長　6番、鈴木満子君。

○鈴木満子　学校現場が大変忙しいということですよ、新しい統合で、非常に1年目は新しい仕事がいっぱいあると、そんな中、坂下の水泳大会に出たり、それから喜多方の陸上に出たり、自分のほうと関係ないところで競うために出るというのはどうかと思いますかね。その辺、いかがなものでしょうか。

○議長　教育長、佐藤晃君。

○教育長　私が西会津の子どもが喜多方の大会に行つて、必ず1番になれば、坂下の水泳大会に行つて必ず1番になつて帰ってくるんだぞと、そういう気性の持ち主ならば、先生がたに土曜日も日曜日もみっちり練習させてちょうだいとこう言うかもしれませんが、私の根本的な考えは、議員の皆さまにもお伝えしてきたかと思いますが、井の中の蛙にならないということです。昨年までは、小学生の町内の水泳大会やっていましたね。それから陸上もやっていました。それが今度なくなったわけですよ、1校になったわけですから。それで、校内で陸上記録会、マラソン大会やりますけれども、そこで1番だからといって、ぼくは1番だと、それも結構なことなんですけれども、他の町村の子どもたちと切磋琢磨する場、これも大変大事だなと、教育という点から考えると、じゃあぼくはもっとがんばらんなくちゃいけないんだと、一番強いと思っていたけれども、坂下に行ったら、ぼく5番だったとか、喜多方で陸上やったら1番になれるかと思つたけれども、3番だったとか、その悔しい気持ちを持つこと、そういうことが教育にとって大変大事なことなんだと、こうなふうに思います。

そこで、校長会でそういう方針を説明し、それから先生がたにも説明は申し上げたつもりです。特別な練習をぎっちり訓練してやってくださいなんて、私一言も言っていませんから、そういう機会を設けて、子どもたちに、そこに参加させること、そのことがその子どもの将来に大きな影響を与えるんです。1番にならなくてもいいんです、負けたていいんですよ。勝ったら勝つたで、また新たな目標が出てくるでしょうけれども、そういう教育の場として考えておりますので、実際は、昨年の水泳大会、あるいは陸上大会ほどの事前の練習はなかつたかと思いますが、私の感想ですが、それプラスはもちろんなかつたと思います。そんな参加で、教育の大事な場ということで設定させていただいたので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長　6番、鈴木満子君。

○鈴木満子　9月に先生1人お亡くなりになりましたよね。ああいうところ考えれば、この死は重くとらえなければならぬと私は思います。その練習のためとか、そうではな

くて、やっぱりきちんと休んでいないと、そういうことにならないとこう思ったから、私、質問したわけですが、その辺についてどうですか。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 本当に残念ながら、山形薫教諭が、不慮の急逝をされたわけであります。一般的に言いますと、労務災害とか、そのようなことも頭をよぎるわけであります。しかし、ちょうど夏休み期間でありまして、十分にご休養も取っていただいておりますし、2学期の始業式の日でございまして、それは始業式だけはやりました。いわきとの交流がありましたので、翌日、その翌日は子どもたちは休みと、こういうことでありますから、山形先生も一緒に休むと、こういうご計画であったんです。勤務の状況についても、私も見させていただきましたが、特に一般的に申し上げるような労働強化だとか、何でもかんでこれここまでやってくださいなんて、そういう状況でもなかったの、その点では安心をいたしました。持病もお持ちだったというお話も聞きましたが、なんといっても健康が一番ありますから、その部分については、これからも先生がたの健康管理については、十分配慮していかなければいけないなど、こんなふうに思っております。

○議長 6番、鈴木満子君。

○鈴木満子 教科担任制について質問します。国語と数学が教科担任、これは教科担任制というのは学力向上につながりますので、これはやっぱりもう少し多くすれば、先生がたの空き時間があることなんです。そこでいろんなものを研究したりすることができますので、これをどんどんやっていただきたいということ。やっぱり学習ボランティアをいっぱい採用していただいて、本当に個別指導を授業の中でできるような配置をしたらいいのではないかなと、私、視察に行ってきた、学習支援が13名もいるんです。それから、地域学習とか、校外学習の人たちが22名いるんです。それから、学習支援、いわゆる読み聞かせ読書、こういうのが10名、それから環境支援が、いわゆる校庭の整備までやってくれるんですよ、その人たちね。これが5名。安全支援、これはうちのほうもありますし、読書もありますからね。これが10名と、こういう人たちが学校を支えているという、だから学校は、地域に支えられてやっぱり、そのままあがっていくと、こういうことが一番理想と思いますが、いかがですか。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 まったく同感でございます。議員おっしゃられましたように、教科担任制の拡大、これは可能であればどんどんやっていきたい。特に小中連携と小中一貫、これは国においても小中連携教育というのはこういうものだと、一貫教育はこういうものだ、定義なんてありませんから、実際、小中連携教育をやっていて、俺のほうは小中一貫教育やっているなんておっしゃっているかたもいるし、その逆もあります。ただ、私がやっぱりちょっと分けるとすれば、小中一貫といった場合には、小学校1年から中学校3年までの教育課程そのものを変えるんです。それは特別の、究極の目的でありまして、人員的にもたくさんの方が必要となります。国においても今、中央教育審議会と協議をしておりますが、財政負担の関係もありまして、なかなかまとまらない状況なんです。その動きを見ながら、できるところから、先ほどご答弁で申し上げましたように、中学校への接続をよくする、それは小学生のためでもあり、また中学生のためでもある。うまく接続がいかないために

不登校に走ったり、いじめに走ったり、自尊感情がなくなってしまうんですね。そういうのを小学生と一緒に、例えば学校行事、何か一緒にやろうとかということになると、小学生から頼りにされて、中学生が俺も小学生が見ている前であまり悪いことできないなど、いい考え、自尊感情がだんだん芽生えてくる。そういう相乗効果が期待できるものでありますから、先生がたのご負担、そういうことも考えながら、先生がたに基本的な方針はお示ししますけれども、できるところからやっていきたいと思います。そして実りあるものにしていきたいと思います。小学生も中学生もともに育つ、そういう連携教育をしていこうということでもあります。

議員おっしゃられましたように、学習支援ボランティア、本町でも中学校、今やっていると思いますけれども、7、8名の先生、お願いをしてございます。それから、地域のボランティア、これも数的には、勝るとも劣らないほどのスタッフが揃っておりまして、国の補助もありますから、そういうことで地域に大いに開き、地域に支えていただいて、学校教育を大いに盛り上げていくようにしてまいりたいと思っております。

○議長 6番、鈴木満子君。

○鈴木満子 この一貫教育が、先ほど言ったとおりに、とにかく一番最初からぼんと出ちゃったんですよ。町長さんがおっしゃいましたよね、小中一貫教育をこれからやるんだというふうなのが出ちゃったから、現場はそれをやらなければならないのかなというふうな、現場が思っているんじゃないかと。今、小中一貫のことについては連携教育だと言っておりますので、連携でいくように、今、教育長が言ったとおりに、その連携がずっと内容ができましたら、町長さんにぼんとやりますので、そのことを、それを見てご理解していただいて、やっぱり一貫は控えてもらいたいというふうな考えを私思っているんですが、どうですか。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 先ほど申し上げましたように、小中一貫、小中連携の定義、一貫はこっちだよ、連携はこっちだよというのは、本当に残念ながらないんですよ。ですから皆さん言いたいことを言っているんです。それはそれでいいんです。だけど、どっちにしてもみんな連携から始まっていきますので、究極的には、また先生を増やしていただいて、コーディネーター役の先生なども必要ですから、それは国が議論が固まって、財政的にもそういう制度ができて、小中一貫教育を実施する学校には教員を新たに2名配置しますとか、というふうな制度になったら、もう大手を振ってすぐやっていける、そういう状態だけはつくっておく必要があるなど、こんなふうに思っております。

○議長 6番、鈴木満子君。

○鈴木満子 次の質問に移ります。タッチスーパーの使用の件について。今お聞きしたところによりますと283台設置したと言いましたね。それで20件くらいですか、それで私もきたんですよ、端末が。これ来て、ぼっと置いて、ぼっと引っ付けてもう帰っちゃったから、何だべなと思っていたら、1年間来ないんです。そのうちにほうぼうに見たら、おらやめた、やめたという人が多いんですよ、多いの。それで私もやめたいなと思って、どこに連絡すればいいのかなとか思ったら、近所のばあちゃんたちも、おれもこんなのいらね、おれもこんなのいらねとかいうふうになってしまったわけで、私は聞いたわけで

す。20件しかないなから、運営上できないじゃないですか、これ。その辺どうでしょうか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えいたします。

これはあくまでも本事業は町ではなくて、民間事業者が実施している事業でございます。聞き取りしたところ、今現在は20件程度だということでありまして。ただ、もう少し稼働率を上げていきたいというようなことで、そういったことに対して、今後努力していきたいというような回答でございました。

○議長 6番、鈴木満子君。

○鈴木満子 町が関わっていない、少しは関わっていますよね、先ほどの話では。やっぱりこういうのは、町は関わっていませんからなんて言っちゃいけないですよ、ケーブルテレビ通してみな宣伝したわけですからね。私は、やっぱり全部回収してもらいたいと思うんです。そんなふうにして1年間も来ないようでは。何とも仕方がないし、あんなものあったってしょうがない。そういうわけで、ぜひこれ回収していただきたいことを会社に言ってくださいよ。私たちはどこに言ったらいいかわからないんです。やめた人は、283台あって、20台しか今やっていないということでしょう。20件しかないと先ほど、私間違ったかな、こういうふうに20件しかない、ならこの端末は、考えてみたら4、5万するんじゃないんですか、あれ、1台。あとからやっている人はお金を払ってくださいなんて言われたって、お金は払いません。本当に困ってしまっているんです。だから、町は一切関わりありませんじゃなくて、やはりそういう、私たちの身になって、そのところをちょっと考えてほしいと思いますが、いかがですか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えいたします。

町が一切関わりないというふうなことではありまして、町が直接やっている事業ではないということでありまして。今回のこの事業計画策定にあたりましては、町も実際に参加したりして関わってきたということで、まったく関わりないということではありまして。こういった事業、先ほども申し上げましたように、本当に買い物に困っているかたにとっては、大変有効な事業かなというふうに考えています。これからましてや雪のシーズンになりますと、外に出ればちょっと怪我をしたりなんていうこともありますので、買い物に行かなくても届けてもらえるというような事業であります。

それから、こういった商品は、地元の商店から仕入れて運ぶというようなことでありまして、商店の活性化、そういったことにもつながっていくのかなというふうに考えています。そういったことを考えておりますので、町としてももう少しうまく回転できるように関わっていきなというふうに考えています。

なお、設置するにあたっては、たぶん何らかの申し込みなり、意思表示をしたから設置をされたんだと思うんですが、不要だということであれば、会社のほうにご連絡をしていただければ、引き揚げも可能だというふうには思いますので、その辺は実情をちょっと会社のほうに伝えていきたいというふうに思います。

○議長 6番、鈴木満子君。

○鈴木満子 これは、本当にこんなふうな総務省の補助の使い方がね、本当に必要なら、

これは大変悪いものではないと私は思います。必要なら本気になってなぜ取り組めないのでしょうか。やったというだけでは、何もならない。それから地元のものを使うなんて、使っていませんよ、業者のもの、聞いてみたら。地元のあれは使っておりません。だからこれ困ったものだなどこう思うわけです。大変いいことなのに、ちゃんとできないというのは、本当あれだけの総務省から補助をもらったならば、やっぱりちゃんとしないとね。補助はもらったし、端末はわたした。300台、この間から注文があったら、何千万という補助をもらうんですよ。それで、わたしてやる。ただでしょう、やっぱりあれ。そういうことで、もう少し関わっていない町であっても、町民の味方になってもらわないと、全部回収するように事を運んでいただきたいと、これをお願いして私の質問を終わります。

○議長 お諮りします。

本日の一般質問はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。(16時04分)

平成24年第9回西会津町議会定例会会議録

平成24年12月11日(火)

開 議 10時00分

出席議員

1番	三 留 正 義	6番	鈴 木 満 子	11番	五十嵐 忠比古
2番	長谷川 義 雄	7番	多 賀 剛	12番	武 藤 道 廣
3番	渡 部 憲	8番	青 木 照 夫	13番	長谷沼 清 吉
4番	伊 藤 一 男	9番	荒 海 清 隆		
5番	猪 俣 常 三	10番	清 野 佐 一		

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊 藤 勝	建設水道課長	酒 井 誠 明
副 町 長	藤 城 良 教	会計管理者兼出納室長	田 崎 宗 作
総 務 課 長	伊 藤 要一郎	教育委員長	井 上 祐 悦
企画情報課長	杉 原 徳 夫	教 育 長	佐 藤 晃
町民税務課長	新 田 新 也	教 育 課 長	成 田 信 幸
健康福祉課長	高 橋 謙 一	代表監査委員	新井田 大
商工観光課長	大 竹 享		
農林振興課長	佐 藤 美恵子		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐 藤 健 一	議会事務局主査	薄 清 久
--------	---------	---------	-------

第9回議会定例会議事日程（第5号）

平成24年12月11日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（議会運営委員会）

（一般質問順序）

- |          |          |           |
|----------|----------|-----------|
| 1. 青木 照夫 | 2. 荒海 清隆 | 3. 五十嵐忠比古 |
| 4. 清野 佐一 | 5. 長谷沼清吉 |           |



○議長 平成24年第9回西会津町議会定例会を再開します。(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着席し、発言を求めてください。

8番、青木照夫君。

○青木照夫 皆さん、おはようございます。8番議員、青木照夫でございます。今次の質問事項は3点ほど通告いたしております。

1点目、放射能汚染土砂の処理について。2点目、介護と医療と今後のまちづくりについて。3点目、当町が目指す小中連携と空き校舎の活用についてであります。

はじめに、質問事項の登世島住宅団地内に一時保管されている放射能汚染土砂の処理について、今後の町の対応についてであります。一部変更させていただきます。

本通告書提出時点での12月3日までは、一時保管中でありました。通告書提出後に搬出されております。関係者の話によりますと、12月の5日水曜日に、喜多方市広域羽山最終処分場に仮置きされたことを知りました。保管されていた放射能汚泥処理についての処分の内容はわかりましたので、その変更であります。

そこで関連事項の質問で、本年の5月はじめに登世島住宅団地の宅地や公園、歩道などから1万ベクレル、高い所で3万ベクレルの高濃度の数値が測定されました。その除染された土砂を6月下旬から1週間かけ、土砂を除去されたようであります。ちなみに汚染された土砂を除去されたのは、NPO法人の会社が実施されたとのことであります。そこで、本年の5月から12月まで、7カ月近くの間、野積みされ一時保管中とされていた経緯などについてお尋ねいたします。

二つ目として、今後このような高濃度の汚染物質が出ないとも断定することはできません。今や西会津町だけの問題ばかりではなく、高濃度の汚染された放射物質は、福島はもとより、東北隣県、関東圏までの広範囲に放射能が拡散されているとはご承知のとおりであると思います。そこでお尋ねいたします。万が一の備えとして、今後、高濃度に汚染された土砂など仮に出た場合、その処置として、当町に仮置き場を設置する必要性などはないでしょうか。会津管内では、湯川村など独自で仮置き場を設置、公共施設の小学校の校庭、保育所、公民館などの高濃度の汚染物を除去し、村内の指定された場所に仮置きされ、埋め立てられているようであります。当町の対応などをお伺いいたします。

次に、介護と医療と今後のまちづくりについてお尋ねいたします。平成24年11月1日現在、人口調査結果、県企画調整部によりますと、会津市町村で高齢化率が高いのは、金山町56.4%。昭和村、三島町、只見町に次ぐ、当町の高齢化率41.6%と発表されております。そのことから、わがまちの高齢化社会は避けて通れない現実問題が迫っており、早急に取り組まなければならない問題が少なくありません。そこで一つ、当町の介護施設に隣接されている支援ハウスが運営されておりますが、お年寄りの生活支援ハウスとして、また介護保険施設のサービスを受けられない一人暮らしの高齢者などが、一時的に利用できる施設とされ、また、山間部にお住まいで冬期間の利用や、そのほか、高齢者で虐待を受

けているかたの保護としても利用できるものとされており。本年の支援ハウス入所希望者数と実際に申し込みをされても入所できなかったかたがたは、どのくらいおられましたでしょうか。限られた人数の施設の中で、利用したいかたが今後増える可能性があると思われ。そこで、入所できないかたのために、町の対応などはどのように考えておられますかお伺いします。

二つ、当町は、医療体制には4人の医師がローテーションを組み、診療に対しては努力されていることはわかります。一方、緊急時の医療体制には、生命を守るという一刻の猶予を待てないことから、わが町では、遠隔地での集落が多く、距離的、時間的な問題があります。このことから、緊急時の医療体制はどのような取り組みがなされているのかをお伺いいたします。

三つ目、在宅医療サービスセンターが設置されることについてであります。住み慣れた地域で生活をしながら、医療、介護の支援がなされることは理解いたしますが、今後、在宅利用がどのようになるのか、在宅で看取られることができる家庭条件の中で、その取り組みに対する考えや、また設置されることに対しての経緯などをお伺いいたします。

四つ目に、当町は介護や医療施設など総合的な取り組みを行っております。その一方では、少子高齢化が現実的に急速に進み、いまや町の形態そのものが大きく変化する様相にあります。今後、さらなる発展を推進するには、健康がいちばんのまちづくりはどのように考えておられるのかお伺いいたします。

最後の質問要旨であります。当町が目指す小中連携校と空き校舎の活用についてお尋ねいたします。少子化現象は全国的な課題であります。青少年の育成、教育の向上を図る小中連携校を目指す当町にとって、今、町民、行政、議会の3者が協働で推進することが重要と思われ。ます。

一つ目、質問事項であります。昨日、6番議員と重複し、一貫校との違いはおおむね理解いたしました。が、当町が目指す連携校に向けて、具体的にはどのような形で行われるのか、私の観点からお尋ねいたします。

次に、西会津小学校は耐震工事終了の唯一の校舎です。校舎が新築されたあと、役場庁舎や公民館などの活用など、決定されておりますが、空き教室の数からも、まだほかの施設なども併用できることも可能と思われるが、その考えなどをお伺いいたします。

以上の私の質問内容であります。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 8番、青木照夫議員のご質問のうち、本町が目指す小中連携教育に関するご質問にお答えいたします。

はじめに、小中連携教育と小中一貫教育の違いについてお答えいたします。これにつきましては、法令上はもとより明確な定義はございませんが、おおよそ次のように分類されております。

まず小中連携教育とは、小学校から中学校への円滑な接続を目的とし、教育課程は6・3制のままとしながら、児童生徒が交流し、教職員もそれぞれの学校に籍を置いたまま連携協力して、教育を行う方法でございます。

一方、小中一貫教育は、小中の連続性のある教育活動のもと、9年間にわたる一貫した

教育課程を作成し、児童生徒は学校生活をともにし、教職員は一つの学校の一員として、児童・生徒の教育にあたるものであります。いずれの教育方法とも校舎については、地域の実情により、小中の校舎が隣接している施設一体型と、校舎が離れている施設分離型に分けることができます。

次に、本町が目指しております小中連携教育についてお答えします。

小学校から中学校に進学する際には、教科担任制、部活動などにより、学校生活が大きく変わることから、あまりよく適応することができず、学習意欲の低下、問題行動、不登校などが生じる、いわゆる中1ギャップと呼ばれる現象の問題が出てまいります。本町ではこれを重要視し、解消のため小学校から中学校への接続を円滑にし、義務教育9年間を通して確かな学力とともに、人間性、社会性、体力等も順調に身に付けさせることを目的に、小中連携教育を進めております。

平成27年4月、西会津小学校は新しい校舎で教育がスタートさせていただき、理想的な教育環境を整えていただくことから、一層効果のある施設一体型の小中連携教育を推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 8番、青木議員の西会津小学校校舎の活用についてのご質問にお答えいたします。

議員おただしのとおり、町が本年8月に策定した廃校施設等利活用計画では、現在の西会津小学校校舎につきましては、新校舎への移転後、町役場と町公民館機能を移転し、活用する計画となっています。その後、町では小学校移転後の具体的な活用計画の策定作業を開始しており、その中で必要面積の試算などの作業を行ったところであります。

新しい役場庁舎につきましては、通常の事務スペースや印刷室などの付帯スペースはもちろんのこと、いろいろな会議に対応できる十分な数の会議室を設けるとともに、専用の議場も設置する考えであります。また、大規模災害対策などにも対応できるよう配置計画を検討しております。

その結果、町役場機能だけで現小学校の大部分のスペースが埋まってしまい、公民館機能の移転までは難しいとの結論になったところであり、町公民館については、当面の間、既存施設の利用を継続する方針としたところであります。

そうした状況から、議員が申されました、保育所施設の併用は困難な状況にありますので、ご理解いただきたいと思っております。なお、町としましても、保育所施設の整備は喫緊の課題であると認識しております。早急に整備方針の検討を進めてまいる考えでありますので、ご理解願います。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 8番、青木照夫議員のご質問のうち、放射性物質を含んだ土砂の処理についてのご質問にお答えいたします。

まず、住宅団地の一角に放射性物質を含んだ土砂等が一時保管されている経緯と今後の対応についてご説明いたします。本年7月にさゆりが丘自治区の歩道等の除染をNPO法人が実施し、耐候性土のう袋7袋の土砂等が排出されましたことから、昨年度から喜多方広域市町村圏組合の構成市町村の除染に伴う土砂等を搬入しております羽山最終処分場に

連絡をしたところ、今年度の搬入については、現在、処分場の周辺自治区との協議中であり、調整が整うまでの間は各市町村で一時保管してもらいたい旨の回答があったところがあります。

このことから、町といたしましては、さゆりが丘自治区と協議の上、調整池のフェンス内に一時保管しておりました。なお、12月3日に喜多方広域市町村圏組合より、周辺自治区との協議が整ったことから、羽山最終処分場の受入れを再開する旨の連絡がありましたことから、12月5日にさゆりが丘自治区から移動したところであります。

次に、町に仮置き場を設置する必要性はないかとのおただしであります。町としましては、今後、除染等により放射性物質を含んだ土砂等が排出された場合につきましては、羽山最終処分場に搬入する考えであり、町独自の仮置き場を設置する考えは今のところありませんので、ご理解願います。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 8番、青木照夫議員のご質問のうち、冬期間の生活支援ハウス利用についてお答えいたします。

生活支援ハウスは、高齢等のため独立して生活することに不安があるかたで、家族の援助を受けることが困難なかたが、安心して生活を送れるよう生活指導員が、支援する施設であります。昨今では、高齢者のかたがたは、特に冬期間の除排雪に不安を抱いているかたが多く、生活支援ハウスへの入居を希望されるかたや町外の子ども宅で冬期間を過ごされるかたが多くなってきております。

町といたしましては、利用形態や現状をさらに調査し、介護サービスでの対応なども含め、具体的に進めてまいりたいと考えております。なお、本年度の生活支援ハウスへの入所希望者数は16名でございました。そのうち入所されたかたは12名でございます。4名のかたにつきましては、町内外に居住しておられます子どもさん宅で同居、あるいは援助していただくということで調整をさせていただきました。

なお、高齢者世帯や限界集落における冬期間の生活不安を解消するための対策として、社会福祉協議会とともに安否確認を含めた、地域ネットワークづくりや除排雪の支援策を検討しているところであります。

次に、遠隔地や集落などでの緊急時の医療体制についてであります。在宅からの往診依頼等に対する医療サービス提供体制につきましては、家族等から患者の状態を確認して、医師及び看護師が訪問し医療サービスを提供しております。また、必要に応じて、にしあい福祉会が運営する訪問看護ステーションの看護師が主治医と連携し対応する体制としております。

本町においては、集落が点在し移動時間がかかるため、今後は光ケーブルを活用した遠隔医療サービスの提供体制についても検討してまいりたいと考えております。

次に、在宅医療サービスセンターについてであります。本町においては、住み慣れた家庭や地域で療養したいと希望されているかたが多いと認識しております。その希望に応えるためには、在宅医療サービスや介護サービスの提供体制を充実強化させる必要があります。

現在の訪問看護サービスは、介護センター内にある事業所からサービスが提供されてお

ります。利用者のほとんどが国保診療所の患者であることから、医師の往診・訪問診療とあわせ、診療所から訪問看護サービスを提供できる体制とし、医師との連携強化と機動力の向上を図りたいと考えております。

また、在宅介護サービスとの連携強化も視野に入れ、西会津診療所内における在宅医療サービス部門として、仮称ではございますが、在宅医療サービスセンターを設置する方向で検討しておりますが、本年11月からの新しい医療体制の実施状況等を評価検証し、医師と協議を重ねながら進めてまいりたいと考えております。

次に、介護と医療の総合的な取り組みについてであります。介護サービスや地域医療の充実を図ることは重要であると認識しております。そのためには、予防医療や介護予防が必要であり、健康がいちばん2012inにしあいづを契機に、自らの健康は自分で守るという意識改革を進め、町民の皆さまと町とがともに、食・運動・検診を相互に連携した健康づくりを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 8番、青木照夫君。

○青木照夫 答弁の順序に従って再質問いたします。

小中連携に関する再審問であります。昨日は6番議員の中からも質問がありましたが、その中で、私の観点から感じるところがございます。先月、長野県に管外調査させていただきました。そこで感じたことは、これを盛り上げて推進しているのは、一般のかたが多かったと、一般の中から応募されたかたが教育推進委員会ということを立ち上げられて、全市民、町民がこう盛り上げたという内容の説明がありました。私はそれを聞かせていただいて、これから当町で進められようとしている連携校、向こうでも将来は一貫校ということの前の連携校に対しては、西会津さんはいい取り組みであるということも評価されましたが、その中で、今私が申し上げたのは、一般のかたが、トップダウンじゃなくて、ボトムアップの形で教育を進めるということが非常に重要ではなかろうかと思われま。そういう中での姿勢を、これから27年度スタートでありますので、その姿勢をお伺いしたいと思います。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 青木議員の再質問にお答え申し上げます。

ご質問の中でおっしゃっておられますように、行政と議会、町民の3者が協働で推進するというくだりがございましたが、まさに言葉を変えて申し上げますならば、教育の原点は家庭にあります。それで、そのわが子の健やかな成長を願う保護者、親さん、家庭の熱意、これも大事であります。地域の応援も大事であります。行政、学校の果たす役割も充用であります。それぞれの役割をお互いに果し合いながら、西会津に学ぶ子どもたちを健やかに育てていく、これが私どもが進めるべき教育の方向だろうと、こんなふうに思っております。

したがって、そここのところを大事にしながら、小中連携教育も推進してまいりたいと考えておりますので、今も、実は昨日も6番議員に申し上げましたんですが、学習支援ボランティアも7、8名の退職された先生がたに積極的にご協力をいただいております。また地域の学習に子どもたちが出るときには、地域から手を挙げていただいた、それぞれの専門家といえますか、知識の豊富なかたがたにご依頼を申し上げて、ご活躍をいただい

ているというふうな流れがございますので、まさに学校と地域と、家庭と、行政と、一体になって健やかな子どもの育成のために取り組んでまいりたいなど、こんなふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長 8番、青木照夫君。

○青木照夫 今のご説明の中でありますが、今、学校支援ボランティアというお言葉の中で、実際に実施されている時間帯とか、そういう内容については、詳しくちょっと教えていただけますか。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 小学校、中学校に共通して、地域の人材活用といいますか、それぞれのお詳しいかたにご依頼を申し上げて、学習の授業時間の中でご指導いただく、そういうかたもいらっしゃると思います。そのかたがたの時間帯といいますのは、学校の時間割に合わせまして、3時間目をお願いします。午後5時間目をお願いしますというふうなことで、その時間に対応していただくというふうな形でやっております。それも学校対地域、直結でありますと、なかなかこれは手間暇がかかります。学校の先生がたにも多大のご負担をおかけすることになりますので、実は教育委員会がつなぎ役をやっておりますして、学校の要望をいただいて、その人材、かたがたにお知らせを申し上げて、都合がついてご協力をいただくと、こういうような形で進めているところであります。

それから、学習支援ボランティアでございますが、中学校が主でございますけれども、特に授業が終わってから放課後、下校、スクールバスに乗って帰るまでの間、1、2時間ございますが、そのときには部活動をちょっと休んでいただいて、その対象のお子さんについては、このお子さんの数学のこういうところを補強していただきたい、英語のこういう点を力を付けていただきたいと、学校、各担任のご要望に応じて、それぞれの免許をお持ちの先生OBがご支援いただくというふうな形で学習を進行していただいていると、こういうことでございます。

○議長 8番、青木照夫君。

○青木照夫 それぞれの役割分担でやっていらっしゃるという感じは受けます。もう一つ、その成果については、どのように、今までの西会津町でボランティア活動、支援なりされていらっしゃることに對して、子どもさんがたの成果とか、成長とか、どういうふうにとらえられておられますか。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 学校にもやはり限界がございますして、地元の教員ばかりではございませんので、例えば文化財の学習をする、よりっせでも何でも同じでございますけれども、そのところに勉強をしたときに、専門的な経験や知識をお持ちの先生からご指導いただきますと、学習の深まりが違います。そのところがまず一番大きいことだなど、こんなふうに思います。

それから、地域のかたとの人間的な触れあいもできます。そのまた大事な財産になるなどと思います。学校としては、全員に無理やりではないんですけれども、子どもたちに働きかけて、御礼の手紙を書きましょう、こういう指導もされますので、児童生徒の皆さんと地域の人材との間で、大変な、確かな人間関係ができていくということで、広がりがみ

られる。そういういい点があるかなと、こんなふうに思っております。

それから、学習支援関係で申し上げますと、先ほど部活、我慢してもらって、勉強をしっかりとやらせてもらうんだというふうなことでやっておりますけれども、これは行く行くの話でございますけれども、やはり年中、勉強、やっぱり基本的なことをしっかりと身に付けていただく必要がありますから、夏休みだとか、冬休み、今、西中さんはやっておりますけれども、特定の日、本当に学力が劣るお子さん、この部分を引き上げたいということで、特別のグループをつくって指導されたり、そこに学習支援ボランティアのかたがおいでいただいているというようなことで、つながりを設けながら本当の勉強のやる意味だとか、楽しさとも、実感させる。そういういい体験もできていると、こんなふうに思います。

子どもによっては、いや勉強できなくていいんだけど、部活やりたいなというお子さんもいると思うんですよ。しかし、学校側として、これも基本、大事なんだよ、じゃあ今度の夏休みには、このグループに入らなくてもいいように、しっかりと勉強しよう、これも人間教育の一つでございます。そういう子どもの、生徒児童の反応を見ながら、健やかに育てるように全体として取り組んで行きたいなと、こんなふうに思っております。

○議長 8番、青木照夫君。

○青木照夫 その内容について再三質問させていただいたのは、長野県の話になりますが、その、本当にうちの町とそんなに変わらない人数というか、人口だと思います。その中での、今の学校の成績であります、極端なことは申せないことだと思いますが、長野県ではトップクラスの成績になったそうであります。その取り組みの内容につきましては、また別としましても、これは一般質問以外になるかもわかりませんが、やっぱり将来目指した高校とか、あと中学校、アントレプレナーシップとか、そういう精神の内容とか、企画とか、自立とか、そのやっぱり判断力ですか、そういうもののちゃんとした体に身に着けば、自分はどこを選べばいいのか、どこに進めばいいのか、どこが本来のあれなのかというのが見えてくるのかなということがあったものですから、ちょっとそれは質問させていただきました。

その中でもう一度、教育の内容についてお伺いしたいんですが、管内で支援の内容であります、6番議員が申されましたように、一般のかたから学習支援、課外活動支援、それから環境支援、安全支援とかいう項目を設けて、まんべんなく、月何回とか、年に何回とかではなく、私も学校の支援ボランティアの一員として年に何回か携わっていることがあります、やはり子どもさんのかたの、体に染みるような教育とか、体験とかというのは、もう少し先生がたの忙しい中からばかりではなくて、一般のかたの、やっぱり優秀なかたがたがそれぞれいらっしゃると思います。そういう中での、これからの公募の内容とか、人数とかに対して、推進されていかれたらどうかと思います。その点ご質問いたします。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 大変参考にさせていただきたい内容でございます、現在も西会津町内におきましては、読み聞かせなども実施しております。そういうところでも地域、町民の皆さんにお力添えをいただいているわけでありまして、学校には日常的に、PTAの皆さんだけではなくて、地域の皆さんが出入りしていただく。学校は地域に開く、町に開く、敷

居を低くして、これが求められるわけでありますので、大いにそういう方向で取り組んで成果を上げていきたいなど、こんなふうに思っているところでありますので、お力添えをよろしくお願い申し上げます。

○議長 8番、青木照夫君。

○青木照夫 医療関係のところでも再質問したいと思えます。

介護施設に対する支援ハウスということで再質問したいと思えます。今、課長が申されました16名の中で、12名が入れたと、4名のかたが入れないというお話を聞かせていただきました。私は、これからますますそういう高齢者の中では進むのではないかとということで、これを取り上げました。今、これから進められていこうとしている一般の企業というか、そういう施設関係の、介護関係の会社なりをやられるということの話を昨日も聞かせていただきましたが、私はそういうあふれたかたは、じゃあどうするのかと、今の体制ではどうなのかということであれば、私はそういう範囲の中でも受け入れ態勢が、町のこぼれることなく、そういうものも必要ではないかなと私は思えます。支援ハウスの中でも、これからいろんな施設、空いているわけです。給食センターとか、寄宿舎とか、そういう食事関係のできるような、施設の整ったもとの、そういう使われていないところがあるとすれば、そういうところで受け入れたりとできるような形になればどうかと思われれますが、その点はいかがですか、あふれたかたの対処、そのかたの受け入れはいかがですか。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 それでは、生活支援ハウスに入れなかったかたがたへの対応ということでございますが、生活支援ハウスにつきましては、介護施設ではございません。通常の場合ですと、認定を受ける前の自立というかたがたが入所をされるということで、先ほどご説明申し上げましたように、高齢のため自立介護認定は受けておりませんが、独立して生活することが不安がある。または家族の援助が困難なかたということでございますので、まずご理解をいただきたいと思えます。

また、いろんなケースがあろうかと思えます。現在は一人暮らしで自立した生活をしておられる。ただ、冬期間の除排雪に不安をお持ちのかたというのは、先ほども説明しましたとおりの多いというのは確かでございます。また、子どもさんがたが県内、または県外におられて、親のお一人暮らし、冬期間の一人暮らしを心配されて、冬期間一緒に住もうということで、子どもさんがたから声をかける場合もございます。また、おじいちゃん、おばあちゃんから冬期間、子どもさん宅に行きたいというご意志のかたもでございます。家庭によってさまざま理由はあろうかと思えますが、本来的にはそういう姿が一番よろしいのではないかとことでは考えてございます。

なるべく地元に残って、たまに家を見たいというかたもおられますし、それぞれの家庭の事情、またはご本人の意向があるかと思えますので、それらを町としましては調整をさせていただいた上で、一番安心して冬期間過ごせるような対応ということで考えてまいりたいと思えますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長 8番、青木照夫君。

○青木照夫 課長の言われたところはまったくそのとおりであります。介護の認定の当て



はまらないかた、自立できるかた、独居高齢者のかたが対象になるということでもあります。でありますので、先ほど申し上げた町の施設関係で、やはりそういうあふれたかたがたが、そういうところでも受け入れができないのかということの、私の質問内容なわけでありませんが、答えはすぐできないでしょうけれども、先ほど言いましたように、高齢化率は41.6%となっております。団塊の世代になりますと、ますますそういうかたがたが多く増えることは予想されます。そういうことに対して、やはり受け入れということを検討していただきたいと思います。その点については答弁はおりません。

同じ緊急時の医療体制のことでもあります。西会津町は距離的、時間的、そういう制限がございます。先ほど課長が説明されました、これからの医療体系は、町のケーブルテレビ、光ファイバーの中での遠隔の診療というような内容も申されましたが、私は緊急時の診療でございますので、いざ生命の、一時の時間を許さないというお話でございますので、例えば奥川に住んでいらっしゃる高齢者のかたが、今の冬期間に緊急事態が起きたということであれば、往復1時間というような時間がかかることは予想されます。その中での緊急医療というのは、果たしてオールマイティーにされるのか、ということをお慮されるものがありますので、その緊急の医療体制というものをもう少し、一歩進んだ考えというものは先ほどの説明以外にございませんか、伺います。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 緊急時の医療体制についてでございますが、先ほど申されましたように、仮に緊急時、生命に関わるような疾患の場合には、それは当然、救急車対応ということになろうかと思っております。

町のほうで考えております緊急時の医療体制につきましては、これまで診療所に継続してかかっておられて、そこの中での病気の変化、または在宅で往診、訪問診療をされていたかたの中で病状が急変されたというような場合で、緊急医療体制ということで、今後ますます充実強化をしていきたいということでございますので、なお、それが電話を受けた際に生命に関わるというような内容であれば、それは医師やご家族の判断で救急車対応というのもせざるを得ない場合もございますので、その辺はご理解をいただきたいと思っております。

○議長 8番、青木照夫君。

○青木照夫 今、緊急の場合の説明をされました。私は提案になるか内容はわかりませんが、私はこれだけの範囲があるわけですから、ドクターカー、西会津町にはドクターカーというものがありません。その中での治療というのは、やはり即刻やらなければならないというものが生じます。私はその中で、お医者さんが4人いらっしゃる中でドクターカーに乗られるかたとか、そういうものが講じられたならば、またそういうつなぎの中で、生命というものが救われるという可能性があるのではないかと思います。その点はいかがでしょう。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 ドクターカーでの治療対応はいかがかというようなご質問でございますが、ドクターカーにつきましては、ご承知のとおり救命救急医療ということで、救命救急センターに運ばれる時間のロスよりも、ドクターが救命救急のドクターカーに乗って患者

のもとに赴くという体制でございます。これは会津管内には1医療機関のみでございますが、救命救急医療、24時間での対応が必要でございますし、現在の町の診療所の医療体制の中では困難な状況でございますので、その辺はご理解をいただきたいと思っております。

○議長 8番、青木照夫君。

○青木照夫 私あえて困難なことを申し上げております。特別なそういうドクターカーに乗られる、限定されるお医者さんというのはどうなのかわかりませんが、私はさらに、今どこでもやっていないということであれば、私は西会津町から始めるべきだとそう思います。その中で、さらに一步進んだものとして、私は緊急ヘリ、ヘリを使うということもいかがかと思っております。これは緊急ヘリは県の運営でありますので、これはヘリコプターは、ヘリポートがあれば着陸できるということでもあります。年何回か使用され、また使われたという経緯があるみたいですが、これはどこの市町村でもやっていないことでもあります。猪突な話かもしれませんが、だからわが町はそういうことで取り入れてやれば、ヘリポートを設置すれば、いちいち管制センターに問い合わせ、許可をもらうには時間がかかるわけです。西会津町は、その点はいろんな面積なり、近いところにそういう可能性があるところがございますので、私はどこでもやっていなければ、わが町で取り入れて、これだけの高齢者、また緊急に対しての医療制度は積極的にやっているんだということを私は申し上げたいと思っておりますが、その点、町長いかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 確かに300平方キロに点在している自治区でありますから、そうした緊急体制というのは十分確保していかなければならないということは承知しているところであります。ただいま、いろんな角度から、この緊急事態に対するいろんなご質問でありましたけれども、まず緊急性が高いというときには、やっぱり西会津消防署の救急医療体系、こういったところへの連携はもちろん町で図っているわけでありまして。そしてその中で、状況によってはドクターカーを呼ぶ場合もあるかと思うんです。ですから、そのときは、やっぱりそれに適応した救急体制というのは、私はそれなりにあるというふうに理解をしているわけです。

したがって、町が行える緊急体制というのは、課長が言いましたように診療所管内で、お医者さんが自らの患者を診ていった、急変したという場合に想定した対応をどうとるかということまでであって、それ以上緊急性の高いものについては、今度は町の段階から離れ、そして今ほど言いましたように、緊急ヘリの出動も場合によっては要請しなければならないという事態になるかと思っております。

今、緊急ヘリの場合は、ヘリポートがなくても、一方的に自治体にどこどこに着陸をするよと、こう言えば、その学校の校庭であれ、あるいは空き地であれ、それは対応しなければならないということになっているそうでもあります。したがって、緊急の場合は、さゆり公園でも、学校の校庭でも、やっぱりそれは許可なく、それは降りることになるというような話でもありました。したがって、それに対応はちゃんとしていかなければならないし、ヘリポートというのは、まさにこれ町で設置するというよりも、この地域全体の中で必要性にあって対応できるものではないかというふうに思いますので、喜多方にはあるかと思っておりますが、そうしたことで、そこまで必要性があるかどうかについては、十分これは

検討させていただきたい。緊急性のあるというのは、やっぱり災害時の対応も含まれるわけですので、そういったことが町として必要かどうか、十分これから検討してまいりたいというふうに思います。

○議長 8番、青木照夫君。

○青木照夫 今の緊急に対することですが、災害時においても、今町長が言われたように、当然そういうものが、緊急ヘリなんかは当然出動の可能性があるわけです。何べんも繰り返しますが、わが町のこれだけの広範囲な面積の中での高齢者、またそういう緊急で体を、医者の治療を必要とされるかたに対しての思いから、提案させていただきました。これから一層、そういう、健康がいちばんまちづくりということであることであれば、一層の努力をお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 9番、荒海清隆君。

○荒海清隆 皆さん、おはようございます。9番、荒海清隆でございます。私は今次の定例会に2点の一般質問を提出しておりますので、順次質問をさせていただきますが、町当局の明快なるご答弁をお願いするものであります。

まず、米の全量全袋検査についてであります。昨年3月11日に起きました東日本大震災に伴う福島第1原発の事故の影響から、県内すべての産米について全量全袋検査を実施することになったことは、皆さんご承知のとおりであります。この件につきましては、町長の提案理由の説明の中で、本町の全量全袋検査の結果が報告されたところであります。

また、1番議員、三留正義議員の質問と一部重複することもあるのですが、私なりの観点、また視点を変えて次の点についてお伺いをするものであります。

まず一つには、米の全量全袋検査の進捗状況について、町、会津全域、県内の状況等をお伺いするものであります。

次に、本町の全袋検査の結果はどうだったのでしょうか。また、課題、問題点等は何があったのかをお伺いいたします。

最後に、セシウム未検出の場合は、全袋検査で緩和措置等は考えられないのでしょうか。

二つ目に、デマンドバス体系についてであります。デマンドバスについては、同僚議員からも質問がありましたが、それだけに町民の皆さまの関心が高いことの表れかと思えます。その点を踏まえ、次の点についてお伺いをいたします。

新しい試みとして始まったデマンドバス体系ですが、利用者の反応はどうだったのでしょうか。また、利用しづらいとの話も聞こえますが、特に高齢者であります。問題点とその対応策をお伺いいたします。

これが私の一般質問の説明でございます。よろしくご答弁をお願いします。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 9番、荒海清隆議員のご質問のうち、米の全量全袋検査についてのご質問にお答えいたします。

進捗状況についてであります。11月末日現在、本町においては約10万袋の検査を終えており、生産された米の9割の検査が終えたものと考えております。なお、出荷米については、町内の2カ所の検査所とも検査を終えている状況です。次に、会津管内では約311

万袋の検査を終えており、8割が検査済であります。また、福島県全体では今年度の米の収穫量を約1,200万袋と見込んでおり、11月末日現在、約944万袋、おおよそ8割の検査が終了しているとのことであります。

次に本町の検査結果であります。約10万袋中、ほとんどは放射性セシウムは検出されませんでした。ベルトコンベア式検査機器での検査で下限値25ベクレルを超えたものが数点あったことから、精度の高いゲルマニウム半導体検出器による再検査を行った結果、放射性セシウムは検出されませんでした。モニタリング検査も含め、西会津産米は安全な米であると確認されたものと考えております。

全量全袋検査は、今年度初めての事業であり、検査事業者には効率的に集荷・検査をしていただきましたが、検査日の調整や、1日あたりの検査可能数量が限られていることから、農家からの搬出や出荷の遅れが生じ、農作業に支障が出るなどさまざまな問題もありました。今後、出荷の遅れにより米の価格に影響がでる懸念がありますことから、町とJA、農家が一体となった風評被害の払拭と、西会津産米の販売促進活動に取り組んでまいります。

次に、来年度全袋検査の取り組みにつきましては、今年度の検査結果を踏まえて、喜多方地域の恵み安全・安心対策協議会として総括を行い、今後の課題解決に向けた事業内容の見直しを県及び県協議会に強く要望をおこなってまいりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 9番、荒海清隆議員のご質問のうち、デマンドバス体系についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の利用者の反応についてであります。本年4月の運行開始から現在まで町民の皆さんからは、週に1回しか利用できなかった集落が毎日利用できるようになった。バスが小型化したため集落の中までバスが入れるようになり、停留所が近くなった。1日の利用本数が増えた。などの利便性の向上が図られたとの声も寄せられているところであります。

一方、昨年度までの運行体系である定時定路線バスでは必要のなかった電話予約が面倒である。西会津診療所通院の際の便数が少ない。などの要望についても出されております。

次に、第2点目の問題点に対する対応策についてであります。4番、伊藤一男議員、5番、猪俣常三議員にもお答えしましたとおり、町といたしましては、これらの課題を解決するため、予約方法については、高齢者等がわかりやすいチラシの作成や個別訪問指導、耳が不自由な方に対する代理予約者の確保、さらには、現在2時間前までとなっております当日予約の時間短縮などについて、現在、検討しているところであります。また、運行形態につきましても、西会津診療所の通院などに配慮した運行本数の増便、大山まつり期間中の列車時刻に対応した臨時バスの運行などについて、会津バス等の関係団体との連携を図りながら検討を進めているところであります。

本町におきましてデマンドバス運行は、過疎化や高齢化が進行する中において、町民の生活を支える重要な役割を担うものであると認識しております。このことから、今後、アンケート等により多くの町民の声をお聞きするとともに、町バス交通体系整備検討会議な

どを通して利用者の利便性向上のためのさまざまな改善を図り、よりよい運行体系を構築してまいる考えでありますので、ご理解願います。

○議長 9番、荒海清隆君。

○荒海清隆 ただいま、まず米の全量全袋検査について質問をさせていただきましたが、まず町長の提案理由の説明の中で、おおむねこの検査の結果、わかりました。そして、今ひとつ忘れたんですが、会津の米の検査結果がわかれば教えていただきたいと思います。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 再質問にお答えいたします。

会津管内の検査結果については、県の福島県の恵み安全対策協議会というホームページの中に、検査日についての、それぞれの合計が出されております。それについても、50ベクレルを超えるスクリーニングレベル50ベクレルを超えるものはまったく検出されておられません。表示の中で25から50という数字が、やはり各市町村、数点検出されましたが、それらについては、このスクリーニングレベルそのものが50を超えるかどうかを迅速に計算する計算内容ですので、そこで出されたものについては、正確な数値が判断できるゲルマニウム半導体検出器で再度検査をして、その結果を公表の数値ということにしておりますので、会津地域においても一部25を超えるものが出ましたけれども、再検査の結果は問題のある数字ではありませんでしたので、合わせて会津管内の米も安全であるということが確認されております。

○議長 9番、荒海清隆君。

○荒海清隆 質問になかったことで大変申し訳ありませんでした。ということは、町内はもとより、会津全域で、まずほとんど放射能は、セシウムは未検出であったということで理解してよろしいのでしょうか。そうしますと、まず今年度においては、セシウムは出なかった。まずこれは、われわれ町民としても、また一農家としてもよかったなというような安堵の気持ちであります。

その次に、来年度についてであります。このように10万袋を検査しました。その中で1袋もセシウムは検出されなかった。いうなれば10万分の1にも満たないというようなことですので、またこれを来年度もセシウム検査、やらなければならないのかと私、疑問に思っております。すべて検査するというだけでなく、3分の1とか、1割とか、そういう抽出検査ですか、そういう検査でやることは可能ではないかなと思っておりますが、町としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 ご質問にお答えいたします。

来年度以降の全量全袋検査の取り組みにつきましては、今年も全量全袋検査の前に、国、県が行っておりますモニタリング検査ということで、西会津町では旧市町村単位、11地区からそれぞれ3点ずつ、33点の検査をしております。その検査結果によって出荷が可能ということで、それが前提となる検査であります。それと合わせて、県独自の検査ということで今回行いましたので、議員からのご質問のように、来年の取り組みについては今年の県内全体の検査結果を踏まえて、各地域協議会から提案をこれからはなされるようになると思いますので、その中で見直しがされるのではないかと考えておりますが、基本、今年度

の検査が始まる段階では、3年間実施するというような事業で進められております。ただ今年の結果を踏まえ、来年度以降は、一部ぜひ改善を要望したいということで考えております。

○議長 9番、荒海清隆君。

○荒海清隆 確かに、県内全域の検査でやってこられたわけではありますが、会津地方、特に本町のかたには、まずセシウムはほとんど出なかったということで、これを喜多方地域の恵みの安全・安心対策協議会ですか、ここで総括をするというようなお話であります。まずこれをもっと強く言っていただきたい。といいますのは、検査をすることによって、まだあそこは出るのかというような、逆に風評被害が大きくなるのではないかと、私はそのように危惧をしております。会津は出なかったんだと、西会津はまずセシウム問題はもう解決したんだというようなことを強く言っていくことによって、風評被害を払拭することができるのではないかと、そのように私、考えておるんですが、課長どうでしょうか。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 ご質問にお答えいたします。

ご意見のように、検査をすることによって消費者に不安を与えるのではないかとというような考え方も一方であるかと思いますが、今年度の米の販売において、JA、それから小売りのかたについては、福島県は全県でこの検査を取り組んだことによって、販売される福島県の米は安全であるということで評価をいただいていることでもありますので、することによっての不安、それから検査した結果、安全であるということをさらに強調して、売り込んでいくというのも一つの方法かと思いますが、その考え方も含めて、来年度以降、今回いただいたご提案を町、それから地域協議会の意見として、県のほうに要望してまいりたいと考えております。

○議長 9番、荒海清隆君。

○荒海清隆 私と同じような考えを持っていただき、本当にありがとうございます。その上でなんですが、町長の説明にもありましたが、空間放射線量、あるいは河川等の放射線物質の検査、食品等モニタリング検査、学校給食の食材の放射性物質の検査、農林産物、キノコ、山菜、加工食品、土壌まで、あらゆると言っているほど、346点ですか、この検査をして、まず放射性セシウムは出なかったというような説明がなされております。まず会津、西会津ではこれからは出ないのではないかと考えております。

そういうことで、その件を強く県内に、安全・安心対策協議会ですか、ここに強く要望していただき、福島県を一つにしないで、一括りにしないで、会津は出ないんですよと、西会津は出ないんですよというような方向にもっていかなければ、まずこれからの福島県の復興、なかなか難しいのではないかと、できるところからやっていくというようなことを私は常に思っておりましたので、今後、この取り組みについて強く県なり、国なりに主張をしていただきたいと、このように思います。その点、町長どうでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 議員おっしゃるとおりでありまして、そうした基本的な考え方は同じであります。常々会議の中で、私も主張しているところでもあります。今回なぜ米だけがこれだけ、主食とされているわけですから、安全な米を出荷するということは当然のことから出てきたか

もしもありませんけれども、しかし、全量全袋検査の中でもすべて統一かという、決してそうではない。フレコンバックなどについては、これはもう全量全袋というよりも、この部分検査をするわけでありまして、そうでないところについては全部ベルトコンベアに乗せて運んでいると、こういう不統一なところも実はあるわけでありまして、じゃあソバはどうなのかという話も実は出てくるわけですね。すべてこういったところに完全に統一化されているということではなくて、矛盾もいろいろ出てきているわけですね。ただ、そうしなければ、いわゆるこのセシウムという、あるいは放射能という問題からなかなか抜け切れないところに今回のジレンマが実はあるわけでありまして、やっぱり、会津においては、こうした安全安心の差別化も当然図って、そして農産物の提供をしていくということは当然必要なことかもしれませんし、当然そういう取り組みについては、強く私たちも要望していきたいと、すべて全部が福島県産として見られて、そしてそこに放射能がすべて入っているみたいな、そういう風評被害はいち早く払拭しなければならないというふうに思っているところでありまして、これからは会津の安全安心については、米もそのとおりでありますから、今後、農協の組合長と一緒に、年明け早々にでも、また首都圏に行って、この風評被害に対する取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

○議長 9番、荒海清隆君。

○荒海清隆 ただいま、町長からご答弁いただきました。ぜひこの件につきましては、大きな声で国県に、今の現状を説明していただき、一日も早い会津地域からの風評被害の払拭を図っていただきたいと考えております。

次に、デマンドバス関係についてであります。デマンドバスについては、皆さんいろいろな質問がありました。その中で、いいことは世の中の常であるかもしれませんが、いいことはなかなか聞こえない。そして悪いことはすぐに伝わるといようなことで、私も何回か利用しづらいという話をうかがっております。それで、いいことはなかったのかということなんです、いいことは特別聞いたことがないんです。今課長が述べられましたが、利用度が増したと、集落の中まで入ってくることができるようになったとかあるわけなんです、一番問題が多いのは、電話予約が面倒だといような、特にこれは高齢者なんです、そういうお話をします。そういう点、まずこの点を何とかしなければならないといようなふうには考えておりますが、ご答弁をいただいた限りでは、アンケート、今後の対応としてアンケート導入により多くの町民の声を聞いて、また決めるんだといようなことでございます。

この事業、初めての試みということで、いろいろ不具合も出るんじゃないかといような、当初からそういう考え方もありましたので、そのときは考え直して、それは新しく利用できるような、利便性を考えて考え直すといようなことでありましたので、どうか今後、そのアンケート等により、ますます利用者の利便性を図っていただき、運行体系の構築をしていただきたいと、このように考えております。このことについては、皆さん同僚議員からもいろいろ意見が出ましたので、私は今後の町の対応に期待をいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 暫時休議します。(11時27分)

○議長 再開します。(13時00分)

11 番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 皆さん、こんにちは。11 番、五十嵐忠比古でございます。今次定例会におきまして3点ほど質問をさせていただきます。また、同僚議員との重複になると思いますが、その点、私なりに質問を変えまして、質問させていただきます。

それでは、デマンドバスの運行について。本年4月より、予約制で乗車できるデマンドバスが運行開始となり、従来の定期路線バスは野沢尾野本線の2路線を残して、町内すべての集落でデマンドバス運行の交通体系が確立されました。運行開始から8カ月余りが経過をしましたが、運行状況について次の点をお伺いたい。

1点目でございますが、運行開始以来の利用者数はどのくらいか。1日平均と併せてお伺いいたします。また、乗車地等の地区別集計をしているのであれば地区別等も伺いたい。

次、2点目でございますが、デマンドバス運行にあたり、トラブル、苦情等があったか。また、内容についても受付に関することや時間の遅延に関すること等があると思うが、件数の多いものはどのようなものだったのか、併せてお伺いいたします。

次、予約の仕方を現行の電話予約方法から、より簡単で分かりやすい予約方法へ改善する考えはないか、町の考えをお伺いいたします。

4点目、デマンドバス運行に関して、現状の問題点と今後の課題についてお伺いいたします。

次、スクールバス運行と安全対策についてであります。スクールバスについては、西会津小学校開校に伴い、本年4月から町内小中学校児童生徒の送迎専用車として運行されています。運行開始から現在までの児童生徒のバス通学時安全対策について次の点をお伺いたい。

1点目でございますが、スクールバス運行は当初計画していたとおりに運行できているのか、お伺いたい。

2点目でございますが、スクールバス乗車時降車時を含め、登下校時の安全対策について教育委員会はどのような対策を実施したか、お伺いいたします。

3点目でございますが、町内各地の待合場所での安全対策は万全であったか、お伺いいたします。

次、観光の活性化でございますが、本町の道の駅よりっせには、平成23年度1年間で32万余りの誘客数があったが、原発事故の風評被害等で減少傾向となった。今後は風評被害も徐々に終息し、観光による誘客が期待される。そういった状況の中で、町内にある観光地の整備と宣伝が必要と考える。また、誘客数の増大は町経済の活性化につながることを踏まえて、次の点について町の考えをお伺いたい。

1点目でございますが、現在、西平地区にラッセル車が展示されているが、観光活性化の一環としてラッセル車を商業団地へ移設し、誘客数の新たなる拡大につなげてはどうか、町の考えをお伺いいたします。

2点目でございますが、道の駅を町内観光の拠点として、新たなる機能強化、整備をする考えはないか、町の考えをお伺いいたします。

以上で私の一般質問といたします。

○議長 町民税務課長、新田新也君。



○町民税務課長 11番、五十嵐忠比古議員のご質問のうち、デマンドバス運行についてのご質問にお答えいたします。

まず、はじめに利用者数についてであります。本年4月の運行開始から11月末までの野沢尾野本循環線、野沢坂下線の定時定路線バスを除くデマンドバスの利用者数は合計1万8,666人であり、1日平均にしますと平日が100人、休日が24人です。なお、乗車地等の地区別利用者数については、集落から野沢方面への利用数であります。野沢地区が805人、尾野本地区が1,129人、群岡地区が1,935人、新郷地区が2,072人、奥川地区が3,206人となっております。

次に、トラブルや苦情等についてであります。運行開始当初は、受付や配車に手間取り、予約確認の連絡が遅れたことや、停留所の行き違いなどがあり、それらが苦情の大半を占めておりました。しかし、現在は夕方5時30分に予約を締め切ってから、通常6時頃には確認の電話をしているところであり、停留所の行き違いもほとんどなくなっているところでもあります。

次に、予約の仕方を現行の電話予約から、より簡単で分かりやすい予約方法に改善する考えはないかとおただしにお答えします。

デマンドバス運行は、その形態は異なるものの全国のさまざまな自治体等で導入しているところではありますが、すべてにおいて電話予約が基本となっております。運行開始から8カ月が経過しましたが、未だに電話予約が面倒である、難しいとの声があります。町といたしましては、より多くのかたに利用していただけるよう、高齢者が分かりやすいチラシの作成や個別訪問指導、耳が不自由なかたに対する代理予約者の確保などに努めてまいり、考えでありますのでご理解をお願いします。

次に、現況の問題点と今後の課題についてであります。4番、伊藤一男議員、5番、猪俣常三議員、9番、荒海清隆議員にもお答えしましたとおり、予約方法や運行体系などさまざまな課題はありますが、先にお答えしました予約方法の改善や西会津診療所の通院に配慮したバスの増便など、現在、改善に向けた検討作業を進めているところでもあります。

今後につきましても、アンケート等により多くの町民の声をお聞きするとともに、町バス交通体系整備検討会議などを通して利用者の利便性向上のためのさまざまな改善を図り、よりよい運行体系を構築してまいり、考えでありますのでご理解をお願いします。

○議長 教育課長、成田信幸君。

○教育課長 11番、五十嵐忠比古議員のご質問のうち、スクールバス運行と安全対策についてのご質問にお答えをいたします。

スクールバスの運行につきましては、これまで児童生徒の安全を第一に考え指導をしてまいりました。自宅近くからの乗降については、家庭、地域のみなさんの協力をいただき、学校近くでの乗降は教職員等の指導のもと、児童生徒が安全に登下校できるよう万全を期してまいりました。また、車中の過ごし方においても、上級生が下級生の面倒をよく見るよう指導をしております。委託運転手には、教育の重要な一翼を担っていることを自覚していただき、安全運転に努めながら児童生徒の安全な乗降、車中での過ごし方についても指導していただいております。また、朝の学校到着後、下校の出発前には、委託運転手と教育委員会職員がミーティングを行い、よりスムーズに運行できるよう改善に努めており、お

おむね当初の計画どおり順調に運行されております。

今後、降雪等により道路事情や乗降場所の状況も変化してまいりますので、地域、学校、保護者の皆さんと教育委員会が連携を一層密にし、児童生徒の安全を第一に運行してまいりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 11番、五十嵐忠比古議員のご質問のうち、観光活性化についてのご質問にお答えいたします。

まず、ラッセル車を商業団地に移設し誘客につなげてはどうかのご質問についてですが、西平・如法寺脇に展示してありますラッセル車及びロータリー車は、昭和52年7月に子どもたちの学習教材と雪国西会津の名物にと名誉町民、新田正夫氏から寄贈されたものであります。

議員おただしのラッセル車等を商業団地へ移設し誘客につなげることにつきましては、平成22年度の、野沢まちなか再生プロジェクトや現在商業団地の整備を検討している商業団地A区画整備検討委員会において、同様の提案がありましたが、いずれにおいても移設には高額な費用がかかることや道の駅における設置場所の確保と除雪への対応などから、移設は大変厳しいとの結論にいたった経過があります。

町といたしましても、このように多くの課題があることから、ラッセル車等の商業団地への移設については、現時点では考えておりませんので、ご理解願います。

次に、道の駅を町内観光の拠点として、さらなる機能強化・整備する考えはないかのご質問についてですが、4番、伊藤一男議員に、ご答弁申し上げましたとおり、現在道の駅よりっせに隣接する商業団地A区画に商業施設を整備するための基本計画の策定作業を進めております。この施設については、年間30数万人が利用する道の駅よりっせを補完し、町外からさらなる誘客を図り、地域経済の活性化に資する施設を目指すとともに、町内観光の拠点としての役割を担う施設として、活用が図られるよう施設整備に向けて、現在鋭意検討しているところであります。

また、今後観光看板の設置、改修などにより、観光客の利便性を図るとともに、ホームページ等の充実による情報発信を図り、観光客の誘客に努め、観光の活性化につなげていきたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 11番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 それぞれデマンドバス、スクールバス等、重複すると思えますけれども、私なりに質問をしていきたいと思っております。

まず、デマンドバスであります。デマンドバスのアンケート、町民の皆さんに取る計画は、先の答弁でわかりましたけれども、それはなるべく早くアンケートを取っていただいて、町民の利便性を図ってほしいと思っておりますので、その辺、答弁お願いいたします。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 アンケートについてお答えいたします。

まず、ご答弁でも申し上げましたとおり、今デマンドバス、バス交通体系全体にわたって見直しをしてございます。利用しづらい部分、それからよくなった部分、それぞれあるわけでございますけれども、そのアンケートの中身であります。分析したところ、循環

線についても利用者が減っているというところもございまして、そこら辺、どうして減っているのかなど、そういった分析もしなくてはいけないと考えておりまして、そういったものをすべてアンケートに盛り込んだ形で、今アンケートの様式を作成中でございますので、できましたら早急に皆さまにアンケートをお願いしたいというふうに考えてございます。

○議長 11番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 課長の答弁で理解はできました。なお、地区別によっては、人口の数にもよりますけれども、新郷地区もかなり2千なんぼの乗客があつて、それで、今までの利用者はほとんど利用していると町では把握していますか。その点、ただ、高齢になると電話しづらいとか、いろんなそういうハンデもありますので、その点は、町はどのような対処をしていますか。今まで利用していた、シャトルバスのころは利用、何回も、1年に何回も買い物とか、いろんな利用する人、そのかたがたが、現在そのデマンドバスに代わって、だいたいどのくらい利用していると町は把握していますか、半分くらいか、だいたい。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 利用状況についてのご質問にお答えいたします。

今ほど、そのもともとの定時定路線バスから、本年4月にデマンドバスに切り替わりまして、今まで定時定路線バスに乗っていたかたがデマンドに切り替わることによって、どのくらいになったかというご質問だと思いますけれども、昨日、伊藤一男議員のご質問の中でお答えしています部分で、デマンドバスに切り替わった路線につきましては、23年度と24年度を比較しまして、約10%の減ということであります。ただ、これは全体の数字でございますので、会津バス等に確認して、10%の減の要因ということで確認をしたわけでございますけれども、はっきりした原因というのは言えないわけではありますが、今まで毎日のように利用されていたかたが、通勤とかで利用されていた、あとはロータスインにお風呂に入りに来ていたかたが仕事を辞められて乗らなくなった、お亡くなりになってロータスに通わなくなった、そういった部分もかなりウェイトを占めているところであります。単純にこれだということとは把握してございませんが、そういった要因もかなりあるという話は聞いてございます。

○議長 11番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 今ほどの説明の中で理解できました。なお、アンケートもそうですけれども、4番議員の質問の中にも、時刻表とか家庭に配って、電話のそばとか、そこに置くように、早急にその辺を対応してもらいたいと思います。

質問を変えます。町はデマンドバス方式を導入されてから8カ月余りが経過しておりますけれども、その間に試運転の運行は考えなかったんですか、半年とか、1年間の試運転をして、それから実行に移すとか、その辺の考えをお伺いいたします。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。

デマンドバス運行につきましては、運行する前、昨年度であります、各地区において座談会を開きましたり、説明会を開きましたり、さまざまなその中で皆さんのご意見をお聞きしながら、本年4月に実施したところでありまして、試運転はもちろんしてございま

せんけれども、そういった集落座談会等をとおして、皆さまのご意見をお聞きしながら、本年4月から運行したということですので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 11番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 各地区、それは説明に入ったのは私も分かっておりますけれども、なお、トラブルが、いろんなね、電話予約の問題もそうですけれども、いろんな時間の遅れとか、本数が少ない、ちょっとお話出ていますけれども、その辺、早急に対策を練ってもらって。あと説明に入ったから、試験的に試運転は考えなかったのか、その辺をお尋ねします。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 まずその試運転を行わないで4月から即、デマンド切り替えの理由の一つとしましてですが、まずスクールバス、今まで住民混乗方式として町民バスの一翼を担っておりましたスクールバスが、本年4月1日からスクールバス専用となりまして、それに伴いまして、従来の形態を取ろうとした場合に、バスが、町民バスの分のバスが足りなくなるという、そういった理由もございまして、即4月1日から切り替えと、そういった理由も一つございました。

○議長 11番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 わかりました。

では、質問を変えます。観光についてお伺いいたします。まず観光についてであります。町は第1次産業が農業でありまして、まずこれ観光プラス農業で活性化を図る考えはおありですか。どの程度まで町はその辺を考えておられるかお伺いいたします。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 観光プラス農業というようなことで、どういう点を考えているかというようなお話でありますけれども、例えば今、交流人口の増加というようなことで、今、都市部と交流なんかを進めているわけですけれども、その中で、体験ツアーというようなことで、いわゆる農業体験をしていただいたりとか、実際に農家に泊まっていたりとか、そういったことを今、グリーンツーリズムをとおして進めているところもございます。今現在、鶴見区との関係も、そういったことで来年度以降も、そういった体験ツアーなどを進めていこうかなというふうに考えております。そういったことで、できれば西会津の自然なり、農業なり、そういったものを観光とも結びつけるような、そういったことも来年度以降、進めていきたいなと思っております。

○議長 11番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 ただいまの答弁でだいたい分かりましたけれども、今年度、西会津の交流人口ですが、その民泊の申し込みはだいたい、誘客数はどのくらいありましたか。またその民泊農家に登録している軒数はだいたい何軒くらいあるかお伺いします。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 民泊数というような、民泊農家の登録数というようなことですが、現在、6軒ほどですか、登録していただいて、実際この間、11月に体験ツアーを実施したんですけれども、その際には4軒のかたに、実際、都市からきたかたについてお泊りいただいたという実績もそういったふうになっております。

○議長 宿泊者数はわかりますか。

商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長　実際にこの間、11月時点では、その体験ツアーにおいでになったかたは、だいたい15人くらいのかたがおいでになって、4軒の民宿のほうに、農家民宿というような形にさせていただいたわけですが、実績的には、今年はその程度かなと思っているわけですが、ただ、教育旅行とか、そういった形で、民泊とは別の形で、そういった体験ツアーというようなことで、学校関係も西会津においでになって、ロータスインのコテージとか、そういったところを利用させていただいているような、この夏にそういった経緯もございます。

○議長　11番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古　それで、じゃあその体験ツアーの十何人というのは、どの担当地区か、どの辺からおいでになったか、その辺をちょっとお伺い、わかればお伺いいたします。

○議長　商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長　その体験ツアーにおいでになった地区ということですが、主に首都圏のほうからおいでになったということがございます。

○議長　11番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古　わかりました。

それでは質問を変えます。今、観光案内の看板でありますけれども、今、街中でだいたい何箇所くらい、私も以前に質問、看板の取り付けについて質問をいたしましたが、今、何件くらい、だいたい何箇所くらいありますか。

○議長　質問を、この本文からはずれないように、あまり広げないでください。

○議長　商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長　町内に設置してあり観光看板、数についてでありますけれども、47カ所設置しております。

○議長　11番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古　それで、端村の入り口、銚子の口の入り口の看板ですが、今、道路を拡張して、今、新しい道路が通っておりますよね。ちょっと私、聞いたんですけども、ちょっと銚子の口に行く入り口がちょっと分からないという人が、車で来ると、そういうこともありますので、そこをぜひこっち側の分かりやすいところに移動してもらるか、その辺をお伺いします。せっかくの看板、分からないとしょうがないから。

○議長　商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長　そういった観光地への観光看板につきましては、今現在、やっぱり極力、やはりそういった観光地においでになったかたがたに分かりやすくなるように、またそういった観光客が誘客できるように努めて、改善していきたいというふうには考えております。

それと端村地区につきましては、昨年の集中豪雨でそういった看板等が破損したところがございますので、現在、改修しております、今年中には設置する予定でございます。

○議長　11番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古　看板については分かりました。早急に形態、見にくいとか、ちょっと分かりづらいとか、その点、取り替えるなり、よろしく願います。

なお、質問を変えますが、JR磐越西線でありますが、野沢駅が8月で100周年を迎えるという話をうかがっておりますが、その記念行事はやる計画があるか、まず町長に。

○議長 質問の観光とあれだから、あまり広げないで、ちょっと整理して質問してください。通告に入っていないから、もう少し整理しながら。通告に従って質問を選んでください。質問の内容を変えるとか。

11番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 内容を変えて質問いたします。まず町の観光であります。こういうイベントもそうですけれども、せっかく100周年を迎えるにあたって、そういうイベントとか、とにかく人を集めなければ、それで金を使ってもらって、町の経済をよくするには、と思いますので、なお町長の考えをお伺いします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 観光と磐越西線の利活用というのは、これは関連性があるものでありますから、必ずしもマイカーで来るかただけではありません。したがって磐越西線の利用、こういったことへも、福島、あるいは会津全体の観光の推進という観点から、今、会津線とか、さらには野岩線、そして磐越西線、こういったことも会津全体の観光としての位置付けというものは、私は大切だというふうに思います。今、いわゆる蒸気機関車等々も、SLも走っておりますので、そこでやっぱり一番目につくのが、いわゆる国鉄の撮り鉄とか、乗り鉄、いわゆる撮り鉄というのは、カメラでSLを追いかけて行く、そして乗り鉄というのは、実際に乗ってみる。あと描き鉄というのが最近あるみたいで、絵を描くんですね。ですからそういうかたがたが、結構西会津に実は来ております。そしてそのかたがたと交流を図って、いわゆるさっき言いましたように、交流人口の拡大の中で、尾登地域はまさにここ数年間ずっと続いておりまして、毎年収穫祭になりますと、首都圏のほうから、神戸から来たとか、そういうかたがたが、結構中高年の人が多いわけですけれども、20数人くらい毎年来ているんですね。リピーターになっているみたいです。ですから、そういうことも一つは、今度は会津のお米とか、この前いろいろお話する機会がありましたけれども、この辺のお米おいしいんだよね。こういう話にもなりましたので、やっぱりこれは鉄道というものも、これ使い方によっては、やっぱり西会津の観光の上位に位置付けていく必要がある。

そのために、なんといっても課題は、あの高架橋ですよ。やっぱりそういうことも含めながら、機会あるごとに新鉄のほうにも要望しているところでありまして、今後、もう少し利便性のいいような鉄道に、私は持って行きたいと考えておりますけれども、なかなかちょっと先に進んでいないという現状であります。今後いろいろそういったことも含めて、町としても検討してまいりたいというふうに思います。

○議長 11番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 町長の答弁の中で分かりましたけれども、まず商工会と一緒にあって、イベントなり、そういう進めてもらいたいんですけれども。それで、JRの100周年という、なかなかあれですけれども、イベントなり考えていると思いますけれども、その辺よろしくお願いします。

質問を変えます。スクールバス運行についてでありますけれども、まずスクールバス、

質問、重複すると思いますけれども、役場前の待合所ですけれども、児童生徒の。冬期間でこれから生徒も、降雪になると、服が濡れたり、風邪などひくと困るので、まず6番議員には建物は設置しないと、そういう答弁がありましたけれども、その辺、私もお話しかがって、もう一度、教育長の答弁をお願いします。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 お答えを申し上げます。

西会津小学校の今の在籍者は272名でございます。中学生が195名、小中合わせまして約半分の児童生徒がスクールバス利用、トータルですね。ですから半分の子どもは小学校でいえば芝草から2キロ以内の子どもたちは、雨の日も風の日も、宮沢賢治の詩ではありませんけれども、頑張って体力を養いながら通学をしております。そのほかの子どもさんたちについては、家を行ってまいりますと出発をしまして、おはようございますと学校に入るまで、ほとんどバスに乗りっぱなしであります。そういう実態でございまして、徒歩通学のお子さんについては、今までの集団登校を守りながら、安全に登校下校できるようにという指導をしております。

スクールバスにつきましては、3段階に分けてまして、行ってまいりますと家を出て、スクールバスに乗るまでが1段階、そこはご家庭のすぐ近くでございますから、見守り隊の地域の皆さんのかたのお力もいただきながら、家庭、地域でそのところは受け持っていますよと。バスの中につきましては、小学生だけを想定しているときには、添乗員の発想もございましたけれども、中学生も同乗ということで、中学校のお兄さん、お姉さんに添乗員と同じような役割を果たしていただいて、まさに心の教育の場面。学校近く、すぐそばで降りて、学校に入るまでの間、私ども教育委員会も関係しておりますけれども、学校の先生がた中心にということで、子どもから目を離さないようにしてやっているところでございます。

夏分の、昨日の6番議員とのやり取りの中でも申し上げましたが、夏分の涼しいときには校庭辺りを集合場所にしまして、方面別のバスに順序よく並んで移動すると、こういう姿で展開しておりました。今度、真冬でございますので、大雪、あるいは吹雪の中、10分、20分なんてそんな集合させて、立たせて待たせるなんてことはできませんので、安全、健康第一に考えて、体育館なり昇降口なりで待機をして、そして移動してきて、すぐバスに乗って出発できると、そのような態勢を考えておまして、私ども教育委員会と学校とで、必要に応じていつも協議をしておりますので、また運転手さんのお考え等もお聞きしながら、万全を期してやってまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。そのためのプレハブだとか、そのところについてはまでは考えておりませんと、こういうことでございます。

○議長 11番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 教育長の答弁、分かりました。なお、安全には十分気を付けて、まず先生がた及びPTAの皆さまと、十分話し合いながら、事故を起こさないように、まず怪我、事故、よろしくをお願いします。

質問を変えます。再質問をいたします。町長に答弁をお願いします。役場前の信号機でございしますが、これ設置がなかなかされていけませんので、まずその辺の今後の見通し、経

過についてお願いします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 おただしの下小屋地区内、役場の脇にある信号機ということだと思いますが、実はこれ、12月の5日に、町と教育長、私と教育長で設置について、まず喜多方警察署の阿部署長に要望書を提出したところでもあります。阿部署長の話では、内容等については十分承知していますということでもありますので、さっそくこれは県警本部に上げたいということでもあります。しかしながら、上げたからといってすぐにこれが上位にくるかどうかなどということについては、まだ未知数でありますということでもありました。できれば町長から、また要望書を、今度は県警本部なり、しかるべきところをお願いをしてほしいということでもありましたので、現在、県警本部含めて、どの課でどういうかたと対応すればいいか、これらも調整中でありまして、さっそくその調整日程が決まりましたならば、再度、県のほうに行ってまいりたいというふうに思っております。

いずれにしても、事故が起こってしまったんでは、後の祭りでありますので、決してそういうふうにならないように、できるならば来年度あたりを、ということ考えているんですが、なかなかこれそうなるかどうか分かりませんが、しかし、一日も早く設置できるように強力に要望活動を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長 11番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 今、町長から前向きな答弁をいただきまして、ありがとうございます。また、交通会と協力をしながら、その信号機の件であります、いろんな問題もありますけれども、よろしく進めてください。

これで私の一般質問を終わります。

○議長 質問事項をもう少し増やしておかないと、広げられないから、そういうことに注意して質疑に移ります。

10番、清野佐一君。

○清野佐一 皆さん、こんにちは。10番、清野佐一です。私は、今定例会に安全安心なまちづくりについてと、上下水道の整備についての2点について通告をしておりますので、順次質問をさせていただきます。

まずその前に、通告書の訂正を一部させていただきます。1枚目の一番下の段に、未だに改善されていませんという、この文言ですが、未だに一部の改善しかされていませんというふうにご訂正かたお願いしたいと思います。

それでは、さっそく質問に入ります。まずはじめに、安全安心のまちづくりのうち、交通安全対策について質問をいたします。

昨日、12月10日から年末年始の交通事故防止県民総ぐるみ運動が始まりました。期間は年明け1月7日までの29日間であります。夕焼けが消えないうちにライトオンをスローガンに、夕暮れ時と夜間の事故防止、飲酒運転の根絶、全席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底など、重点的に行われるとされています。

本町においても、機会あるごとに警察官のかたがたをはじめ、交通会の皆さんや、母の会、女性ドライバー、そして交通教育専門員のかたがたが街頭に立ち、指導や啓発活動をとおして、死亡事故ゼロや、事故撲滅に向け努力されていることに対し、心より敬意と感



謝を申し上げる次第であります。

また、去る9月30日には、交通事故ゼロを目指してと題して、第13回西会津町交通安全町民大会が開催され、全町民の総意をもって、交通事故の撲滅を目指すという大会宣言が採択されました。

しかしながら、これらの努力と反対に事故は後を絶ちません。喜多方警察署のホームページによりますと、本年9月30日現在における交通事故の発生件数は、喜多方警察署管内全体では、物損事故が750件、人身事故が132件、うち死亡が2件でした。本町においては、物損事故で85件、人身事故が11件のうち、死亡が1件となっています。交通事故ゼロを目指すためには、歩行者やドライバー、一人ひとりが注意をし、安全に努めなければなりません。9月30日でこの件数でありますので、12月現在の数字は、よく把握はしていませんが、推して知るべしであると思います。

しかし、注意をしながらも、多くの方はひやりとした、はっとした、俗にいう、ヒヤリハットということを一度や二度は経験されているのではないかと思います。これらの不安を少なくする上からも、道路の凹凸や水たまりの解消などの安全管理、点検は必要と思われるのですが、今まで交通事故防止のための道路の点検など、どのくらい行っていますかお伺いをいたします。

次に、本町には危険と思われる交差点が数多くあり、信号機やカーブミラーの設置や改善が求められます。その一例として、特に危険と思われるのが西林地区の点滅信号機のある交差点です。過去に議会でも幾度となく取りあげられてきましたが、未だに一部の改善しかされていません。この場所は交通事故が多発している非常に危険なところです。さらなる改善に向けた速やかな対応を求めるものですが、町の考えをお伺いいたします。

次に、上下水道の整備についてのうち、水道施設整備についてお伺いいたします。本町の水道事業が開始されて以来、今日まで約40年近くになります。当時、水道管として使用され、布設されているのは石綿を使った石綿管といわれるもので、今では老朽化が進み、破損し、漏水事故が発生している現状にあります。平成24年度の実施計画の中で、重点施策として、老朽管の更新計画を作成することですが、計画の内容はどのようなものか、お伺いをいたします。

次に、下水道施設整備についてお伺いいたします。住環境の改善、河川等の水環境の改善を図るため、下水道事業が導入され、尾登、野口地区を除く登世島地区において、平成7年に供用開始となった農業集落排水事業を皮切りに、公共下水道、個別排水処理事業など、計画的に整備が進められてきました。野沢地区における公共下水道も牧集落を最後に終了になると思いますが、今後も継続される個別排水処理事業の当初計画からみた進捗状況をお伺いいたします。

以上で私の一般質問といたします。明快なるご答弁をお願いいたします。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 10番、清野佐一議員のご質問のうち、交通安全対策についてのご質問にお答えいたします。

本町における交通安全対策につきましては、喜多方警察署西会津交番や交通安全協会西会津支部、交通安全母の会などの関係団体の打合せ会を四半期ごとに開催するとともにさ

さまざまな情報交換を行い、それらに基づいて交通事故防止のための各種取り組みを行っているところであります。具体的には、交通安全協会西会津支部各分会の道路点検による危険箇所の把握及びカーブミラーや注意喚起看板の設置。全国交通安全運動期間中などの街頭啓発。国道 49 号沿いに設置しております電光表示装置による事故防止啓発。交通安全チラシの配布などであります。

まず、ご質問の 1 点目の交通事故防止のための道路の点検回数についてであります。交通安全協会西会津支部の各分会において、それぞれ年 1 回程度実施しており、危険箇所についてはカーブミラーや注意喚起看板の設置などを行っております。また、今年度は教育委員会においても児童生徒の通学路の安全点検を関係機関とともに実施し、このうち、危険箇所とされた国道 49 号を通学する芝草自治区の児童生徒の安全確保を図るための歩道整備が現在行われているところであります。

次に、西林地内の点滅信号機の交差点についてのご質問にお答えいたします。

西林地区の点滅信号機付近につきましては、議員おただしのとおり、事故が発生している場所であることから、交通安全協会西会津支部をはじめとする関係団体と対応策について協議し、点滅信号でない信号機への格上げを幾度となく喜多方警察署長に要望してきたところであります。西林交差点の交通量などが点滅信号機からの格上げ基準に満たないとのことで、設置にはいたっていない状況であります。また、西林交差点付近には、喜多方地区交通安全協会や西会津支部におきましても注意喚起看板の設置やのぼり旗を立てるなどの交通事故防止対策を行ってきたところであります。

今後につきましても、喜多方警察署をはじめとした交通安全団体や地元自治区等との協議を図りながら、注意喚起看板や赤色灯の設置、路面への減速表示など、より効果のあがる対策を早急に検討し、安全安心なまちづくりを推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 10 番、清野佐一議員のご質問うち上下水道の整備についてお答えいたします。

水道管につきましては布設後 40 年近くが経過しており、法定耐用年数が 40 年となっていることから、更新に取り組まなければならないと考えております。更新計画であります。現在下水道の布設に伴い支障となる水道管を更新しているところであります。今後は下水道工事の完了後更新事業の補助事業等を活用して年次計画を立て進めてまいりたいと考えております。

更新事業につきましては、水道を使用しながら水道管の更新を実施いたしますので、多額の費用を要する事から長期計画に繰り入れながら今後実施してまいりますのでご理解願います。

次に下水道施設整備であります。公共下水道につきましては、本年度、牧の一部に着手し、平成 25 年度牧地区、平成 26 年度に芝草地区の消防署付近を整備する計画であります。個別排水処理事業は、公共下水道事業、農業集落排水処理事業の地区以外について、合併浄化槽を整備する計画であります。

ご質問の個別排水処理事業の進捗状況であります。当初計画では当時の公共下水道、

農業集落排水処理事業の地区以外の戸数が約800戸であったことから、これを計画対象戸数としており現在加入戸数259戸のため進捗状況は32.4%となります。公共下水道の地区の見直しや空き家の増加等、当初計画時から状況が変わっているため、今後計画対象戸数については見直しを検討してまいる考えであります。

また、個別排水処理事業の整備状況についてであります。以前は集落単位で整備を進めてまいりました。しかし、近年は、要望があれば対応することとして整備を進めており、前年まで設置希望を募り、毎年整備を実施しているところでありますので、ご理解願います。

○議長 10番、清野佐一君。

○清野佐一 今ご答弁をいただきました。点検をされているというようなことでありましたので、ほっとしているというか、結構であります。やはりそういう立場に立ったかたがたが点検されるというのが、やはりいろいろな人の視点といいますか、それがちゃんと、本当にこれが安全かどうかというようなことの視点に立っての、皆さん点検をされてもらえるというようなことで、大変よかったと思っております。

それであると、例えば、道路の凹凸、あるいは水たまりがあるというような場合には、担当課ですか、建設水道課との連携というのも必要だと思いますが、その辺の連絡は、そういう場合にですけれども、今までもそういうことがあったかないか。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。

道路に穴が開いていたりして、車が危険だ、通行者が危ないというようなお話が、交通会でありますとか、そういった情報が町に入りましたときに、早急に建設課、道路管理者であります建設課のほうに連絡をしまして、早急に処置をしていただくというようなことで、今まで実施してございました。

○議長 10番、清野佐一君。

○清野佐一 やはり縦割りではなく、連携を密にしてやっていただきたいというふうに思います。

それで、あと交差点のことなんです。これは以前に、議会で一般質問をしたり、私だけではなく、されたかたもおります。そういう中で、ちょっと読み上げたいと思いますが、交通事故防止のために、斜角の交差点、あの場所がそうなんです。斜めになっている交差点や、T字路、底面直角に、基本的には改良してもらいたいという中で、その解答として、道路の整備には、道路構造令により、互いに交差する道路は直角、またはそれに近い角度で交差するように計画していると。また必要に応じては、屈折車線ですね、曲がっている、角切りあたりをとというようなこともやるというようなことになっているんですが、あそこの場合は片方が角切りをされています。しかしながら、来たときに、真っ直ぐ進むことができないというか、そういうことで、みんな曲がってやっているんですね。だからそれは別なほうにちゃんとした、そういう屈折車線なり、すぐできるようなことで、運転する人が、迷うことなく、戸惑いすることなく、そういう通行することができれば、より一層安全が確保されるんじゃないかというようなことを感じています。だから、それらについても以前、交通会が、安全のためにということで、それぞれの集落に白線を引いたこ

とがあるんですね。でもそれは、本当はやってはならないと、勝手に止まれの線を引いてはいけないというので、それらについては問題があるかと思いますが、その辺のところをいろいろ考慮していただいて、やはり私は、これだからできないんじゃないかと、どうしたらできるかということをやはり考えていただいて、早めの対応をしていただきたいというふうに思っております。これいかがですか。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。

西林の点滅信号の交差点、今、清野議員がおっしゃったとおり、その道路改良するのも一つの事故防止方策でありますし、町として考えておったのは、西会津の交番所長、さらには喜多方の警察署長も力になってくれるというお話をいただいておりますので、現場をもうちょっと詳しく見ていただいた上で、何が一番事故防止に適策なのかと、喜多方の警察署長もおっしゃってございましたけれども、要は、スピードを出して、あそこを、工業団地から真っ直ぐの道路なので、もう80キロ、90キロ出して通る車もいるよと、見通しもあるんですし、あまりよくないというところで、まずドライバー、運転者に減速をさせるような方策、それが一番でしょうと。ですから、看板、注意喚起看板の設置もしてございますけれども、なかなか看板だけでは減速にはいたらない。減速させるための方策として、例えば署長がおっしゃっていたのは、パトカーのライトですか、ランプ、それをその箇所に付けるのも一つの手ですし、減速のカラーアスファルト、そういったやり方もあるしというお話を聞いてございますので、そこら辺、あその場所は何が一番効果が上がる方策なのかというところを警察署と、あと交通安全協会等々と町で打ち合わせをしまして、早急に効果が上がる方策を決めて実施したいと考えてございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 10番、清野佐一君。

○清野佐一 以前に町長が、この交差点は、やはり改良というか、改善、するしかないよなというようなことを話されたことがあります。その当時、町長はどのような方法をお考えだったか、ちょっと参考までに教えていただけますか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まず一つは、現在の信号機がああいう状況でいいのかどうなのか、まずこれは一番、信号機のある交差点で事故が起きるということは、やっぱりその信号機自体に、やはりもう少し危険度を抑えるような方法ということで、点滅式から、これはもう少しいい方法がないのかというふうに行いました。

それから、今ほど言いましたように、やっぱり直角に道路があって、そして一旦停止をする箇所というものは、一旦停止をしてから行くという、そういうことも必要だということで、二通りをいろいろ考えたところです。当然ながら、のぼり旗とか、あとは道路に線を引くというのは、これは当然事故が起きたときは必ずやるところでありますから、それは日常的にやればいいのかというふうに思っております。しかし、今言ったような内容等で、何か検討できないのかということで、この前、ずっとこの間行って来たんですが、今ほど課長答弁したとおりであります。

そこでこの前、12月の5日に、さっきの五十嵐議員の要望書も含めて行ったときに、い

ろいろ意見交換を、実はこれ一般質問に出ているので、ぜひ警察署の考え方などをお聞きしたいということで、何とかこのできる方法はないのかと言ったら、今ほどの、いろいろ工夫はあるということでありましたので、これは地元の皆さんが一番よく分かっているところでもあります。ですから地元の皆さん、区長さんでも、あるいは地元関係者でもいいんですけれども、現地立会いのもとに、いろいろやれるところはやってみようじゃないかと、カラーの道路標識の関係もそうでありますけれども。そうしたことで、これから二度とあそこでは事故が起きない、こういうことを真剣に取り組んでいきたいというふうには現在思っているところです。

○議長 10番、清野佐一君。

○清野佐一 今、町長から大変ありがたいお話をいただきました。あそこは工業団地がある。そしてまた斎場もある。そういうようなことで、大変その時間的な部分はあるんですが、交通量が非常に多くなる場所だということもありますので、ましてスクールバスも通る。そして中学生もあそこを通る、通学路になっています。だから、やはりさっき町長言われたように、事故があつてからでは遅いわけですから、それにならないように、またならないうちに、早めの対応をまずお願いをしておきたいと思えます。

次に、水道についてちょっとお尋ねしたいと思えます。今、課長からも計画的にこれからやるというようなことであります。これについては、われわれ経済常任委員会で研修に行つて、そういう先進的な取り組みをしたところで勉強もさせていただきました。そういうことを委員会報告の中で提言もさせていただいたりしたことを、さっそくそういうふうに取り上げて、前向きに進めていただいたということは、大変評価できることだと思えます。

それで、皆さんご存知のとおり、先般、中央道の笹子トンネルで天井板の落下があつたと、あの事故以来、もう毎日のように今度、老朽化に対するいろいろな調査もしなければいけない、つくってから何年経っていると、そういうことが問題視されるようになりました。だから本町の水道につきましても、そのように、やはり目の前にぶら下がっているわけですから、そしてまた去年も、平成23年度ですか、31件の漏水事故があつたというようなことも聞いておりますので、もう待たなしで進めていかなければならないというようなことを考えているわけですが、それについては、課長さっき言われたように、長い年月、または多額のお金がかかるというようなことでございますが、これも町長にお考えをお伺いしたいと思えます。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 指摘のとおり、旧配管について、一部石綿管が使用されているということは、かねがね私も議員のときから指摘をしていたところでもあります。この石綿管というのは、単なる老朽化だけではなくて、発がん性物質ということもありまして、これは早急に取り換えるべきであろうとは思っております。したがって今、下水道工事の、ある意味では計画期が、だんだん終わりに近づいてきているということもありますので、これからこの水道の、いわゆる老朽化している部分と、石綿管の全面取り替え、これらについて、やっぱりこれからの大きな一つの事業であろうというふうに思っておりますので、今後、計画的に、じゃあいつのころから、これから十分課内の中で、財政等もありますから、検討させてい

ただきたいと思いますが、今後、下水道の布設のときは、やっぱりその部分はちゃんと替えるよう、こういうことで計画的に実行していきたいなど、こんなふうに思います。したがって、これから長期にわたって水道管の全面見直しも含めながら、取り組んでまいりたいというふうに思っています。

○議長 10 番、清野佐一君。

○清野佐一 これも本当に待ったなしでやっていただかなければならないということでございます。

あと、それを早くやってもらうことなんですけど、あと、その水道の場合、有収率というのがありますよね。例えばいろんな期間が、耐用年数がきたと、でもなかなか予算の都合で思うように進まないという場合に、この有収率の場合、どの辺まで採算ベースというか、我慢ができるというか、ありませんか、それは。即答が無理でしたら、後でも結構です。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 23 年度の有収率は約 73%でございます。採算ベースと言われますと、今のところ西会津町に関しましては、有収率が 100 になっても、まだ採算にはならないと、採算が取れないということで、水をつくるお金より、皆さんからいただいている料金等、これが 100 になれば採算が取れるわけなんですけど、まだ水をつくるほうのお金のほうが余計にかかって、料金のほうがまだ少ないというような状況なので、有収率は 100 になってもまだ採算が取れないということでございます。

○議長 10 番、清野佐一君。

○清野佐一 私の質問が悪かったですね。最初、それはそうでしょう。つくる水より、皆さんに提供する水のほうが安いわけですから、最初から、でもそのなんと言うのかな、どんどんどんどん下がっていった場合に、我慢の限界といいますか、その辺。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 有収率のご質問でございますが、有収率につきましては、100 を目指すのが本当でございますが、だいたい 85 程度が国の平均値くらいだと思っております。

○議長 10 番、清野佐一君。

○清野佐一 下水道について伺いたいします。下水道も今度、芝草のほうですか、まだまだこっちにもあるというようなことでありますが、個別排水が実施計画、25 年度、26 年度、20 基ずつ予定されています。それらについては、前にもちょっと話を聞いた記憶があるんですけど、だんだんだんだん集落に行っても、高齢化世帯なり、高齢者世帯といいますか、あとお一人だというようなことで、なかなかその個別排水まではというようなことで、推進のほうは、また希望者といいますか、そういうのが少なくなるというか、そんなことを聞いた記憶があるんですけど、25 年度、また 26 年度については、どの地区を予定され、また、そういう心配はないのかどうか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 お答えいたします。

個別排水処理事業につきましては、先ほどご答弁申し上げましたように、地区ごとの整備ではなく、今度、町の中からあがっていただいたもの、ご希望があるかたについては、すべてそれに対応するというようなことで考えておりますので、どの地区ということでは

ございません。それで、25年度につきましては、12戸、今のところ要望があがっております。だいたい15くらいを目安に今進めている状況でございますが、前は30基くらいずつ整備をしておりましたが、だんだん減少傾向になっているということでございます。

○議長 10番、清野佐一君。

○清野佐一 先ほど質問の中で、とにかく下水道は住環境、あるいは河川の水環境の改善というようなことにつながるというようなことを申し上げましたが、やはり一人でも多く、また、その一つの集落でも、一人でも多くというか、多くのかたに加入していただくというのが、やはり下水道の大きな成果が出ると、その意味があるというふうに考えますが、今後の推進というか、その加入に向けての課長の決意なり、思いをお聞かせください。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 下水道につきましては、議員おっしゃったように、住環境に対して、また水質の向上というようなことで、大変重要な事業であるというふうに考えております。今後につきましては、未整備地区にチラシの配布等、また区長さん等にご相談申し上げまして、説明会を開いたりして合併浄化槽の普及に努めていきたいと、そのように考えております。

○議長 10番、清野佐一君。

○清野佐一 下水道についても、本当にお金のかかることですから、こっこの都合ばかりでは本当にお話はできないわけですが、本当に担当されるかたがたも大変でしょうけれども、頑張ってやっていただきたいと思います。

答弁も、十分なる答弁をいただきましたので、これで私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長 暫時休議します。(14時23分)

○議長 再開します。(14時50分)

13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 13番、長谷沼であります。今議会も私で一般質問、11人目であります。それぞれ議員の皆さまがたは、それぞれに勉強したり、調査等をして一般質問に臨んでおられるわけでありまして。デマンドバスで4人ですか、質問がありました。なかなか町にはデマンドバスの不自由さ、不便さ、声が届いていないということを聞きましたが、議員の皆さんには、何しているんだというようなお叱りまでちょうだいをしているわけです。町の皆さんよりも議員のわれわれのほうが、町民の皆さんの声を受け止めておるのではないかなど。それがまちづくり基本条例による協働のまちづくりの、私は要ではないのかと、そういう町民の声を代表して、よりよい町政になるように、われわれが一般質問をしたり質疑をするわけでありまして。この議員の一般質問、あるいは質疑を町長はどう受け止めておられるかをまずお尋ねするわけですが、なぜ改めて私がこのようなことをお尋ねするかというと、町長のわれわれに対する姿勢といいますか、2、3疑問があるわけでありまして。町長就任なされた年の、確か11月でありました。新郷地区のある集落で、町政報告会、収穫祭がありました。そのときの町長のあいさつの中で、議員にいじめられている、議会にいじめられているという発言がありました。就任早々でありますから、これは、まあまあという気もありましたが、当然、私もそこに臨んでいましたから反論をいたしました。も

うこういうことはおっしゃらないと思っておりましたならば、そうではないと、今でも議員にいじめられている、議会でいじめられているということをおっしゃっていると聞いたので、お尋ねをするわけであります。

次にであります、当面の課題についてお尋ねをするわけであります。

一つ目は、只見川流域豪雨災害復興基金、仮称だそうではありますが、これこの前、私は民友新聞の記事で読みました。昨年の水害で只見川流域の被害を受けた自治体に、東北電力から見舞金が出されたそうではありますが、その見舞金をもらった自治体で、これの基金にまざれないのが西会津だけではないのかなと思っています。只見から坂下までの5町村だと思いましたが、それには復興のために20億円ですか、基金をつくる。なぜ西会津だけが加入できないのか。また、この情報をいつキャッチをして、どのような県に対して働きかけをしたのか。今後、まだ決定ではありませんから、加入に向けた努力をすべきだと思いますが、町の見解をお尋ねするわけであります。

二つ目には、今のところ、いわゆる東北電力へ西会津で発電した電力を売電できないという事実が最近になってわかりました。私も勉強不足でしたが、町も調査不足ではないのかなと思っております。幾度となく議会で新エネルギーに対する取り組みについて議論してきました。その前提として、東北電力が買っただけということできたわけではありますが、今の時点ではそれができないと、売電ができなければ、この再生可能エネルギーの事業は推進できないのではないかなと心配をしているわけであります。只見川水系の自治体は売電は可能と聞いておりますが、西会津以外に売電できない自治体がどこにあるのか。それと、早急な、どこの自治体でも同じような恩恵がよくされるように、国なり県なり、東北電力に一時も早い売電が可能になるような運動を私は展開すべきだろうと思っております。

経済常任委員会でも報告がありましたように、町と議会が一体となって取り組むことによって前進をするのではないかなと、できればそこに商工会とか、工業会とか、携わる人たちも理解をしていただいて、力をあげてこの運動に取り組むべきだろうと。特にバイオマス発電、木質によるバイオマス発電、水力や風力と違って、雇用の拡大につながります。すそ野が広いと聞いております。間伐材を切る、運び出す、それをチップにする、そしてそれを燃料にするということで、潜在的な雇用が多いわけでありますから、西会津のようになかなか企業が来ないという事実をみれば、ぜひとも売電可能にして、今、西会津でバイオ発電をしたいという人が、会社がおられるわけですから、早急に取り組むべきだと思いますので、町の見解をお尋ねをします。

3点目は、大山美坂高原線についてであります。9月の議会で議長が一般質問をなさいました。大久保大滝区間が平成16年度、国の見直しによって除外をされてしまったわけであります。利用面からいけば、町長がおっしゃったような不便さは、誰しもがそれは感じていることだと思います。それをもとのように復活したいというお話でありますので、それでは、具体的にこの大山、大久保大滝間が実現するためには、どのような具体的な方針、方法、それと合わせて町道大滝線の改良計画も示してほしいのであります。

また、県内では、大久保大滝区間だけではなくて、除外された区間があると思っておりますが、その除外された区間で、具体的に建設に着手したとか、建設をしようという動き



があるかないか、つかんでおられるならばお答えをいただきたいと思います。

四つ目は、9月議会における決算認定について、私の質疑に対する監査委員の答弁についてであります。ケーブルテレビ高度化事業に関してであります。監査委員のお答えを聞いておきますと、間違っていたともおっしゃっておられませんし、また正しい最良のやり方だともおっしゃっていません。このことについては、今回は私は問いません。監査委員は工事ミスに対していろいろ指摘をしていますが、この工事だけではなくて、最後、監査委員の言葉にこういうことがあります。大事なことは、どうしてそのようなことが起こったのか、ミスは人間がやっている限りあり得るわけで、今後、同じようなミスをどのように防ぐか、その体制と意識改革をどういうふうに進めていくかというところが肝要ではないかと。幾度となく私もこの場で、職員のレベルアップ、仕事の向上についてただしてきましたが、今回も年金からの国保税の課税の問題等も生じております。本当に持っている力を十二分に出すために、町の行政は、職員の皆さんがたの力に負うところが大きいわけでありますから、この監査委員のそういう日常の業務に対する指摘をどう受け止めておられるか、それをお答えをいただきたいと思います。

これで私の一般質問といたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 13番、長谷沼議員の質問にお答えをしたいと思います。私からは、町と議会の関係について、町長は議員の発言等についてどう受け止めておられるかということでありす。

13番議員の内容については、ただ、この2行でしかなかったわけでありす。したがって、質問に対して適切に答えるには、一応は答弁書は書いてありますが、質問の内容とまったく関係のない答弁であっては失礼にあたるということでありすので、私は、その発言について率直にお答えをしたいというふうに思ひます。

まず、町長は町長なりがけのころに、ある集会の、いわば収穫祭に呼ばれたときに、あいさつの中で、議員にいじめられているという発言をしたのではないかということでありました。率直に言ひて、それは、ある意味では深刻になつてね、この自らのことをそうした場で、そういう心のうちを言ひたわけでもなんでもないわけでありす。いわば、議会の質問等々について、非常に当時の私としては、やっぱりそれに一つ一つ答えるには、やっぱり苦痛もあるという意味を込めながら、それはある意味ではいじめという言葉を使ひたかもしれませぬけれども、それが、まともに受けるということについては、いささかどうなのかなというふうに思ひているところでありす。

一般的に、これは私の一般質問ではなくて、私からの言葉、言葉というよりも思ひではなくて、一般的にいじめというのは、通常的に、いじているほうはそうは思ひないけれども、いじめられているほうはそう思ひんだということがよく言われるわけでありす。その場合に、いじめの定義というのはいったい何なのかということをおなりに簡単に言ひえれば、繰り返し繰り返し、陰険な事柄を執拗に責め立てる。そして、それが受けた場合について、非常に本人は苦痛に思ひ、これが通常、一般的にいわれる私はいじめの定義ではないかなというふうに思ひます。しかし私は、議会の中で、こういう一般的な定義の中においいたいじめという、そういう一般的な定義で、このいじめという言葉を使ひたわけでもな

んでもありません。

したがって、議員の発言についてどう思うかということであれば、私は適切に、そして真摯に、議会の皆さんに自らの考えをお答えをしているということでございますので、現在もそういう気持ちで対応しているということでありますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長 副町長、藤城良教君。

○副町長 13番、長谷沼清吉議員の只見川流域豪雨災害復興基金についてのご質問にお答えいたします。

只見川流域豪雨災害復興基金は、昨年の7月に発生した新潟・福島豪雨災害で甚大な被害を受けた只見川流域の只見、金山、三島、柳津、会津坂下の5町の復興支援を目的に県が造成したもので、去る11月5日の朝刊で広く報道されたところでございます。

本町に対しましては、県企画調整部の担当次長が10月18日に来町し、詳細な事前説明があったところであります。それによりますと、本基金は只見川やその支流で水力発電事業を行っている、東北電力株式会社と電源開発株式会社からの寄附金20億円を原資に造成したもので、用途は豪雨災害からの復興事業と被災住民の生活再建事業に限定されているとのことであります。また、適用範囲も只見川流域の5町に限定されており、本町と喜多方市は、範囲から除外されたとの説明でありました。

除外の主な理由といたしましては、西会津町や喜多方市にあっては、道路や河川等の被害は大きかったものの、只見川流域5町に比較し、住宅の流失・床上浸水などの被害が少なく、農地・河川・道路等の被害については、既存の支援制度の中で、すでに復旧が進んでいる状況にあるからとの説明でありました。

新潟・福島豪雨災害においては、本町も多くの被害が発生したところでございますが、被災箇所につきましては、本年中に全事業の復旧工事が完成となる見通しであります。また、河川の増水により住宅等の浸水被害が発生した、橋屋及び徳沢地区につきましては、災害の再発防止に向けて、護岸工の新設事業が県事業として実施されることになり、発注に向けての作業が進められています。

このように県当局からは、本災害の復旧にあたっては、本町の意に添った迅速な対応がなされるとともに、今後は本町のさまざまな解決に向け積極的に支援していきたい、そういう話もあり、本基金の対応につきましては、了承することとしましたので、ご理解をお願いいたします。

次に、新エネルギー事業の売電に関するご質問にお答えいたします。

本年7月1日から、再生可能エネルギー固定買取制度がスタートしたことなどを要因として、本町にも、メガソーラー、風力発電、バイオマス発電などの立地提案が寄せられており、町といたしましても、候補地情報を積極的に提供するなど、本町への立地が図られるよう事業者の相談に応じているところでございます。再生可能エネルギー事業の立地の適地は、太陽光発電にあっては日当たりが良好な場所であり、風力発電は風通しが良好な場所、バイオマス発電は燃料調達が容易な場所などになりますが、それとは別に共通の立地要件として、売電のための系統連系が可能な送電線が近くにあることが必須要件となります。

この度、本町に立地を検討していた、バイオマス発電事業者と風力発電事業者についても、それぞれ手始めの作業として、電力事業者である東北電力との系統連系事前協議を行ったところではありますが、山郷発電所から松尾を経由し本町に向かう送電線である野沢線、奥川第1発電所から柴崎を経由し山郷発電所に向かう送電線、いわゆる奥川線とも、上位幹線の空き容量がないことを理由としまして、連系困難である旨の回答であったとのことでありました。

町といたしましても、電力事業者に詳細を問い合わせたところ、本町内には、連系可能な送電線がほかにはなく、本町から最も近い連系可能箇所は、会津坂下町の坂本地区になるとの説明でありました。この結果は、本町における、メガワット級の再生可能エネルギー事業導入は、将来も含めて実質困難なことになります。

昨年の東京電力福島第1原子力発電所の事故以降、国・県ともに再生可能エネルギーの導入を積極的に推進しており、本町も雇用拡大や地域活性化を図る上で有効な手段であると考えています。特に、これまで町も参加し、協議を進めてまいりましたバイオマス発電事業は、本町の山林資源を有効に活用しての発電を考えており、発電により発生する廃熱は、野菜や花卉の通年栽培等にも活用が可能であるなど、雇用創出や地域活性化に大きく貢献する事業として、町といたしましても大いに期待している事業でございます。

これら事業が、何とか取り組めるよう町といたしましても、電気事業者はもちろんのこと、国や県にも強く要望していくことはもとより、また県当局との協議等が整い、論点が整理できた時点で、町議会、町関係団体ともに連携を密にしながら、強力な要望活動を展開してまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、決算質疑に関するご質問にお答えいたします。

去る9月議会定例会におきまして、監査委員からいただきました決算審査意見及び質疑等のご意見や指摘事項につきましては、事務方のトップとして、大変重く受け止めるとともに、今後の事務執行に対し、真摯に取り組んでいくことの重要性を、改めて認識したところでございます。

現在、町では情報の共有をより一層密にするため、報告・連絡・相談、いわゆるホウ・レン・ソウを徹底するとともに、事務的なミスが極力ないようにするために、すべてにわたるリスクを洗い出し、再発防止にむけた体制づくりを進めているところでございます。これらの取り組みをとおして、職員の意識改革を図り、町民の皆さんにこれまで以上に信頼される職員、町民の皆さんの負託に全力で応えられる職員として、事務事業の執行に努めてまいりますので、今後ともご理解をいただきたいと思っております。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 13番、長谷沼議員のご質問のうち、大山美坂高原線についてのご質問にお答えいたします。

広域林道大山美坂高原線は、西会津町安座を起点として、大久保地区を通り、三島町美坂高原に至る全長18キロメートルで計画された林道であります。しかし平成16年に国の事業見直しにより、計画路線の一部、西会津側の久保から大滝までの区間約7.6キロメートルが、この整備区域から除外をされ、安座から久保、大滝から美坂高原と分断された路線となっております。大滝から美坂高原間にアクセスする、町道大滝線は、幅員3メ

ートル、延長 2.9 キロメートルの道路であります。この路線は、狹隘で屈曲が多い路線であり、林道開設の目的の一つが森林資源の有効活用であることから、その運搬の大型車両の通行に支障をきたすことが懸念されるものであります。

このことから町道大滝線の林道編入等により、県営林道事業での対応ができないのか、それが困難であれば大滝から大久保までについて計画どおりの施工ができないかを、期成同盟会総会の中で要望をしてきたところであります。したがって、県に整備の要望をしているところでもありますので、具体的な方針や改良計画について現時点においては、お示しできない状況であります。今後は、大山美坂高原線期成同盟会の継続も含め、大久保から大滝間や町道大滝線の整備について、期成同盟会の中で協議してまいる考えでありますので、ご理解願います。

なお、現在、林道事業について、国の見直しで中止になった箇所についてのご質問でございますが、現在、その路線についてはつかんでおりませんが、林道ではございませんが、国道の 400 号におきまして、トンネル工事が見直しにより中止になったという事例がございます。トンネル工事については、未だ事業の着手にはなっておりませんが、現道の対策を今行っていると、そのような状況でありますので、ご了承願いたいと思います。

○議長 13 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 冒頭、町長からありましたが、われわれも質問通告書、それなりに注意しなければならぬと感じましたが、そういう不明、はっきりしない点は、町のほうで質問者にお尋ねをしているわけですから、何も私にも遠慮しないで、はっきりわからないからどうなっているんだと、そういうような意志の疎通を図りながら皆さん一般質問をしているわけですから、そこら辺をお互いに気を付けていきたいなと思います。

今でもいじめられていると、そういう発言をしておるといふからこれを取り上げたわけでありまして。おっしゃったように、なかなか町長という職責、本当に大変だろうと思えます。一步外へ出れば公人です。家庭に帰れば私人でありましょう。しかし一步外へ出れば、すべて発言、行動は町長として皆さんが見るわけでありましてから、これからは、そういうようないじめられているというような発言はしないほうが町長のためになりますよということでもあります。あなたも私の議員の先輩として 7 期おやりになって、私が議員になってから、ほとんど一般質問をなさっておられます。あなたの一般質問が、いじめのために一般質問をしたのかと、そうではないはずであります。皆さんも今回、一般質問をしました。決して町長をいじめようとか、課長をいじめようとか、そんな姑息な考えで一般質問も質疑もしておりません。

それで、今の答弁の中で、同じことを何回も繰り返しておられるというような答弁をなさいましたが、これもまた、われわれの責任で繰り返しお尋ねをしなければならないこともあるわけです。9 月の議会で、私の決算の質疑の中で、ぶり返しをしている。前のことをぶり返して質疑をしていると。議長的一般質問に、古いページをめくるような質問をしていると。今回、今、総選挙なされておりますが、皆さんどの政党もいいことを言っています。本当にそういうようないいことができるかと、その前にあなたの政党は何をした。前のことで評価されるわけです。これは行政として当然といえば私は当然であろうと。特に 9 月の議会は決算議会ですから、私が 23 年度のことをお尋ねするのは当然ですよ。ぶり

返しても何でもないわけですから。23年度の決算についてお尋ねをするのは当然でありますから、やはりここら辺も誤解をしないで、どんな質問でもどんとこいと、そういうことで受け止めていただきたいと思います。議員が質問してどこが悪い。そう言われないうちに、これからもっと広い気持ちで、われわれの意見に、質疑に傾聴していただければ、住民の期待に応じて、協働のまちづくりができるのではないかなとそう思います。

それと、議長の質問に対して、町長、答弁なさいましたが、議長の職責、あるいは格調の高い、おっしゃっていましたが、議長は一議員なんです。議長になれば権限がありますが、一議員であります。町長はあくまでも町長でありますよ。副町長になるわけにはいかないし、総務課長になるわけにはいかない。それで、議長は議員の中では、議長は一番町長と行動をとともにしているわけでありまして。その行動をとともにしているがゆえに、町長のいろんな発言、これをやはり町民に知らせるといっても議長の私は責任だろうと思います。ですから、来年に解散をする、その期成同盟会で、林道のことをおっしゃられたと、その真意がわからないからお尋ねをしたわけでありまして。ですから、これはあとで私が聞きます。

以上、私が最初に取り上げました議員との質問と町との関係は、ざっくりばらんといいますか、やはり議員としては、先ほど言ったように、いろんな人から聞かれたりなんなり、怒られるときがあるんですよ。議員がだめだからこんなになっているんだと、そういう声を一般質問、質疑でするわけですから、これからは真摯に受け止めてやっていただきたいと思います。これは議論することではありませんので、これで終わります。

只見川流域であります。これは、それはそれなりに理解はします。住宅がそう大きな被害がなかったからだと、そういう基準があるならば致し方ないかなという気もしますが、私はこういう基金ができて、そのお金の使われ方が詳細に分かっておりませんでした。例えば、阿賀川の上野尻発電所の左岸ですか、あの濁流がぶつかるところ、必ずと言っていいくらい崖が崩落しているんです。そういう事業がなかなかやってくださいと言ってもできなかったの、こういう基金を使えばできるのではないかなという感じを持っていたのでお尋ねをしたわけですが、そういう事業にはこれ使われないわけですか。

○議長 副町長、藤城良教君。

○副町長 再質問にお答えいたします。

現在、県が想定しております本基金の用途目的というものは、繰り返すにはなりますが、大きく2点に絞られるということでございます。一つ目は、豪雨災害からの復興事業。あとは被災住民の生活再建事業ということで、河川の改修ですとか、護岸の改修につきましては、それぞれ災害復旧事業、そういったもので対応しております。本町の災害の部分についても多くの県事業で対応していただいております。また今後も、十分対応していくということでございます。おただしのあった阿賀川の左岸の、やはり水が、水位が多くなったときのそういう危険箇所についても、この事業では使う目的ではないというようなことははっきりしてございます。

いずれにしても、本町における危険箇所については、議員から今お話ありましたような視点についても合わせて、今後は県当局並びに河川管理者、そういったところにも十分要望、改修箇所としての要望を伝えてまいりたいと思っております。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 原発の放射能の関係で、東京電力の補償でしたか、それが県南と会津がだめだったと、それは県の運動で形を変えて、県南、会津にも補償といいますか、見舞いといいますか、きたわけですが。この豪雨災害に関しても、こういう基金のほかに、私の今言ったようなところの特別の手当をするような、特別な今の国の計画あたりに、あるのかなのか、そこら辺、情報をつかんでおられればお答えをいただきたいと思います。

○議長 副町長、藤城良教君。

○副町長 再質問にお答えいたします。

3.11の大災害、それに伴う原発事故に伴いましては、先般、東京電力のほうでも賠償の追加、そういったものの発表もありました。ただし、今回のこの只見川豪雨災害につきましては、自然災害ということで、電力事業者による個別補償は、規定等も含めて、法令の規定も含めまして、そういった個別補償に対応するような制度、法令等も一切ございません。そういった中において、本基金が造成され、対応されるものなのかなというふうに思っております。

いろいろこういった自然災害が起きて、住家の被害等が起きた場合についての個別補償ということは、大変その住民のかたがたにとっては、本当に必要なことなのかもしれないんですが、現行上、自然災害の分における電力事業者における個別補償は一切ないというようなことになっておるとの情報を得ております。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 次に移りますが、いわゆる売電できない、これは東北電力、県にも責任はあるでしょうが、この政策を推し進めようとしているのは国でありますから、これは国の責任であろうと思っておりますがいかがですか。

○議長 副町長、藤城良教君。

○副町長 再質問にお答えいたします。

議員ご承知のように、この7月から固定価格買取制度、いわゆるフィット制度というのが発足して、こういった電力に民間のかたがたも、いろいろな太陽光をはじめバイオマス、そういったものの発電事業が可能になったわけではございますけれども、いわゆるこれまでも発送電分離、こういった議論もさまざまされてきたわけなんですけれども、この制度ができてからようやく、送電網、こういったものの実態も明らかになってきたというのが事実でございます。そういったところにおいて、東北地方における系統連系のいろいろは配電網も徐々に公開されてきているというような状況でございます。

また、やはりこの電力は、各種法令が複雑多岐に絡み合っている事業でございます、国のほうもさまざまな規制、通達でもって事業者に対してのそれぞれの取り組みを規定しておるところでありまして、国の責任というよりは、国の取り扱い等も含めて、今後は緩和措置ができる部分もあれば、そういったところも町、それから議会、関係団体と強力で緩和措置等も含めて、求めていきたいというふうに思っております。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 わかりました。やはりこういう不備な面は、関係する団体に対して強力な運動をしていくことが肝要でありますので、議会も経済常任委員会でまとめて言っている

ように、一緒に町としますので、できれば商工会、工業会等の関係する人たちと一緒にやってまいりますので、一日も早いその機会がくるように、さらなる努力をお願いいたします。

まったく私も電気、そういう関係では不得手でありますから、それを承知でお尋ねをいたしますが、送電線で売電しなくてもいい方法はないのかなと、例えば町内で発電したら、その町内の一般の電線といいますか、そういうようなできないのかなという気もしていますが、そこら辺でもし何かつかんでおられればお答えをいただきたいと思います。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 売電をしないでというようなお話でございます。結局、太陽光とか、そういうものを発電して、それを自前で使おうというようなことであれば、特に問題ないわけではありますが、町内の各家庭にこう送電しましょうというようなことになると、どうしても東北電力との連携が必要になってまいります。そういった関係で、連携協議というのが必要になってくるということでもありますので、やっぱりメガワット級の大きなものについては、なかなか厳しいのかなと。何十キロワットとかというような小さな小水力発電だとか、そういったものに関しましては、連携するというのは特に問題ないかと思いますが、大きな発電については、現状では難しいというのが実態でございます。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 分かりました。ただ1点だけ強調しておきますが、いわゆる木質バイオ発電というのはすそ野が広い、西会津にはもってこいのやり方だと思っておりますので、強力な運動方お願いを申し上げて次に移ります。

大山美坂、この期成同盟会は、予定ですと来年に解散をするという聞いておりますが、そのとおりですか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 お答えいたします。

大山美坂高原線につきましては、事業は完了しておりますが、まだ総会の中で、期成同盟会を解散するということは決定しておりませんので、まだ解散するかしないかというのは決まっております。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 決定はしていないでしょうが、既定の方針として来年度で除外したわけですから、予定した工事が終わるので解散をするということで進んではきていませんか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 お答えいたします。

未だ、その総会で決議しておりませんで、事務レベルについても、まだそこまで詰まっておりますので、今のところ白紙の状態でございます。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 水掛け論しても仕方ありませんから、通常であれば予定の工事が終われば解散ということで私は理解をしております。くどいことは言いませんが、この大久保大滝間、それから大滝の町道、私の受け止め方は、まったくここ4、5年での成立の見通しは立たないと感じております。こういう提案を期成同盟会の中で、会長たる町長からなさ

れたということではありますが、こういうときは、内部で、西会津町の内部で、おそらく事務局を仰せつかっている課長は、発言されるまで分からなかったと思っています。それで副町長にお尋ねするわけですが、いい仕事というのは、やはり準備万端、用意周到にして公にしていくと、私はそれが肝要ではないのかなと。この件に関しても、そういう点では内部での話し合いがなされていなかったのではないかと、こういうような仕事をすると、職員がなかなか自分の力を十二分に発揮できないのではないかと、そういうふうには思っていますが、副町長いかがですか。

○議長 副町長、藤城良教君。

○副町長 再質問にお答えいたします。

われわれ行政マンとして、町長のさまざまな施策を具現化していくためには、われわれ事務方がきちんと町長の意向を把握して、それをできる限り横の連携を持って、いろいろな下準備といいますか、そういった根回しも含めてやっていくことが、一番皆さんにご理解をいただくことだと、私自身も、この立場を仰せつかって痛感しております。

そういった中において、これから町の、伊藤町長が目指すこの協働のまちづくり、こういったものもわれわれが、職員が一致団結して具現化できるように、さまざまな横の連携はもちろんのこと、関係団体ともきちんとした準備、打ち合わせをして、よりよい施策、そして町民の皆さんが少しでも満足度が高まるように対処してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 大変いいご答弁をいただきました。そのように努力していただきたいと思いますし、われわれが議員として、あるいは町民として協力するときにあれば、一緒に汗をかきますので、そこら辺もお汲みおきおいて、日々のお仕事に励んでいただきたいと思います。

それで、監査員の例をして、どうしても本当に失礼ですが、その行政に携わっている職員の皆さんがたに使命感といいますか、緊迫感といいますか、どうも頭をかしげたくなる。それはくどくど言わなくても、いろんな事例があったので、それでこの際、本当に職員の持てる力を十二分に出していただかなければ、いい町政が進展できないわけですから、これを取り上げたわけでありませう。

喜多方広域市町村圏の議会で研修に行っていました。岐阜市の消防本部、デジタル化についての研修でした。そこで私、尋ねてきたわけですが、いわゆる消防に携わる人は、電気、電波等は玄人ではない。失礼ですが玄人ではないでしょうと。その中で、これだけの事業を成し遂げた、その最たるのは何かと聞いたならば、仕様書どおりに仕事をするのだという答えが返ってきました。消防署の求める機能の仕様書であるか、そして、その仕様書どおりに仕事をしているか、常にそれは業者に言って確認させた。業者の言いなりになっては絶対にだめだと、これらを参考にしていただければいいなと思いますし、私も枕に頭をつけて寝るときに、ああこれでよかったのかなということも多々あるわけでありませう。

この前、ある法事、仏ごとの、和尚様の講話を聞きました。省みて己を知る。ああなるほどな、これ俺の顔を見て言った、俺に言ったのかなというような気もしましたが、やは



り、われわれも皆さんがたも、こういう仕事に携わる人は、常に省みて、検証することが新しくなるはずでありますから、そこら辺も副町長、考慮をしていってほしいなどお願いをします。

それでもう一つお願いをしますが、どうもやろうとしていることはいい、そのとおりだ、ただ計画というか、練り方が足りないのではないかなというのが多々あるわけであります。今回の健康がいちばん、有意義な大会でありましたが、いかんせん一般の町民のかたがたの参集があんなに少ないとは、やはり私は驚きでありました。これはやはり練り方が十分でなかったせいではないのかなという気がしています。そういう面を含めて、私は藤城副町長が西会津においでになってから、職員のやる気が向上しているところ実感をしていますので、今後とも事務方のトップでありますから、大いに力を発揮していただきたいなということでもあります。何か感想があればお聞かせください。

○議長 副町長、藤城良教君。

○副町長 私のほうから答弁を申し上げたいと思います。

9月の議会でもご答弁申し上げましたとおり、西会津の職員は、県内でも3本の指に入るほどの実力を持っている職員であると、これを私、県の上層部から聞かされて赴任してまいりました。こういった西会津の合併しない、独立の道を歩むと決めて、伊藤町長が先頭に立って、今さまざまな施策を展開し、それが一つずつ実行に移されているわけですが、そういったものを私が事務方のトップとして、まずは職員が笑顔で生き生きとして毎日仕事をする。それがいい仕事につながるものと、私は一番の念頭に置いて日々の仕事をやっております。下を向いて暗いような顔をして仕事をしていては、何もいいアイデアも浮かびません。上を向いて、いろいろな発想を考えながら、町民の一人ひとりのかたが笑顔で、そして健康に暮らせるようにどうしたらいいかというのを常に念頭に置きながら、われわれ行政マンというのは日々考えながら行動して、それを実行に移すと。その結果、足りなかったものについてはきちんと検証して、今後の施策に活かしていくと、これがまさに協働のまちづくりであり、伊藤町長が目指す、みんなの声が響くまちにしあいつというものをつくる一番の近道ではないかというふうに思っております。

私ども行政マンも、それぞれ足りないところがあるかもしれませんが、横の連携を補完しながら、日々笑顔で元気に、今後とも伊藤町政を支えてまいりたいと思いますので、議員各位におかれましても、ご支援、ご指導をよろしくお願いいたします。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 今後に希望の持てるご答弁をいただきました。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 以上をもって一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。(15時49分)



平成24年第9回西会津町議会定例会会議録

平成24年12月12日(水)

開 議 10時00分

出席議員

1番	三留正義	6番	鈴木満子	11番	五十嵐忠比古
2番	長谷川義雄	7番	多賀剛	12番	武藤道廣
3番	渡部憲	8番	青木照夫	13番	長谷沼清吉
4番	伊藤一男	9番	荒海清隆		
5番	猪俣常三	10番	清野佐一		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	伊藤勝	建設水道課長	酒井誠明
副町長	藤城良教	会計管理者兼出納室長	田崎宗作
総務課長	伊藤要一郎	教育委員長	井上祐悦
企画情報課長	杉原徳夫	教育長	佐藤晃
町民税務課長	新田新也	教育課長	成田信幸
健康福祉課長	高橋謙一	代表監査委員	新井田大
商工観光課長	大竹享		
農林振興課長	佐藤美恵子		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤健一	議会事務局主査	薄清久
--------	------	---------	-----

## 第9回議会定例会議事日程（第6号）

平成24年12月12日 午前10時開議

### 開 議

- 日程第1 議案第1号 平成24年度西会津町一般会計補正予算（第5次）の専決処分の承認について
- 日程第2 議案第2号 西会津町暴力団排除条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第3号 西会津町立学校教職員宿舍に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第4号 平成24年度西会津町一般会計補正予算（第6次）
- 日程第5 議案第5号 平成24年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第1次）
- 日程第6 議案第6号 平成24年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1次）
- 日程第7 議案第7号 平成24年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1次）
- 日程第8 議案第8号 平成24年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）
- 日程第9 議案第9号 平成24年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第3次）
- 日程第10 議案第10号 平成24年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第2次）
- 日程第11 議案第11号 平成24年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第1次）
- 日程第12 議案第12号 平成24年度西会津町水道事業会計補正予算（第1次）
- 日程第13 議案第13号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

- 日程第14 議案第14号 財産の取得について（スクールバス）
- 日程第15 提案理由の説明
- 日程第16 議案第15号 町道上野尻村中線消雪施設設置（さく井）工事請負契約の変更契約について
- 日程第17 議案第1号 西会津町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第2号 西会津町議会会議規則の一部を改正する規則
- 日程第19 請願第3号 「2013年度の教育予算の拡充と教職員定数の改善を求める意見書提出」方の請願
- 日程第20 意見書案第1号 2013年度の教育予算の拡充と教職員定数の改善を求める意見書
- 日程第21 意見書案第2号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書
- 日程第22 議会運営委員会の継続審査申出について
- 日程第23 議会広報特別委員会の継続審査申出について
- 日程第24 議会基本条例制定特別委員会の継続審査申出について

閉 会

（議会広報特別委員会）



○議長 平成 24 年第 9 回西会津町議会定例会を再開します。(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、議案第 1 号、平成 24 年度西会津町一般会計補正予算(第 5 次)の専決処分の承認についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第 1 号、平成 24 年度西会津町一般会計補正予算(第 5 次)の専決処分の承認について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、去る 11 月 16 日に衆議院が解散され、同日の閣議において、第 46 回衆議院議員総選挙が、12 月 4 日公示、投票日を 12 月 16 日とすることで、選挙期日が決定されたところであります。

この衆議院議員総選挙及び併せて実施される最高裁判所裁判官国民審査に係る所要経費につきまして、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたことから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、11 月 19 日、専決による予算の調整を行ったところであります。同法同条第 3 項の規定により議会の承認をお願いするものであります。

それでは、予算書をご覧いただきたいと思えます。

平成 24 年度西会津町の一般会計補正予算(第 5 次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,023 万 6 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 62 億 6,986 万 4 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

専決年月日は、平成 24 年 11 月 19 日であります。

補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明を申し上げます。4 ページをご覧いただきたいと思えます。

まず歳入であります。14 款県支出金、3 項 1 目総務費委託金 1,023 万 6 千円です。これは、本選挙に係る全ての経費について、県からの委託金です。

次に、5 ページをご覧いただきたいと思えます。

歳出であります。2 款総務費、4 項 4 目衆議院議員選挙費 1,023 万 6 千円です。これは、当該選挙の執行に必要な、報酬・時間外勤務手当の人件費や、消耗品費・印刷製本費などの需用費、6 ページにまいりまして、ポスター掲示場設置撤去委託料、機械器具や施設借上料などを計上するものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

13 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 この前の衆議院の選挙と比べて大きな変化と申しますか、変わったことがあればお聞かせをいただきたいと思えます。それと賃金で臨時職員賃金、委嘱事務員賃金

とありますが、この違い。これで雇用する人が給与費明細書で補正前のその他の特別職 1,358 人がその他の特別職 1,469 人ということで 111 人増えておるわけですが、ここら辺も説明をしていただきたいと思います。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 ご質問にお答えをいたします。

まず第 1 点目の前回の選挙との違いということでございますが、今回の選挙の執行にかかる経費の積算につきまして、単価が見直されております。前回よりもやや少なめに単価が設定されてございます。

それから 7 の賃金の臨時職員賃金と委嘱事務員の賃金ということでございますが、臨時職員につきましてはこの選挙の全般にかかります期日前投票ですとか、選挙事務の補助職員ということで雇用する賃金でございます。それから委嘱事務員の賃金でございますが、これは投票日当日の投票所にかかる町職員以外の委託職員とかそういうかたを雇用した場合にお支払いする賃金でございます。

それから給与費明細でございますけれども、今回その他の特別職で 111 名の増ということでございます。これは予算書で申し上げますと 5 ページの 1 の報酬のところ投票管理者あるいは投票立会人、開票管理者、開票立会人ということで、これが各投票所の投票管理者とそれから立会人の皆さんそれぞれ非常勤特別職という扱いになりますので、こういったかたがたの延べ人数という形になります。その合計が 111 名ということでご理解をいただきたいと思います。

○議長 9 番、荒海清隆君。

○荒海清隆 関連して 1 点ほどお伺いをいたします。今回の選挙において有権者数はどのくらいかと、有権者の減少に伴って廃止される投票所があるかと思いますが、それは何カ所くらいあるのかをお伺いいたします。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 まず有権者でございますが、今現在 6,300 名ほどでございます。これは投票日当日まで住所の移転等だとかそういった転出関係、あるいは死亡されて選挙人名簿から抹消されるということがございますので、今現在では 6,300 名ほどということでございます。

それからもう 1 点、投票所の見直しでございますが、今回町全体の投票所を見直しした中で大舟沢の投票所につきまして、かねてから投票管理者、それから投票立会人というかたがたの選任が、あそこは大舟沢自治区一つで投票所を持っておりまして、なかなか高齢化に伴いましてその人材が確保できないということがございました。地元の自治区長さん、それから奥川全体の自治区長連絡協議会の会長さん等にいろいろとご協議させていただきまして、今般奥川投票所のほうに統合させていただくということで決定をさせていただきました。

統合に当たりましては当然投票の足の確保というところがございますので、バスで送迎をきちんとするという前提のもとに統合をさせていただいたところでございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。



(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第1号、平成24年度西会津町一般会計補正予算(第5次)の専決処分の承認についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、平成24年度西会津町一般会計補正予算(第5次)の専決処分の承認については、承認することに決しました。

日程第2、議案第2号、西会津町暴力団排除条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第2号、西会津町暴力団排除条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、暴力団の排除を推進し、町民の安全で平穏な生活の確保等を目的として、昨年12月議会定例会でご議決をいただいたところであります。

今般、本条例の根拠法令であります「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」の一部が改正されたことに伴い、根拠法の条番号繰下げを行うものであります。

それでは、改正条文についてご説明を申し上げますが、合わせて、条例改正案新旧対照表の1ページをご覧ください。

第2条は、本条例の用語の定義を定めるものでありますが、第6号は暴力団排除のための関係団体等として「県暴力追放運動推進センター」を規定しているところであります。

その根拠法令の条番号が、「第32条の2」から「第32条の3」に繰り下がったことにより、改正を行うものであります。

なお、条例の内容に変更はございません。

次に、附則ではありますが、施行期日でありまして、公布の日から施行するものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

7番、多賀剛君。

○多賀剛 昨年この暴力団排除条例できるときもお尋ねしたんですが、本町にはそのような組織が入り込もうとしていないのか、交流者等はいないのかというような質問しましたら、本町にはいないということでしたが、その後も変わりませんか。またその該当団体の交流者等の情報はありませんか、1点お尋ねします。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 ご質問にお答えいたします。

昨年も同様の質問をいただきました。昨年度は県内で1,063人ということでございます。

た。うち喜多方が8人、そして西会津は議員おただしのおり0ということでお答えをしたところでございます。

本年度、喜多方警察署のほうに再度確認をさせていただきした。その結果、警察署のほうからの話によりますと、多少の出入りがあるということがございまして、県内では今年は約と、約をつけさせていただきたいという話がございまして、県内では約1,000名ということでございます。

喜多方管内では約10人、本町においては0人と、これは変わってございません。以上です。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第2号、西会津町暴力団排除条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、西会津町暴力団排除条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第3号、西会津町立学校教職員宿舎に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

教育課長、成田信幸君。

○教育課長　議案第3号、西会津町立学校教職員宿舎に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

このことにつきましては、町長が提案理由の中で申し上げましたよう、登世島字西林地内にあります学校教職員宿舎2棟のうち、現在、使用しておりません1号棟について、今後も教職員宿舎として利用する予定がないことから、他の用途として活用ができるよう、教育財産から町長部局の財産に移管をするため、条例の一部を改正するものであります。

それでは議案の改正内容を説明申し上げます。併せて条例改正案新旧対照表の2ページもご覧いただきたいと思います。

西会津町立学校教職員宿舎に関する条例の一部を次のように改正する。第2条は、教職員宿舎の名称と位置を規定しており、これまでは1号棟、2号棟と2棟あったことから、所在地、戸数についてを別表で明記しておりました。改正後は、2号棟の1棟だけとなりますことから、別表は削除し、第2条中に名称及び位置、戸数を明記する事で規定をいたしました。

次に、附則は施行期日を規定しており、平成25年1月1日から施行することとしています。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議の上、原案の通りご議決賜り

ますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

7番、多賀剛君。

○多賀剛　公営住宅が不足している中で、使っていない教員宿舎を公営住宅にするというように大変いいことだと思いますが、まず、この公営住宅、いわゆる町営住宅にするのか定住促進住宅にするのか。それと私中身わかりませんので、間取りはどのぐらいで、例えば3LDKだとか、2LDKだとか、間取りとあと家賃の問題はどのぐらい想定しているのでしょうか、その点をお尋ねします。

○議長　建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　お答えいたします。

住宅につきましては、定住促進住宅と考えております。間取りにつきましては、2Kが10戸、3Kが2戸でございます。

家賃につきましては今後検討してまいりたいと、そのように考えております。

○議長　8番、青木照夫君。

○青木照夫　中身についてはまだ確定されていないようですが、昨日の支援ハウスのことからの関連というとあれなんです、そういうお年寄りのかたたちの利用されるような施設であれば私は活かされるのではないかなと思います、その辺は検討していただきたいと思います。

定住促進と決定された内容なんですね。決定ということであれば、じゃあ。

○議長　建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　一応現段階におきましては定住促進住宅で使用したいというふうには考えておりますが、なお詳細につきましてはまた3月議会で条例の改正等を提案したいと、このように考えております。

○議長　3番、渡部憲君。

○渡部憲　冬になりますとあそこ先生がただいぶ車置くのに困っているような状態です。ですから今舗装になっているのかどうか、あの場所は。そして除雪をもっとまめにやってもらいたいという話があるんですけどね、どうでしょうか。

○議長　教育課長、成田信幸君。

○教育課長　ご質問にお答えをいたします。

教職員宿舎、西林でございますが、ご存じのようにあそこの場所につきましては舗装がされておりません、ちょっと砂利状態でございます。除雪につきましては町の建設のほうに依頼申し上げて、毎日でございますが、その都度やっていただくような形で対処しております。そういう状況でございます。

○議長　13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　2棟のうち1棟だけにするというわけで、それじゃ外す1棟は定住促進住宅にということになりました。ただ、施行日が1月1日ということですから、そうすると外した1棟はどんなふうにして管理をされるのか。条例では定住促進住宅の条例も出てませんので、そこら辺が理解できない。だから、なぜこれが1月1日にしなくちゃならないのか。次の利用が決まって同時に提案しても私はいいいではないのかという気がしました

のでお尋ねをいたします。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 財産管理の関係でございますので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

今次の条例改正の施行日につきましては、議員おただしのおり平成 25 年の 1 月 1 日ということでございます。2 棟のうち 1 棟を廃止をさせていただきまして、それを一旦教育財産のほうから町部局の普通財産に所管替えをさせていただきたいと思っております。普通財産にした後に、今ほど申し上げましたが、定住促進住宅用に内部を改修をさせていただきたいということで、この後の議案第 4 号の補正予算のほうにも修繕料を計上させていただいておりますが、一旦普通財産にさせていただきまして、修繕をかけた後に、3 月議会でその定住促進住宅の条例改正をさせていただきたくお願いを申し上げたいというふうに考えております。

定住促進住宅としては平成 25 年の 4 月 1 日から供用開始ということで行政財産に所管替えをするという考え方で整理をさせていただきたいというところでございます。

○議長 13 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 行政財産を一旦普通財産にしてまた行政財産にする手続きをとるということですが、そういう手続きをとらなくても行政財産からすぐに移行すれば普通財産にしくなくてもいいわけだと。なぜ、普通財産にしくちゃならない理由が私には理解できないということなんです。それはお金の出し方に、修繕ですか、その費用のからみがあってこういうややこしいような手続きになったのかなという気もするわけですが、そこをもう 1 回説明をしてください。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 財産管理上の手続きにおいて、厳密に取り扱いをしていきたいということでございまして、教育財産のまま公営住宅用に改修をかけるということはある意味目的外の改修ということになりますので、それは一旦町部局の財産に所管替えをさせていただいた上で改修をして 4 月 1 日にしかるべき行政財産に所管替えをして供用開始をしたいということで手続きをさせていただきたいということで今次の条例改正をお願いするものでございます。

○議長 13 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 わかりました。地方交付税を国が算定する場合には普通財産と行政財産では単価と申しますか、度合いと申しますか、それは変わりがあるのでしょうか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 行政財産と普通財産の関係にかかる普通交付税の一般的な考え方でございすけれども、地方交付税につきましては、行政を推進する上ですべての自治体が一定の行政サービスを提供できるようにということで積算をしております。その中で行政財産はその行政目的のために所有する財産でございますので、普通交付税の中で算定の対象となると。一般論でございますけれども。

普通財産はいわゆる特定目的がない財産でございますので、これは普通の、何といいま

すか、一般の行政サービスをするために所有している財産ではございませんので、そういった意味では普通交付税の対象にはならないということをご理解をいただきたいと思ます。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第3号、西会津町立学校教職員宿舎に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、西会津町立学校教職員宿舎に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第4号、平成24年度西会津町一般会計補正予算(第6次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長　議案第4号、平成24年度西会津町一般会計補正予算(第6次)の調製について、ご説明を申し上げます。

今次補正の主な内容であります。東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故により、福島県民が被った差別、偏見、風評被害などの損害回復に向けた「福島県ブランド・イメージ回復支援市町村交付金」や「放射線から子どもの健康を守る対策支援事業」などを新規に計上したほか、歳入では個人町民税など賦課決定等による町税の増や、後期高齢者医療療養給付費負担金の過年度精算による増、歳出では入居者が不在となっている西林の教職員宿舎1棟について、定住促進住宅としての有効活用を図るための改修費や、給食センターボイラー配管等の修繕に要する経費などを追加計上いたしました。

この他、職員の人事異動等に伴う人件費の調整、さらには年度の終盤を迎え、各種事業費の精査による調整を行なうものであります。

これらの調整を行なった結果、剰余金が生じたので、全額財政調整基金に積み立てすることといたしました。

それでは予算書をご覧いただきたいと思ます。

平成24年度西会津町の一般会計補正予算(第6次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,670万3千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億3,656万7千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債補正。

第2条、地方債の補正は、第2表地方債補正による。

補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明を申し上げます。9ページをご覧ください。

まず歳入であります。1款町税、1項1目個人町民税2,565万8千円、2項1目固定資産税387万1千円、4項1目たばこ税562万6千円はそれぞれ賦課決定等による増であります。

11款分担金及び負担金、2項1目総務費負担金41万2千円ありますが、ケーブルテレビ及びインターネット加入者の増であります。

次に、12款使用料及び手数料、1項6目教育使用料70万9千円の減は、教職員宿舍入居者減少によるものであります。

次に、13款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金10万5千円ありますが、障がい者にかかる更正医療給付事業の増であります。

次に、14款県支出金、2項1目総務費県補助金4,386万6千円は、ブランド・イメージ回復支援市町村交付金の新規計上であります。3目衛生費県補助金200万円の減は、県民健康管理調査について、民間検診事業者へ直接交付されることによる変更減であります。5目農林水産業費県補助金1,058万8千円の減は、林道整備事業の補助事業費決定による減などあります。3項4目教育費委託金138万4千円は、放射線から子どもの健康を守る対策支援事業の新規計上であります。

次に、12ページありますが、19款諸収入、5項4目雑入1,415万2千円ありますが、後期高齢者医療療養給付費負担金の過年度精算による返還金などあります。

次に、20款町債、1項1目辺地対策事業債610万円の減は、林道及び町道整備の事業費精査によるものであります。2目過疎対策事業債870万円の減は、町道及び園芸ハウス整備の事業費精査によるものであります。

次に、13ページをご覧ください。歳出であります。

1款議会費、1項1目議会費は、人件費の調整と一部予算の組替えであります。なお、この後、各款にわたり人件費の調整が出てまいります。いずれも職員の人事異動等による調整でありますので、以下の人件費に係る説明は省略させていただきたく、ご了承をいただきたいと思っております。

次に、2款総務費、1項5目財産管理費8,544万7千円の追加は、西林の教職員宿舍1棟について、所管替えの後、定住促進住宅としての有効活用を図るため、改修するための修繕料追加であります。次のページをご覧ください。備品購入費で自動車購入費の計上、さらには積立金で今次補正の歳入歳出を調整した結果、剰余金を財政調整基金に積立てること、またブランド・イメージ回復支援市町村交付金を、一旦、東日本大震災復興基金に積立てるものなどあります。

次に、16ページをご覧ください。3款民生費、1項1目社会福祉総務費217万7千円の追加ありますが、出産祝金や国民健康保険特別会計への繰出金などあります。3目老人福祉費1,363万7千円は、後期高齢者医療療養給付費負担金の追加などあります。5目障がい者福祉費121万1千円の追加は、重度心身障がい者医療費給付事業などあります。

す。

次に、4款衛生費、1項1目保健衛生総務費1,554万9千円の減は、簡易水道等事業特別会計の事業費精査による繰出金の減などであり、4目健康推進費289万1千円の減は、基本健診等の一部確定によるものなどであり、

次に、20ページをご覧ください。5款労働費、1項1目労働諸費91万1千円の減ですが、緊急雇用創出基金事業の事業費精査による組替え調整であり、

次に、6款農林水産業費、1項3目農林振興費30万3千円の減ですが、園芸ハウス整備工事の請差処理により減額をする一方、中山間地域等直接支払事業については、対象者及び面積の増加により追加するものであります。5目農地費130万円の減は、農業集落排水処理事業特別会計の事業費精査による繰出金の減などであり、2項2目林業振興費1,734万円の減ですが、林道整備事業について、補助事業費決定による調整であります。

次に、7款商工費、1項3目観光費61万1千円の減は、地域力創造アドバイザー謝礼の減などであり、

次に、8款土木費、1項2目道路維持費50万2千円の追加は、道路台帳整備に係る補正委託料などであり、3目道路新設改良費86万4千円の減は、町道改良舗装工事に係る事業費の組替えなどであり、3項2目公共下水道費102万3千円の減は、下水道施設事業特別会計の事業費精査による繰出金の減であります。

次に、9款消防費、1項2目非常備消防費79万2千円及び3目消防施設費48万8千円の追加は、消防団員等に係る消耗品費と施設整備に係る修繕料などであり、

次に、10款教育費、1項2目事務局費629万5千円の減ですが、人件費を減額する一方で、新たに「放射線から子どもの健康を守る対策支援事業」により、スキー教室に係る講師謝礼や自動車借上料などを計上するものであります。3目学校給食費527万円の追加は、給食センター運営に係る燃料費とボイラー配管修繕に要する経費であり、4項3目文化財保護費66万円の追加は、橋屋遺跡発掘に係る事業費の組替えであります。

次に、6ページにお戻りいただきたいと思っております。第2表地方債補正・変更であります。まず、辺地対策事業費であります。林道及び町道整備の事業費精査により、限度額5,450万円を610万円減額いたしまして、4,840万円とするものであります。次に、過疎対策事業費であります。町道及び園芸ハウス整備の事業費精査により、限度額3億7,620万円を870万円減額いたしまして、3億6,750万円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

7番、多賀剛君。

○多賀剛　2点ほどお尋ねしますけれども、10ページの歳入の県支出金のブランド・イメージ回復支援市町村交付金、これはとりあえず東日本復興基金のほうに積み立てておくということでありましたけれども、この交付金に関しては用途がどういうものか、紐付きと言ったらおかしいですけども、用途は限られているのか、どういうものを想定してこういう

交付金がなされたのか、その概要、わかればお示しいただきたいのと、財政調整基金 3,700 万円積み立て増になってますけども、現時点で総額はどのぐらいになっているのかその点お尋ねします。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 まず第 1 点目の福島県ブランド・イメージ回復支援の関係でございますが、先ほども説明の中でご説明申し上げましたが、東日本大震災に伴って発生いたしました東京電力第一原子力発電所の事故、これによりまして福島県民が被ったいわゆる差別、偏見、それから風評被害等々のそういった被害に対しまして、その損害回復を目的として交付されるものでございます。

その対象となる経費でございますが、今申し上げたようなものを払拭するための経費ということですが、具体的に県のほうから示された例を申し上げますと、一つは物産展の開催、こういったものによりまして風評被害を払拭すると。あるいは特産品の開発、地域産業 6 次化の推進、それから県外からの観光客の誘致、そういった、あるいは各自治体等とのそういった物産の交流、こういったものを対象として使っていただきたいということで交付をされるということでございます。

議員おただしのように、先ほど説明申し上げましたが、この県からの補助金として一旦今回受けまして、それを東日本大震災の復興基金に今回積み立てをさせていただきます。積み立てたものを 25 年と 26 年度、2 カ年にわたりましてこれを取り崩しいたしまして活用をして有効に使っていきたいということで考えております。

それから第 2 点目の財政調整基金の今次補正後の現在高見込でございますが、11 億 260 万 2 千円となる見込でございます。

○議長 7 番、多賀剛君。

○多賀剛 このブランド・イメージ回復支援交付金、今ご答弁いただいたように用途は幅広く使えるようなものでありますから、商工観光、あるいは農林振興部門含めて大変有意義な使い方ができそうでありますので、しっかり精査していいものに使っていただきたいなと思います。以上です。

○議長 10 番、清野佐一君。

○清野佐一 20 ページの緊急雇用創出基金事業委託料、これ組み替えというような話であったかと思いますが、町長の提案理由の説明の中で、こういう事業を使ってといいますか、いろいろ町内の環境整備ですか、景観を良くする等々の仕事をしていただいたということでもあります。これが十分な雇用の提供ができたかどうかをお伺いをしたいと思います。ひとつよろしく。

○議長 商工観光課長、大竹亨君。

○商工観光課長 それでは、緊急雇用についてのご質問でございますけども、今年度、24 年度につきましては 12 の事業に当たっております。ここに従事する職員としては 31 人の人件費を充当させていただいたと。そのうち新規採用については 25 人のかた、新規採用したというようなことでございます。

今年度当初予算では 6,000 万円を計上させていただいたわけですけども、今回 90 万円ほど減額させていただいたということでございます。



全体で91万1千円の減額ということでございます。

失礼しました。効果というようなお話でありますけども、内容的には例えば道路の美化関係、それから不法投棄の撤去関係とか、そういったなかなか町で直接できないような事業を、そういった事業所等に委託などをしながらそういった事業を効果的に推進できたのかなというふうに考えております。

○議長 10番、清野佐一君。

○清野佐一 こういう美化等もそうですが、私昨日一般質問で申し上げました交通安全等々にも大きな効果があったのではないかとというようなことを考えておりますので、今後新年度に向けてまた続くようであればそのようなことにも大いに活用していただきたいというふうに思います。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 まず歳入からお尋ねをいたします。町税がかなり増額になるわけでありませう。なぜといたしますか、こういう増額になったのか。税は当初算定をして確定をして計上しておると。その後の変更ですから、一旦確定した後の変更かどうかということと、なかなか経済が厳しいといわれる中で税がこれだけ伸びるといのは経済が好転しているというふうに受け止めていいのかどうか。特に固定資産税、この前、建具屋さんとお話をしたらとても家が建たなくておれら商売あがったりだというようなお話も伺っておりますので、この固定資産税、土地の増収の要因といたしますか、原因はどうかということをお尋ねをします。

それとブランド関係わかりましたが、11ページに放射線から子どもの健康を守る対策支援事業というのがありますが、これが歳出ではどのような使われ方をするのかということをお尋ねをいたします。

また、同じページであります、林道整備事業で1,190万円の減ということでありませう。県の支出金が。これいわゆる檜木平ですか、この線のことだと理解はしましたが、なぜこのような多額のお金が減額になるのか。そこをお尋ねをいたします。

それから歳出であります、19ページで基本健診で220万円の減ということでありませう。町では検診100%を掲げておるわけでありませう、この基本健診の受診率といたしますか、その動向をお聞かせをいただきたいと思っております。なぜ220万円も減ったのかということでありませう。

あと、予算には出てきませせん。ちょっと気になったからあえてお尋ねをさせていただきますが、今般のどか雪で今行っておる土木工事といたしますか、道路だとか災害復旧だとか、そういうものの工期に影響があるのかないのかというのがちょっと心配になりましたが、つかんでおられれば結構ですから、そこら辺つかんでおれば説明をしていただきたいと思っております。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 町税についてのご質問にお答えいたします。

まず今次補正の額であります、当初予算、昨年度編成しまして、当初予算の額があります。今年度に入りまして5月とか6月に確定し、納付書を送付しているところであります。今次補正ははじめての税の補正ということで計上させていただきました。

当初予算につきましては、県の予算編成指針が町にきておりまして、町県民税の場合ですと昨年度の実績かける補正計数といえますか、減少率をかけて当初予算を積算してございます。まず、町県民税、個人町民税につきましては今年度増額の要因としては、まず農業所得が思ったよりも伸びたということが一つの要因としてあげられます。戸別所得補償の関係ですとか、米の1キロ当たりの単価が上がったとか、昨年度そういった要因がありまして農業所得が1億5,000万円ほど所得として上がってございます。

逆に控除の関係でございますけども、子ども手当の関係で年少扶養控除、0歳から15歳までの控除がなくなりまして、その分で税額が上がったという要因もございます。そういった要因がございましてトータルで2,565万8千円、当初の予算額よりも伸びたということで今次補正に計上させていただきました。

それから同じく固定資産税につきましても、同じく指針がございまして、その指針に従って当初予算計上したわけでございますけども、その指針がある程度低い指針であったということで実際課税してみたら土地の場合ですと324万8千円多かったと。家屋については逆に66万4千円下がり、償却資産は128万7千円伸びたということでございます。

なお、当初で見込んでおります徴収率につきましては、今次補正も当初と同じ徴収率で見込んでございます。以上です。

○議長 教育課長、成田信幸君。

○教育課長 それでは私からは放射線から子どもを守る支援事業についてご説明申し上げます。

議案の説明の中にもございましたように、県からの委託事業でございまして、西会津小学校のスキー教室にかかる費用につきまして県から委託をいただくというものでございます。

支出でございますが、ページは27ページの教育総務費の事務局費の中でございまして、ここの8の報償費ということで講師謝礼81万円という形となっておりますが、これがスキーでの指導者、いわゆるインストラクター代というものを81万円で計上してございます。

次に14の使用料及び賃借料の中に自動車借上料、高速道路使用料というのがございますが、これがスキー場に行きますバスの借り上げ並びに高速代ということでございまして、歳入歳出ともに同額という形になっております。

○議長 建設水道課長、酒井誠明。

○建設水道課長 お答えいたします。

林道事業につきましても事業費の減につきましては、福島県全体が国からの割り当てが50%減となりましたことからこのような減額となったということでございます。なお、工事につきましては橋台を2基、本年度実施しております。

あと、今回のどか雪により、工期の遅れということについてのご質問でございますが、例年のない早い降雪なもので、舗装工事の一部につきまして天候回復を待って舗装は舗装したいと思っておりますが、一部につきまして工期を延期しなければならないという箇所が出てくるかもしれないということでございます。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 基本健診の220万円減額の理由でございますが、今年度から県民健康調

査に伴いまして19歳から39歳までのかたがたについては県の負担により基本健診をしていただくということで実施をしてございます。当初予算策定時には県から依頼がきて町がすべて行って県から補助金をいただくということで予定していたわけですが、年度中途からでございますが、県と保健衛生協会が直接委託契約をいたしまして受診したかたに対するお金の支払は県と保健衛生協会で行ったということでございます。

なお、19歳から39歳までのかたがたの基本健診は町の働き盛り検診、さらには地区ごとの健診の中で実施をしてございます。

なお、受診率の動向でございますが、まだ年度中途でございますので、現在試算中でございますのでご了承いただきたいと思います。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 税の勉強が私足りないからお尋ねするようになるわけですが、国保税でありますと暫定賦課やめて確定をしてから固定資産税を徴収するというのが頭にあるわけです。そこで町民税も固定資産税も確定をしてから、例えば町民税であれば所得が確定をしてから切符を発行して徴収になるのではないかなというふうに思っているわけですが、それが変更になったとするならば、そうすると私なら私が最初にいただいた納入通知書ですか、これが変更して切符が発行になるのかならないのかということをお尋ねをいたします。

あと、林道ではやはりこれも当初予算を組むときには国県の動向を、動きを、通達とか指導とかがあって県の補助金ですか、計上したと思っておるわけですが、そういう点でいけばその後の変更があって50%減ったのかということをお尋ねをいたします。

あと、基本健診ですが、まだ終わってないというご答弁ですが、はて、それでいいのかなど。健診そのものは終わってしまっただけで集計とかそれがまだ終わってないというふうでいいのか、そこら辺を誤解のないようにご答弁をしていただきたいと思います。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 町民税についてのご質問にお答えいたします。

まず当初予算編成につきましては12月末まで見積りを作成しまして、その後総務課長審査、それから町長査定を経て決定されるわけです。町県民税の場合ですと申告、年明けて2月からの申告受付を行いまして3月15日までですか、その申告期間中に受け付けたものを計算した上で町県民税なり所得税を出すようなこととなります。ですから、当初予算編成時の額と確定額では時間差があるということで、今回の補正につきましては当初から補正をしておらなかったものですから今回補正をしたということでございますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 林道事業についてのご質問にお答えいたします。

林道事業につきましては前年の9月ころに来年度の事業の要望をいたします。そのときに来年度の事業どのくらいということで県を通して国に要望いたしまして、県が取りまとめて国に出すわけなんです、それが来年度になりまして、国の割り当てというのが今度県のほうに通知があるわけなんです、それが半分になってしまったということでございます。

林道につきましては、橋台工事を実施するという事で橋台をつくるだけの事業費ということで割当たったということでございます。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 検診の関係でございますが、町で行う集団検診につきましては6月に働き盛り検診、7月、8月に各地区を回っての集団検診はすでに終了してございます。現在、検診の受診率については試算中だということでご説明申し上げましたが、中には今後あるものとしては施設検診ということで乳ガン検診ですとか、子宮ガン検診は今後やられるかたもございませぬ。

また、基本健診、特定健診につきましても病院等の施設で受けられるというかたもございませぬので、それらの皆さまがたの動向も踏まえまして最終的には年度末に受診率を試算してお示ししたいと考えております。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 税でお尋ねしますが、そうすると当初発行した納付通知書、いわゆる切符の変更はなしでこういう増額になると、こう理解をしていいですか、どうか。

それと基本健診、まだ受ける可能性の人がいる段階で、見込で減らすんでしょーうが、そこら辺、最終的に減額してもいいんではないのかなという気もしていますので、そこら辺を説明をしていただきたいと思ひます。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 町県民税の当初発送した納付書につきましては、確定の税額でございませぬ。変更はございませぬ。仮に修正申告等があれば変更ありますけども、そういったことがなければ確定ということでありませぬ。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 今回基本健診委託料の減額についてでございますが、先ほども申し上げましたが、県民健康調査に伴いまして本年度から実施されました19歳から39歳までのかたの基本健診でございませぬ。これにつきましては、県が直接保健衛生協会と委託契約をするということになりましたので、当初見込んでおりました19歳から39歳まで基本健診分は減額をさせていただいたということでございませぬ。

そのほか検診委託料の中にはまだ未確定の部分もございませぬので、若干留保してはございませぬ。以上です。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 今の説明ですと県が直接団体と契約したというふうに私取ったんですが、それ、なぜ町の予算に計上しなくちゃなんないのかという気がしたんですが、いかがですか。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 説明が不足して申し訳ございませぬ。原発事故の関係で、本年度から県民健康調査ということで実施をするということになったわけでございますが、年度当初、24年度から県民健康調査19歳から39歳までの基本健診を県の負担でやるということでございませぬ。その方針自体県民健康調査に伴いませぬ基本健診についての方針は出ておりましたが、当初県からの依頼を受けて、県の補助金をいただいて町が直接19歳から39歳ま

でのかたに健診を受けていただくということにしていたわけですが、事務的にはそのような形でしておりますが、県と保健衛生協会とが19歳から39歳までの西会津町にいるかたがたの基本健診については直接保健衛生協会と県が委託契約を結びまして、町の会計を通すことなく県と保健衛生協会を支払手続きを済ませているということでございます。

なお、健診を受けていただく流れとしましては、通常の健診と変わらず町が事務的な通知を差し上げ、働き盛り検診、又は地区での検診の中で受診していただいているところでございます。

○議長 9番、荒海清隆君。

○荒海清隆 1点ほどお伺いいたします。農業諸経費でございますが、園芸ハウス整備工事で160万円ほど減額になっておりますが、これは、ハウスが何棟か減額になったということかと思いますが、それと現在までハウスが何棟くらいできたのかをお尋ねいたします。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 ご質問にお答えいたします。

園芸ハウスの整備工事、減額162万3千円ですが、今年度当初7棟の設置予定で1,214万4千円予算計上しておりましたが、入札の結果1,052万1千円で落札しましたので、差額162万3千円を今回減をさせていただきました。この事業につきましては、平成16年から開始をされまして本年度まで町内全体で115棟のハウスが整備をされております。

○議長 11番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 21ページの農業振興費の中で謝礼なんですけどもこれ加工研修場の講師謝礼ですけど、減額24万円になっておりますけども、これはじゃあ、本年度は全然研修会開かなかったということですか。それお伺いいたします。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 加工研修会についてのご質問にお答えいたします。

加工研修会、24年度事業計画は順調に推移をしております、明日視察研修をすることで年度の事業はすべて終了いたします。今回の減額につきましては当初見込んでいた事業費のうち会津管内で構成をしております会津地域雇用創造協議会が国の雇用創造事業として提案をした中に町の加工研修も約50万円ほど事業計上しております、その分が事業採択になりましたので、財源的にそちらに振り向けられるということで、今回減額をさせていただきました。

事業についてはすべて計画どおり実施をしております。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第4号、平成24年度西会津町一般会計補正予算(第6次)を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、平成24年度西会津町一般会計補正予算（第6次）は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第5号、平成24年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第1次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 議案第5号、平成24年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第1次）の調製についてご説明申し上げます。

今次の補正につきましては、町道改良工事による支障制御盤移設工事費の減、人件費の調整、及び前年度繰越金が確定したこととそれに伴いまして、一般会計からの繰入金の減であります。

それでは予算書をご覧ください。

平成24年度西会津町の下水道施設事業特別会計補正予算（第1次）は、つぎに定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ67万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,686万2千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

詳細につきましては、事項別明細書にて説明させていただきます。4ページをご覧ください。まず歳入です。

5款繰入金、1項1目一般会計繰入金102万3千円の減額です。繰越金が確定したことにより、不用となった額につきましては一般会計繰入金を減額いたしました。

6款繰越金、1項1目繰越金134万9千円の増額です。これは、前年度繰越金が確定したことによる補正です。

7款諸収入、2項1目弁償金100万円の減額です。町道下條線において今年度工事で制御盤が支障とならなかったことによる減額です。

5ページをご覧ください。歳出です。

1款総務費、1項1目一般管理費11万5千円の増額です。人件費の調整と需用費におきましては、浄化センターの電気料と薬品代の追加、役務費において汚泥処理手数料の増額、公課費においては消費税確定による減額です。

2款施設整備費、1項1目下水道施設費78万9千円の減額です。人件費の調整と工事費につきましては町道下條線において、今年度の町道改良工事において制御盤が支障となくなることから、減額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議いただき原案のとおりご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第5号、平成24年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算(第1次)を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、平成24年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算(第1次)は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第6号、平成24年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算(第1次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 議案第6号、平成24年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算(第1次)の調製についてご説明申し上げます。

今次の補正につきましては、歳入におきましては、繰越金の確定、それに伴いまして繰入金金の減額、歳出におきましては人件費の調整によるものであります。

それでは予算書をご覧ください。

平成24年度西会津町の農業集落排水処理事業特別会計補正予算(第1次)は、つぎに定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ96万9千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億145万2千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

詳細につきましては、事項別明細書にて説明させていただきます。4ページをご覧ください。まず歳入です。

2款繰入金、1項1目一般会計繰入金131万5千円の減額です。繰越金が確定したことにより、不用となった額につきましては一般会計繰入金を減額いたしました。

3款繰越金、1項1目繰越金228万4千円の増額です。前年度繰越金が確定したことによる補正です。

次に歳出です。

1款総務費、1項1目一般管理費96万9千円の増額です。人件費の調整と需用費において電気料、役務費において汚泥手数料の追加、公課費において消費税確定による減額であります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議いただきまして原案のとおりご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　歳出の件で、金額は50万円増なんですけど、手数料ということで、先ほど決まった下水道についても今回の集落排水にしてもそれぞれ手数料が増加している点ほどのような原因でしょうか。それに伴い手数料ということは手間がかかっていることにすればその産廃も増えているということでしょうか。説明をお願いします。

○議長　建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　今回の農業集落の汚泥処理手数料についてのご質問にお答えいたします。

汚泥手数料につきましては各処理場におきまして処理した処理水においてそれを塩川の処理場にもって行って処理すると。その手数料でございます。これにつきましては、各処理場で満杯になってから汲んでそれから処理するというので23年度のやつが5月ころに汲み取りをいたしましたので、その分で増えたということでございます。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第6号、平成24年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算(第1次)を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、平成24年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算(第1次)は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第7号、平成24年度西会津町個別落排水処理事業特別会計補正予算(第1次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　議案第7号、平成24年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算(第1次)の調製についてご説明申し上げます。

今次の補正につきましては、歳入においては繰越金及び消費税還付金が確定したこと、歳出については、人件費の調整、及び汚泥処理手数料の追加であります。

それでは予算書をご覧ください。

平成24年度西会津町の個別排水処理事業特別会計補正予算(第1次)は、つぎに定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ139万7千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,055万5千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入



歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

詳細につきましては、事項別明細書にて説明させていただきます。4ページをご覧ください。まず歳入です。

5款繰越金、1項1目繰越金110万8千円の増額です。これは、前年度繰越金が確定したことによる補正です。

6款諸収入、2項2目消費税還付金28万9千円の増額です。前年度消費税が確定したことによる増額です。

次に歳出です。

1款総務費、1項1目一般管理費139万7千円の増額です。人件費の調整と役務費において汚泥手数料の追加です。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議いただき原案のとおりご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第7号、平成24年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算(第1次)を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、平成24年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算(第1次)は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第8号、平成24年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 議案第8号、平成24年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1次)についてご説明申し上げます。

今次の補正は、後期高齢者医療システム改修費と決算による前年度分の精算による一般会計への繰出金で、それぞれ所要額を調整したものであります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思えます。

平成24年度西会津町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第1次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23万9千円を増額し、歳入歳出予算の

総額を歳入歳出それぞれ1億624万8千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

主な補正内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきたいと思います。

4ページをご覧ください。歳入であります。

2款繰入金、1項1目事務費繰入金19万円の増額は、システム改修費等の事務費に対する一般会計からの繰入金の増額であります。

3款繰越金、1項1目繰越金4万9千円の増額は、平成23年度の繰越金確定によるものであります。

次に、5ページの歳出であります。

1款総務費、1項1目一般管理費18万9千円の追加は、後期高齢者医療のシステム改修、セキュリティシステム、不正アクセス防止対策委託料の追加であります。

4款諸支出金、2項1目一般会計繰出金5万円は、過年度分の精算による一般会計への繰出金であります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 繰入金の財源であります。これは純粹なる町の一般財源かということをお尋ねするわけであり。われわれも後期高齢者支援金ですか、支援分の負担をしておられるわけですが、そちらのほうからの財源かどうかということをお尋ねするわけであり。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 繰入金の財源に関するご質問でございますが、一般会計からの繰入金19万円につきましては町の一般会計からの一般財源としての繰入金でございます。先ほどお話ございました後期高齢者支援金等につきましては、直接広域連合のほうに納付するものでございますのでご理解いただきたいと思います。

なお、事務費、一般的なシステム改修ですとか、消耗品、それらについては一般会計の一般財源からの繰り入れということで予算を調製させていただいております。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第8号、平成24年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1次)を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、平成24年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1

次)は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第9号、平成24年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第3次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 議案第9号、平成24年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第3次)についてご説明申し上げます。

はじめに、本予算案の概要について申し上げます。

事業勘定についてであります。退職被保険者等療養給付費保険者負担金、出産育児一時金に不足が見込まれますことから、それに係る所要額を調整したものであります。

また、診療施設勘定につきましては、職員の人件費の減額調整や新しい医療体制に伴い情報共有を図るための検査結果等データシステム改修費などにより、それに係る所要額を予備費で調整したものであります。

予算書をご覧いただきたいと思えます。

平成24年度西会津町の国民健康保険特別会計補正予算(第3次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ732万4千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億4,675万1千円とする。

診療施設勘定の歳入歳出予算の総額の増減はしない。

第2項、事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

主な補正内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきたいと思えます。

5ページをご覧ください。事業勘定の歳入であります。

3款国庫支出金、2項2目出産育児一時金補助金は、5万円を減額するもので、本年度の同補助金確定による減であります。

4款療養給付費等交付金、1項1目療養給付費等交付金は、644万9千円を増額するもので、本年度、社会保険診療報酬支払基金からの退職被保険者療養給付費等交付金見込みによる増であります。

9款繰入金、1項1目一般会計繰入金92万5千円を増額するもので、3名分の見込による出産育児一時金の追加財源としての一般会計からの繰入であります。

次に、6ページの歳出をご覧ください。

1款総務費、1項1目一般管理費は、12万4千円を追加するもので、職員の人件費の調整による追加であります。

2款保険給付費、1項2目退職被保険者等療養給付費は、600万円の追加であります。11月末現在で月平均406万8千円であり、当初予算時の積算月額360万円を上回り、不足の見込であることから追加するものであります。

2款保険給付費、4項1目 出産育児一時金は、120万円の追加であります。当初予算では、国保被保険者の対象見込数を6人分で見込んでおりましたが母子健康手帳の交付状況

などから更に3人の出産が見込まれることから追加計上するものであります。

13 ページをご覧いただきたいと思ひます。

診療施設勘定でありますが、歳入はありません。

歳出でありますが、1 款総務費、1 項 1 目一般管理費は、668 万 1 千円を減額するものであります。職員の人件費などの減額調整と診療所公用車の備品購入費の計上であります。診療所公用車につきましては、平成 15 年登録のマニュアル車をオートマチック車に更新するものであります。

2 款医業費、1 項 1 目医療用機械器具費 1,479 万 5 千円の追加は、11 月から医療体制が変わり、医師のローテーション化となりましたことから、西会津診療所と群岡診療所の情報共有を図るための群岡診療所の検査結果等データシステム改修費 1,155 万円及び尿・血液検査機器などの購入費 324 万 5 千円であります。これらの検査結果等データシステム改修費は、国の特別調整交付金の対象となりますが、同交付金の対象期間が 1 月から 12 月までであることから、交付金については、平成 25 年度の歳入となります。

平成 25 年度の当初予算計上も検討し、医師と協議いたしましたが、11 月から新しい医療体制、ローテーションによる診療は行なっており、できるだけ早い時期に情報共有できる環境にしてほしいとの要望がありましたことから、今次補正予算での計上となりましたので、ご理解いただきたいと思ひます。

5 款予備費、1 項 1 目予備費は、811 万 4 千円の減額であります。歳出の組み替え調整による予備費の減額計上であります。

以上で説明を終わらせていただきますが、本案につきましては、去る 11 月 30 日開催の町国民健康保険運営協議会に諮問し、適当である旨の答申をいただいているところであります。

よろしく、ご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。  
(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。  
これから議案第 9 号、平成 24 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 次)を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第 9 号、平成 24 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 次)は、原案のとおり可決されました。

○議長 暫時休議します。(11時52分)

○議長 再開します。(13時00分)

日程第10、議案第10号、平成24年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第2次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、高橋謙一君

○健康福祉課長 議案第10号、平成24年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第2次)についてご説明申し上げます。

今次の補正は、職員の異動による人件費の調整が減額要因であり、介護サービス等については見込による組み替え調整が主な内容で、それぞれ所要額を調整したものであります。

それでは予算書をご覧ください。

平成24年度西会津町の介護保険特別会計補正予算(第2次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,909万7千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

主な補正内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきたいと思っております。

5ページをご覧ください。歳入であります。

2款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金155万円の増額は、居宅介護サービス増によるものであります。

4款県支出金、1項1目介護給付費負担金155万円の減額は、施設介護サービス減によるものであります。

6款繰入金、1項4目その他一般会計繰入金10万4千円の減額は、職員の異動等による職員給与等繰入金減と介護認定システム改修に係る事務費繰入金増であります。

次に、6ページの歳出をご覧ください。

1款総務費、1項1目一般管理費は、7万6千円を減額するもので、職員の異動による人件費の減と介護認定システム改修費の追加であります。

7ページをご覧ください。

2款保険給付費、1項1目居宅介護サービス給付費は、3,070万円を追加するものでありますが、要介護1から5の認定を受けているかたのホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイなどの増によるものであります。

2目地域密着型介護サービス給付費600万円の追加は、認知症高齢者グループホーム等利用の増によるものであります。

3目施設介護サービス給付費3,100万円の減額は、施設介護サービスの介護老人保健施設や特別養護老人ホーム入所者に係る給付費の見込による減であります。

6目居宅介護サービス計画給付費400万円の追加は、在宅の要介護のかたのケアプラン作成に要する給付費の増によるものであります。

2項1目介護予防サービス給付費700万円の減額は、要支援1・2の認定を受けている

かたのホームヘルプサービスやデイサービスなどの減によるものであります。

8 ページをご覧ください。

2 目地域密着型介護予防サービス給付費は、200 万円を減額するもので、認知症高齢者グループホーム等利用の減によるものであります。

5 目介護予防サービス計画給付費 70 万円の減額は、要支援の方のケアプラン作成に要する給付費の減によるものであります。

4 款地域支援事業費、1 項 1 目二次予防事業費 21 万 5 千円の減額は、介護認定を受ける直前のかたがたに対する介護予防事業費であります。

2 目一次予防事業費 21 万 5 千円の追加は、健全な高齢者に対する介護予防事業であり、予算の組み替えを行うものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

13 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 それではお尋ねをいたします。まず歳入で国庫支出金と県の支出金と同額、説明では居宅増の分は国と県の支出が施設での減だという説明でありましたが、これまた私の勉強不足を表すようであります。国庫の支出金は介護給付費全体で負担をしておるのではないかなという私の認識でいたんですが、その点はどうなっておられるのかももう少し詳しく説明をしていただきたいと思っております。

同じように給付費で居宅サービスで 3,070 万円、施設で 3,100 万円、だいたい同程度、これ偶然このようになったのか。私の考えですと施設介護よりも居宅介護のほうがいわゆる給付費が居宅のほうが金がかからないと、こう見てるわけですが、そこら辺も含めて答弁していただきたいということでもあります。

施設介護費が減った要因、入所数だけなのか、それとも介護度によって負担が変わりますから、そこら辺の人数と介護度との関係も説明をしていただきたいと思っております。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 ご質問にお答えをいたします。

まず第 1 点目の国庫支出金と県支出金の増減の関係でございますが、国庫支出金につきましては居宅介護が増によるものということでそれに見合う分の施設が減ったということでございます。通常の場合、介護財政の場合、介護給付費の 5 割が公費でございます。5 割が公費で国が 25%、県が 12.5%、町が 12.5%でございます。居宅介護についてはルールどおりのパーセンテージでございますが、施設介護につきましては公費 5 割のうち国が 20%、県が 17.5%、町が 12.5%。5%ほど県が高くなってございます。施設介護サービスの減に伴いましてその分を調整させていただいたものでございます。

次に居宅介護と施設介護サービスの増減の内容でございますが、現時点でございますが、施設利用で見ますと当初月平均で特別養護老人ホームで 67 人、介護老人保健施設で 77 人の月平均を見込んでおりましたが、今年度 7 カ月、10 月末でございますが、月平均で特養が 63.7 人、老健が 33.1 人、特養で 3.1 人月当たり減、老健で 3.9 人月当たり減ということで施設介護サービスの利用者減ということで調整をさせていただきました。

また、居宅介護サービスの増でございますが、在宅にいながらサービスを受けたいというかたが増えているということも事実でございますが、また、今年に入りまして介護付き有料老人ホーム、現在町にはないわけでございますが、町外にある有料老人ホームに入られたかたは4人おりました。昨年までは4人で現在8人おられます。介護付き有料老人ホームは居宅介護での給付費になりますので、それらも原因して増減を調整させていただきました。以上でございます。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 歳入の件であります。負担の割合、わかりました。確かに割合に応じて負担をするということでもあります。そうなれば居宅費の増も国だけじゃなくて、県なり町なりの増も、負担分も増と出なくちゃならないのではないのか。同じように施設の減もルールに従えば県支出金だけが減ではなくて国の分も町の分も減というふうな予算を計上すべきではないのかなというふうに思いますが、その件はいかがでしょうか。

歳出であります。施設への入所者が見込みよりも少なかったというのは喜ばしいことかどうかという気もしますが、ただ、待機者が相当数おられるという中で予定よりも入所されるかたが少ないということは、逆に言えば待機している人の入所を認めなかったということにもなりかねないので、そこら辺、どうとらえておいでかご説明をお願いいたします。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 ただいまのご質問で、歳出の増減に伴って歳入の国県町の負担も合わせて調整すべきではなかったのかというご質問でございますが、それにつきましては当然ごもっともでございますが、現在、年度途中でございまして、3月末までの見込を現時点で把握しきれていない部分もございまして、それらもある程度把握した上で最終的なルール分の調整をさせていただきたいということで大きく変わるであろう部分の国県の調整だけさせていただきましてのご了承いただきたいと思います。

また、待機者が多くいる中で入所を認めなかったのではないかというご質問でございますが、以前にもお話をさせていただいたかと思いますが、施設介護の場合、例えば空きがあつて優先順位を10人とか決めているようなんですが、空きが出た場合、優先順位1番からずっと電話を差し上げるそうですが、その中で優先順位5番、6番、7番までまだもう少し早いというなかたが多くおられるようでございます。それらについてはいずれ施設介護が必要だけれども早めにかたもおられますので、そういう入所待機者もおられるということでご理解をいただきたいと思います。

また、今回、先ほども申し上げましたが、施設介護ではございませんが、介護付き有料老人ホーム、町外にある有料老人ホームに今年度に入って4名のかたが入所された。これらについてはほぼ施設介護に類するものでございまして、そのような形態をとられるかたもいるということでご理解をいただきたいと思います。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 歳入ですが、いずれにしろ最終的には計上なされるということですからそれはそれでいいでしょうが、ただ、今の説明で合点のいかないのは、それじゃ県の支出減は、県の負担よりも国の負担割合が、国が20%で県が17.5%ですから、そうすると施設減

でも国の分が減ってもおかしくないのではないかと。それはあなたの言ったように最終的に調整ということですからそれはそれで理解をしますが、説明には若干の矛盾と申しますかな、それがあつたのではないかと。

それと施設介護であります、一般質問等でも出て待機者解消のためにうんぬんということが何回となく質問されてきましたが、その都度今おっしゃつたような重複して申し込みとか、実際声をかけてみるとなかなか入所しなくてもいいというような実態も答弁なされてきたわけですが、なるほどなと、これを見ましてね。それじゃ 24 年度から立てた介護計画に影響が出るのか出ないのか。全体では 3,000 万円と 3,000 万円ですから給付費は変わりはないわけですが、しかし給付の内容、今年度からを初年度とする介護計画に影響を及ぼすような数字ではないのかなというような感じがします。本当に入所者が申し込んでおいても、5 人か 6 人の余裕があつても申し込みがないというのは、いわゆる介護計画にも影響を及ぼすと思つていますが、その辺はどうとらえておられますか。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 介護保険事業計画との関係についてのご質問でございますが、第 5 期の介護保険事業計画、23 年度に策定をいたしました。昨年度策定いたしました内容につきましては今後の高齢者の人口の推計、それから認定者数の推計、さまざまな現時点で把握できるデータを厚生労働省が示しますワークシートの中に入れますとある程度介護保険料なり介護給付の内容が 3 カ年間出てまいることになってございます。

それに基づきまして第 5 期の介護保険事業計画は策定させていただきました。現段階で施設介護、さらには居宅介護にほぼ同額の増減があるわけでございますが、その内容につきましては第 5 期の介護保険事業計画に大きな影響を及ぼすものではないということで認識してございます。

それにつきましては最終的な決算見込を推計してみませんとわかりませんが、今回は介護給付費組み替えということで調整をさせていただきました。この組み替えの調整の範囲内で 24 年度は決算見込できるものと現時点では考えておりますのでご理解いただきたいと思つています。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 10 号、平成 24 年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第 2 次)を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがつて、議案第 10 号、平成 24 年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第 2 次)は、原案のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 11 号、平成 24 年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算(第 1



次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

- 建設水道課長 議案第11号、平成24年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算(第1次)の調製についてご説明申し上げます。

今次の補正につきましては、歳入におきましては、繰越金の確定、それに伴いまして繰入金金の減額、歳出におきましては人件費の調整と維持管理費の必要額を計上するものであります。

それでは予算書をご覧ください。

平成24年度西会津町の簡易水道等事業特別会計補正予算(第1次)は、つぎに定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ133万9千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億417万6千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

詳細につきましては、事項別明細書にて説明させていただきます。4ページをご覧ください。まず歳入です。

2款繰入金、1項1目一般会計繰入金100万円の減額です。繰越金が確定したことにより、不要となった額につきましては一般会計繰入金を減額いたしました。

3款繰越金、1項1目繰越金197万8千円の増額です。前年度繰越金が確定したことによる補正です。

4款諸収入、3項2目雑入36万1千円の増額です。町道漆窪線水道支障管移設による補償費の計上です。

5ページをご覧ください。歳出です。

1款水道費、1項1目一般管理費133万9千円の増額です。人件費の調整と需用費において修繕料と、委託費において漏水調査委託料の追加、公課費においては消費税確定による減額であります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議いただき原案のとおりご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長 これから質疑を行います。

13番、長谷沼清吉君。

- 長谷沼清吉 1点だけお尋ねをいたします。歳出の漏水調査委託料であります。ご覧のような積雪の中であって順調な漏水調査ができるのかというような疑問がありますので、その件についてお答えをしていただきたいと思います。

- 議長 建設水道課長、酒井誠明君。

- 建設水道課長 漏水調査委託料のご質問にお答えいたします。

今回漏水調査につきましては、奥川簡易水道でかなり頻繁に漏水がしております。今回の漏水調査の内容につきましては、まずヘリウムガスによりまず漏水調査といたしまして、

水道管の中にヘリウムガスを入れまして、それが漏水した箇所から上に上がってくるやつを感知して漏水箇所を発見するという方法と、もう一つ相関と申しまして100メートル、200メートル間で電波を飛ばしましてその電波の伝わり方によって計器によりまして測定地点から何メートルのところで漏水しているというのが計器のほうに出ますので、その調査でございますので、普通の音を聞いてやるものと違うもので、積雪とは関係なくできる調査費でございます。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第11号、平成24年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第1次）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第11号、平成24年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第1次）は、原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第12号、平成24年度西会津町水道事業会計補正予算（第1次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　議案第12号、平成24年度西会津町水道事業会計補正予算（第1次）の調製についてご説明申し上げます。

今次の補正につきましては、支出において、水道事業費の営業費用で人件費の調整と修繕料及び動力費の追加、そして予備費の追加であります。それでは予算書をご覧ください。

第1条、平成24年度西会津町の水道事業会計補正予算（第1次）は、次に定めるところによる。

第2条、平成24年度西会津町の水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

まず収入ですが収入についてはございません。次に支出です。第1款水道事業費であります。既決予定額1億4,980万円については変りありません。その内訳ですが、第1項営業費用について369万1千円を減額し1億410万8千円とします。第2項予備費について369万1千円追加し568万5千円とします。

第3条、予算第6条に定めた経費の金額を、次のように改める。職員給与費既決予定額2,050万9千円を801万9千円減額いたしまして合計1,249万円といたします。

2ページをご覧ください。平成24年度西会津町水道事業会計補正予算実施計画により補足説明をいたします。

収益的収入及び支出の中の支出です。

1 款水道事業費、1 項 1 目原水及び浄水費 389 万 2 千円の減額です。人件費の調整と修繕料において小島浄水場の水位計とバルブの修繕費の追加、動力費において電気料金の追加であります

4 目総務費 20 万 1 千円の増額です。人件費の調整と委託料で水道法改正に伴う、電算システムの改修による委託費の追加です。

4 項 1 目予備費 369 万 1 千円の増額です。本会計を調整いたしまして不用となった額は予備費に繰り入れました。

3 ページの平成 24 年度西会津町水道事業会計資金計画は、説明を省略させていただきます。

これで説明を終わりますが、よろしくご審議いただき、原案のとおりご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 12 号、平成 24 年度西会津町水道事業会計補正予算（第 1 次）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 12 号、平成 24 年度西会津町水道事業会計補正予算（第 1 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 13、議案第 13 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 議案第 13 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてご説明いたします。

辺地に係る公共的施設の総合整備計画につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づきまして、辺地地区での生活・文化水準等の格差是正を図ることを目的に実施する事業を盛り込み、計画書を策定しています。本町には野沢、尾野本、群岡、新郷、新郷三河、奥川の 6 つの指定地区がありまして、地区ごとに 6 つの計画書を策定しているところです。

本計画書を策定すること、本計画に事業を盛り込むことのメリットではありますが、ご承知のとおり、辺地対策事業債を活用し事業実施が可能となることにあります。

それでは、議案書をご覧ください。また説明資料として変更計画書を配付していますの

で、併せてご覧ください。

今次の変更であります。新郷辺地に係る計画の変更です。その内容であります。変更計画書の3ページをご覧ください。施設名、消防施設、防火水槽、事業内容40立方メートルについて、事業費については530万円から673万6千円に143万6千円を増額し、うち辺地債充当額については、260万円から410万円に150万円増額変更するものであります。

この変更の理由であります。本年度事業として高目集落内に防火水槽40立方メートル、1基の整備を図りましたが、設置場所として選定された敷地に余裕がなく、防火水槽埋設にかかる掘削が敷地に隣接する町道まで影響することとなり、迂回路の設置及び町道復旧等の付帯工事を本工事に追加したため、工事費の増額となったものであります。

これら増額となりました付帯工事にかかる費用につきましても、辺地債の対象とすることが可能なことから、計画の変更を行なうものであります。

なお、本変更につきましては、11月26日付で県との事前協議を行っており、11月30日付けにて同意する旨の回答を得ております。

以上で、説明を終わらせていただきますが、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第9項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　新郷辺地の変更についてであります。この前ご提案なされたときに私から漆窪と泥浮は一つの自治区であります。泥浮の字名がいわゆる名称がここに載っていない。それから原自治区を構成している上ノ台の2軒あるわけですが、あそこの字名も載っていない。これ、事業に差し支えないのかということと、やはり名称に加えるべきだろうとお尋ねした経緯がありますが、その点はどうなっておられるかということと、もう1点は、6集落それぞれ基盤整備をしております。それで私気がついたんですが、高目と小清水で基盤整備をしました。字名を新しく高清水という字名ができたわけであります。それは載っていないということ。これかなりの面積でありますし、また、高目、小清水以外の荒木、漆窪、呼賀、原も基盤整備をしておりますから、私らのように新しい字名をつくっておるかいないかは私まだわかりませんが、そういう点ではそこも確認をなされたのかをお尋ねをいたします。

○議長　企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長　ただいまのご質問にお答えします。

以前の辺地債の変更の際に、漆窪自治区、泥浮地区につきまして新郷辺地の区域からはずれているという話承りました。先ほどちょっと申し上げましたように、この計画に載せておくそのメリットというのは公共施設の整備に当たって辺地債が活用できるということでありまして、今回確かに調査した結果、富士の部分までしか範囲に含めていなかったということで、泥浮地区につきましては、範囲に含まれなかったということがわかりました。

区域の変更になりますと、ちょっと作業が、県との協議も当然必要になってきますし、なかなか作業が難しいということをごさいますして、事業がそういった地区に何らかの事業しなくちゃならない、辺地債を活用しなくちゃならないという時点があったならば変更しなくちゃならないだろうとは思ったわけでありますが、今進めている事業に支障がないということをごさいますして、区域の変更までは今次行わなかったということをごさいます。

今回の計画は26年度までの計画でございます。また、今度町民バス、デマンドバスというような形で変わったりしますので、辺地の計画、この次の見直しには大きく地区も変わってくるのかなというふうに思います。そういった場合には十分注意をしながら変更作業を行っていきたいと考えているところでございます。

ほ場整備をした新しい字名、盛り込まれてないじゃないかというような話をごさいますした。その辺ちょっと調査不足だったというふうに考えているところでございます。十分調査をしてそういったことも含めましてこの次の変更ではきちんとした計画にしていきたいと考えているところでありますのでご理解いただきたいと思ひます。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 確かに泥浮は問題があるわけであります。漆窪は富士でありますが、泥浮は笹川、平明の子村ということで平明分でありますから、平明分がここに入っておりませんからそれはそれなりの理由があんでしょうが、ただ、今は自治区は漆窪一つということでありますので、この次の見直しのときに努力をしていただきたいと思ひます。

あと上ノ台について、これは完全に昔から原の自治区できてますので、上ノ台の2軒を含む字名も当然入れるべきだろうと。ほ場整備もわかります。

それと、この辺地の見直しのときに平明も今度入る可能性は強いのではないかなと、高いのではないかなと思ひてます。戸数が減ってます。空き家が増えている。それから独り暮らしの家庭も多い。ですから、今度見直しがあるときにはそこら辺も考慮に入れて見直しをしていただきたいと思ひますがいかがですか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えします。

この次、26年度で見直し作業するわけでありますが、今回小学校の統合というような形で、辺地度点数を出すための要素として学校があるかないかというのがだいぶ大きな要因になります。小学校が統合されまして、新郷地区、さらには奥川地区、小学校がなくなつたということでありますので、そうとう区域の見直しというのはこの次は出てくるのかなというふうに考えております。

そういったことも十分配慮しながらこの次の計画見直し作業をやっていきたいということをごさいます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第13号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第14号、財産の取得について(スクールバス)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第14号、財産の取得について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、現在、西会津小学校に通学するための尾野本地区スクールバスが、購入から8年を経過し、走行距離も16万キロを超え、車両の老朽化が進んできたことから、輸送の安全を確保するため、更新を行なうものであります。

それでは、議案書をご覧いただきたいと思います。1の取得する財産及び数量であります。1の取得する財産及び数量であります。2の取得の方法は売買であります。

去る11月29日に、指名競争入札による入札会を執行したところであり、入札に指名した業者はお手元に配付いたしました入札結果のとおり、有限会社齋藤オート、有限会社相原モータース、株式会社平和総合企業、有限会社渡部泉商店・野沢自動車工業、福島日野自動車株式会社、福島トヨペット株式会社の6社であります。

入札の結果、有限会社齋藤オート、代表取締役齋藤一博氏が574万円で落札いたしましたので、これに消費税及び地方消費税を加算した額、602万7千円を取得価格として、同日、物品売買仮契約を締結いたしました。納入期限は平成25年3月25日であります。

以上で説明を終わりますが、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

7番、多賀剛君。

○多賀剛 これは私以前にもお尋ねしたことあるかと思いますが、この公用車を含めて自動車を更新する際、これは明確な基準があるのでしょうか。その点まず一つお尋ねをいたします。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 公用車全般の基本的な考え方でございますが、明らかなキロ数だとか年数だとかで明確に規定したものはございません。基本的には購入して乗れる間は乗っていただくというのが現在の町の姿勢でございます。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 私総務課長から説明あったように、今回のやつは特にスクールバス、子どもたちを安心・安全、命を預かるものですから、これは普通の考え方よりも早め早めに安全な

ものに更新していくというようなことは大変必要なことなのかなと思いますけども、これは今自動車というのは本当に日進月歩でどんどんよくなってきております。ましてこの小型バス、営業車のように毎日使っているやつで8年経過して16万キロ。私率直に考えて普通のいわゆるバス会社とか普通の営業車であればまだまだ、全然使える、もっと使える車だなというような感じはしてるんですが、たまたま補助金をはまったから更新するんだという考え方も理解できなくはありませんが、例えば老朽化、修理代が年間どのくらいかかったらいわゆる老朽化してきたんだというようなこと、これは明確に決めていく必要があると思います、いかがでしょうか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議員おただしのように特に今回のスクールバスにつきましては、児童生徒のいわゆる輸送の安全確保、これが最優先でございます。一概に修繕料うんぬんということではなくて、今ほど申し上げましたようにやはり安全を一番に優先していくことが必要であるということでございます。

したがって、年数、あるいは距離数を勘案して、修繕料等も当然勘案してまいりますけれども、そういったところで輸送の安全の確保が難しくなってきたというふうな判断に立てば更新をお願いしたいということでご提案させていただいております。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 ぜひお願いします。昨日も話しましたが、この基準づくりというのは大変難しいものであって、10年前につくった基準が今に当てはまるかということとまたそれも違うと思いますので、本当に今われわれの業界であれば毎日営業車のように使っているバスなんていうのは30万キロ、40万キロは平気で走る。それも安全に。ましてこういうふうなメンテナンスをしっかりとってる車なんていうのは走る時代になっておりますので、公用車も含めてそういう基準づくりの際はしっかりと検討していただいて基準をつくっていただきたいと要望しておきます。以上です。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第14号、財産の取得について(スクールバス)を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号、財産の取得について(スクールバス)は、原案のとおり可決されました。

議案の追加提案がありましたので、提案理由の説明があります。

日程第15、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 ただいま追加をいたしました議案第 15 号、町道上野尻村中線消雪施設設置(さく井)工事請負契約の変更契約についてご説明を申し上げます。

9月議会定例会でご議決をいただきました町道上野尻村中線消雪施設設置(さく井)工事請負契約につきましては、現地を精査した結果、井戸掘削の土質区分に変更が生じ、各土質ごとの掘削延長が変更となり、それに伴い発生する汚泥処理費の追加が必要となったことから、工事請負契約を増額するため、議会の議決をお願いするものであります。

以上、提出議案の概要についてご説明を申し上げましたが、議案の詳細につきましては担当課長より説明いたさせますので、十分なるご審議をいただき、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げ提案理由の説明を終わります。

○議長 日程第 16、議案第 15 号、町道上野尻村中線消雪施設設置(さく井)工事請負契約の変更契約についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 議案第 15 号、町道上野尻村中線消雪施設設置(さく井)工事請負契約の変更契約についてご説明申し上げます。

本工事につきましては、本年の9月議会定例会において請負契約のご議決をいただき、鋭意工事を進めているところであります。

本工事につきましての変更事項についてご説明させていただきます。お手元の議案説明資料も合わせてご覧ください。本工事につきましての変更内容であります。消雪施設の井戸の土質の変更とそれに伴いまして、泥水が発生したことによる汚泥の処理に要する費用の追加であります。

詳細につきましては、議案説明資料の井戸摸式図をご覧ください。ボーリング掘削土質に変更がありまして、A井戸で、礫質土 70メートルが 31メートル、軟岩 130メートルが 169メートルに、B井戸で礫質土 70メートルが 27メートル、軟岩 130メートルが 173メートルに変更するものであります。また軟岩につきまして、粘性が強い岩盤であり、ボーリング掘削する上で汚泥汚水が多量に発生することから汚泥の処理について 50立米を 130立米に変更するものであります。

工事請負契約の変更契約につきましては、先ほど申し上げました理由により変更設計書を調整いたしまして、去る 12月7日付、日栄地質測量設計株式会社、代表取締役増井正明氏と 390万9,150円の増額による、請負金額 5,430万9,150円とする変更請負仮契約書を締結いたしました。なお、平成 24年 12月 24日と定めております竣工期限については、土質の変更により、掘削速度が低下した事由により、平成 25年 1月 31日まで延長するものであります。

これもちまして、説明を終わらせていただきますが、地方自治法第 95 条第 5 項、及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 2 条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

7番、多賀剛君。



○多賀剛 請負工事の変更契約の内容に関しては理解いたしました。この直接工事の内容とは違うんですが、掘ったところから融雪用の水が出たと。昨日の説明だと水温が25度ほどあったということなんですが、これから安定してくれば水温は変化してくるだろうというようなことなんですけども、その25℃と聞いたときに私はただの地下水ではないなというような率直な感想を持ったわけなんですけども、その要はこれからの冬期間はあまり温かいと湯気で走行がしづらくなるというような話もありますけども、もう一つ25℃もあるといわゆる温泉成分とか何かが入ってるんじゃないかなという思いがしたんですが、まず水質の検査とか何かはこれからされる予定はあるのか。もし温泉の成分が入っているとすればロータスイン、さゆり公園の温泉なんかはものすごく塩化ナトリウム泉というか、塩分の強い温泉が出てきてるわけなんで、それを消雪に使った場合、生態系までとは言いませんけれども、大量に消雪使うわけですから、植物だとか、あとは金属、自動車を錆らせる、家の金属部分も錆びるなんていうことも心配されるものですから、そんなことは余計な心配だったでしょうか、お尋ねいたします。

○議長 副町長、藤城良教君。

○副町長 ただいまのご質問でございますけれども、昨日の議会運営委員会のほうで、私のほうで少し舌足らずだったかと思っておりますけれども、25℃の水が出たということではなくてですね、25℃以下であってそこまであったかいものではございませんでした。

担当課長に再度よく確認いたしましたところ、今のところまだ安定はしてないんですけれども、20数℃での前後がということでございまして、一般的に温泉成分うんぬんということでは、今のところないということで、県当局等も確認しておりますので、当然1月供用開始したときにそういう支障がないように、十分取り計らってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 礫質土ですか、これが当初の計画の半分にもいってないということでありますが、今稼働している上野尻消雪パイプも地下水を汲み上げてやっているわけですが、それと比較して今回の井戸はどうなんだということと、この31メートル、27メートルというのは発注した町でもきちんと確認をしておるのか。

それと、同じ軟岩で砂質主体と泥質主体、これの大きな違いといいますか、これがなぜ工事費に影響してるのかというのがまだ理解できませんので、説明をしてください。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 まず1点目の県の井戸と町の井戸の違いについてでございますが、井戸の深さにつきましては県と町はほとんど同じでございます。

次に土質の確認でございますが、これはボーリングで掘っておりますので、掘削深とか土質が変わったときにスピードが変わると、掘削進度が変わるというようなことで、そのときにつきましては変わった時点で日報の確認とその後の土質の掘削については監督員が確認しております。

次に、岩盤の土質の違いでございますが、当初見込んでおりましたのは砂質系の岩ということで掘削すると砂のちょっと粒子の粗いようなことで掘削できるような岩を想定しておりました。実際掘った結果なんですけど、説明資料の写真のとおり、一番左側にあるやつ

がボーリングのビットといいまして一番下にある歯です。それを掘削していきますとその泥質岩になった場合、右側の下の泥の固まりみたいなのが歯のほうにくっついてきます。

これにつきましては掘ったときに上から水を注入してその水の圧で岩盤の汚泥を上を吹き上げるような格好で掘っていくわけなんです、それにつきましてはその写真の右にありますその水槽みたいなところに一回ためます。これについては建設汚泥、産廃の指定になります建設汚泥となりますので、産廃処理になってきます。これにつきましてはこの枘みたいなところに一回ためまして、バキュームカーで一回汲み取りまして、それを今度最終処分場に処分するというような格好になりますので、その費用の追加でございます。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 今稼働してるのは県の施設だということではありますが、町のこれを設計といたしますか、計画をする場合にはその県の掘ったのを教えていただいて、それも契約の参考基準の一つにして、私はやるべきでなかったのかと思っておりますが、その点と、なぜ、掘っていったのが一般廃棄物じゃなくて産業廃棄物になるのかなど。産業廃棄物になると処理費の単価が高いのではないかなという気がしておりますが、それは一般廃棄物も産業廃棄物も単価は同じですか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 今回、県の井戸を参考にすべきじゃないのかというご質問にお答えいたします。今回につきましては一応設計する時点で県の井戸を参考にさせていただきました。県の井戸につきましては、県の資料といたしまして駅前のボーリング結果しかいただけませんでしたので、それを参考に今回設計を組んだというような現状でございます。

あと、一般廃棄物と産業廃棄物のことですが、建設工事で発生したものについてはすべて産業廃棄物になりますので、産廃処理となります。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第15号、町道上野尻村中線消雪施設設置(さく井)工事請負契約の変更契約についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号、町道上野尻村中線消雪施設設置(さく井)工事請負契約の変更契約については、原案のとおり可決されました。

日程第17、議会案第1号、西会津町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 議会案第1号、西会津町議会委員会条例の一部改正について、ご説明を申

し上げます。

この件につきましては、議会運営委員会で検討し、全員協議会に諮って皆さんの合意のもとに提出をしております。

本案は、地方自治法の改正によりまして、委員の選任等に関する事項が条例に委任されたということから、この委員会条例の改正を行うものであります。

それでは、改正条文についてご説明を申し上げます。併せて新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。

なお、提出者は先ほど申しましたように議会運営委員の皆さんがたであります。

特別委員会の設置についての規定であります。第3条第2項の次に次の1項を加えるということでもあります。

第3項として、特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

委員の選任についての規定であります。第4条中第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

議員は、少なくとも一つの常任委員になるものとする。

委員の任期についての規定であります。第5条に次のただし書を加え、同条に次の1項を加えるものであります。

ただし、後任者が選任されるまで在任する。

第2項として、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

そして、委員長、副委員長、議会運営委員及び特別委員についての規定であります。第10条第2項中「議会の許可」となっておりますが、これを「議長の許可」に改めるものであります。ですから「ただし、閉会中においては、議長が許可することができる」を削るわけでもあります。

次に、附則の施行期日についてであります。この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）であります。その附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から、つまり、政令で定める日から施行するということでもあります。

以上で、説明を終わります。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議会案第1号、西会津町議会委員会条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議会案第1号、西会津町議会委員会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 18、議案第 2 号、西会津町議会会議規則の一部を改正する規則を議題とします。  
本案についての説明を求めます。

13 番、長谷沼清吉君。

- 長谷沼清吉 議案第 2 号、西会津町議会会議規則の一部改正について、ご説明申し上げます。

これも議会運営委員会で検討いたしまして、全員協議会で皆様のご賛同を得て提出するものであります。提出者は記載のとおり議会運営委員会の皆様であります。

本案は、地方自治法の改正によりまして、改正されたために改正する必要が生じたということでもあります。議会会議規則における引用法令の条項番号を改正するものであります。

それでは、改正条文についてご説明申し上げますが、併せて新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。

修正の動議についての規定であります、第 16 条第 1 項中「法第 115 条の 2」を「法第 115 条の 3」に改める。

そして、所管事務等の調査についての規定であります、第 71 条第 2 項中「法第 109 条の 2 第 4 項」を「法第 109 条第 3 項」に改める。

この「法」とは、地方自治法を指しております。

次に、附則の施行期日についてであります、公布の日から施行するものであります。

これで、説明を終わります。

- 議長 これから質疑を行います。  
(「質疑なし」の声あり)

- 議長 これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
(「討論なし」の声あり)

- 議長 討論なしと認めます。  
これから議案第 2 号、西会津町議会会議規則の一部を改正する規則を採決します。  
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

- 議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第 2 号、西会津町議会会議規則の一部を改正する規則は、原案のとおり可決されました。

日程第 19、請願第 3 号、2013 年度の教育予算の拡充と教職員定数の改善を求める意見書提出方の請願を議題とします。

委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、青木照夫君。

- 青木照夫 総務常任委員会、請願審査報告書。

本委員会は付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 92 条第 1 項の規定により報告いたします。

受理番号、請願 3 号、付託年月日、平成 24 年 12 月 7 日、件名、2013 年度の教育予算の拡充と教職員定数の改善を求める意見書提出方の請願であります。

審査の結果、採択すべきものと決定いたしましたので報告いたします。

○議長 委員長のほうで訂正しておりますので、資料を後から訂正して配付します。

これから請願第3号、2013年度の教育予算の拡充と教職員定数の改善を求める意見書提出方の請願の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから請願第3号、2013年度の教育予算の拡充と教職員定数の改善を求める意見書提出方の請願を採決します。

お諮りします。

請願第3号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、請願第3号、2013年度の教育予算の拡充と教職員定数の改善を求める意見書提出方の請願は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第20、意見書案第1号、2013年度の教育予算の拡充と教職員定数の改善を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

8番、青木照夫君。

○青木照夫 それでは2013年度の教育予算の拡充と教職員定数の改善を求める意見書。

標記の意見書案を会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出します。

提出者は記載のとおりでございます。

提出先、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣であります。

それでは朗読をもって報告いたします。

2013年度の教育予算の拡充と教職員定数の改善を求める意見書。

現在、学校における「いじめ」が大きな問題となっている。社会状況等の変化により学校は、一人ひとりの子どもに対するきめ細かな対応が必要となっている。福島県は、小中学校における独自の少人数学級による教育を全国に先駆けて実施しており、学校全体で子どもたちに寄り添いながら教育活動を進め成果を上げている。

一方、福島県では、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により、多くの子どもがふるさとを離れ避難生活を送っている。臨時的に再開している学校も多く、教育環境、教育条件は極めて厳しい状況下での教育活動が行われている。子どもたちは、いかなる状況においても、教育の機会均等のもとに一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。福島県の教育の振興においては、教育予算の拡充と教職員の増員が不可欠である。

現在、地方財政は極めて厳しい状況にあり、このような中で震災・原発事故に関する様々な対応とそこからの復興を進めなければならない。このような時だからこそ、公共サービ

スの充実は不可欠でありマンパワーが必要である。

教育は未来への先行投資であり、子どもたちがどこに生まれ育ったとしても、いかなる状況の中においても等しく良質な教育を受けられる「教育の機会均等」が保障されなければならない。そのためにも、義務教育費国庫負担制度を堅持し、国庫負担割合を二分の一に戻すとともに、教職員定数の改善を含む教育予算を確保し充実させる必要がある。

このような理由から、下記の事項について、地方自治法第99条に基づき、意見書を提出する。

- 1、一人ひとりの子どもに対するきめ細かな対応を行うための教育予算の拡充と、教職員定数の改善を行うこと。また、当面する教育復興のための教育予算の拡充と震災復興のための教職員の加配を十分に行うこと。
- 2、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度を引き続き堅持し、国庫負担割合を二分の一に復元すること。また、国家公務員給与の臨時特例法による削減を、地方財政計画及び義務教育費国庫負担金に反映させないこと。

以上が意見書案でございます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから意見書案第1号、2013年度の教育予算の拡充と教職員定数の改善を求める意見書を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号、2013年度の教育予算の拡充と教職員定数の改善を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第21、意見書案第2号、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書を議題とします。提出者の説明を求めます。

13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　意見書案第2号、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書。

標記の意見書案を、会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出します。

提出者は議会運営委員のかたがたであります。

提出先は内閣総理大臣以下記載のとおりであります。

朗読をもって説明をいたします。

地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書。

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ

喫緊の課題となっており、森林のもつ地球環境保護、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、わが国は京都議定書において、第1約束期間である平成20年から平成24年までの間に、温室効果ガスを6%削減することが国際的に義務付けられているが、そのうち3.8%を森林吸収量により確保するとしている。

このような中、「地球温暖化対策のための税」が平成24年10月に導入されたが、「森林吸収源対策などの地球温暖化対策に関する地方の財源確保」については、「平成24年度税制改正大綱」において、「平成25年度実施に向けた成案を得るべく更に検討を進める」とされている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。

よって、下記事項の実現を強く求めるものである。

記。

二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「地球温暖化対策のための税」の一定割合を、森林面積に応じて譲与する「地方財源を確保・充実する仕組み」を早急に構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する

以上であります。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから意見書案第2号、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第22、議会運営委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会運営委員会より、お手元に配りました特定事件について閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 23、議会広報特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会広報特別委員会より、お手元に配りました特定事件について閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会広報特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会広報特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 24、議会基本条例制定特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会基本条例制定特別委員会よりお手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

議会基本条例制定特別委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会基本条例制定特別委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

本定例会に付議された事件は、以上をもって審議を終了しました。

町長よりあいさつがあります。

町長、伊藤勝君。

○町長 12月議会定例会閉会に当たり一言あいさつを申し上げます。

本定例会に提出いたしました議案につきましては、議員各位の慎重なるご審議を賜り、全議案とも原案どおりご議決をいただきました。まことにありがとうございました。

今後執行に当たりましては、賜りましたご意見等十分配慮いたしまして対応してまいりたいと思います。

さて、この1年間を顧みますと、大震災、豪雨災害の一連の被害に対して復興元年と位置づけて鋭意取り組んでまいりました。いまだ風評被害は払拭しておりませんが、豪雨災害復旧については順調に推移しているところであります。

また、阿賀川河川橋屋地内堤防工事につきましては、今月25日に起工式の予定であります。ご協力をいただきました地元の皆さんはじめ関係者の皆さんに改めて御礼を申し上げます。



ます。

いよいよ今年も残すところあとわずかとなりました。来年の干支は巳年、へび年であります。へびにまつわることわざや戒めに蛇足とか、藪蛇とかがありますが、中でも竜頭蛇尾というものがあります。はじめは、頭は龍がごとく勢い盛んではあるが、終わりは蛇のしっぽのように尻すぼみになることへのたとえであります。

私は行政はこうあってはならない。例えば健康が一番という新たな政策ははじめは小さくとも回を重ねるたびに大きな成果が発揮できるものになるよう取り組んでまいりたいと思います。竜頭蛇尾、この戒めをしっかり持って町政運営に当たりたいと思います。町民の皆さん、議員各位のさらなるご協力をお願い申し上げる次第であります。

むすびに議員各位には暮れの何かとお忙しい中ではありますが、町勢進展のためにさらなるご活躍をお願いし、また、健康に十分留意され、輝かしい新年を迎えられますことをご祈念いたしましてあいさついたします。ありがとうございました。

○議長 閉会にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

去る12月7日以来、本日まで6日間にわたり、議員各位におかれましては、年の瀬を迎え何かとご多忙中にもかかわらず、熱心にご審議を賜り、本日をもって全議案原案どおり議決成立を見ました。

会議を通じて議事進行に各位のご協力を得ましたことに対し厚く御礼申し上げます。

町当局におかれましては、これらの執行に当たっては本会議において議員各位から述べられました意見なり要望事項につきまして、特に留意されるとともに適切なる運営をもって進められ、町勢発展のため一層のご努力をお願い申し上げます。

今年も残り少なくなりました。議員の皆さまがた、執行部の皆さまがたにおかれましては一層ご自愛の上、よい年を迎えられますようご祈念申し上げますとともに、今後とも町政の積極的な推進にご清栄賜りますようお願い申し上げ、閉会のあいさついたします。

これをもって平成24年第9回西会津町議会定例会を閉会します。(14時47分)